

令和元事業年度

業 務 実 績 等 報 告 書

独立行政法人労働者健康安全機構

評価書

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人労働者健康安全機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和元年度（第4期）
	中期目標期間	令和元年度～5年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項

1. 全体の評価				
評価 (S、A、B、C、D)		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況 ※過年度の総合評価は別添「総合評価」の算出方法により算出願います。		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
評価に至った理由				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進	<u>A</u> ○					1-1-1	
労災疾病に係る研究開発の推進	A					1-1-2	
労働災害調査事業	A					1-2	
化学物質等の有害性調査事業	BO					1-3	指標設定困難
労災病院事業	BO					1-4	
産業保健活動総合支援事業	<u>A</u> ○					1-5	
治療就労両立支援事業	<u>S</u> ○					1-6	
専門センター事業	B					1-7	
未払賃金立替払事業	BO					1-8	
納骨堂の運営事業	BO					1-9	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務運営の効率化に関する事項	B					2-1	
III. 財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善に関する事項	B					3-1	
IV. その他の事項							
その他業務運営に関する重要事項	B					4-1	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-1	労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第3号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度：高】 労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、当該研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準及び国際基準の制定及び改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価において高評価を得ることは、労働安全衛生行政の重要課題に対応した研究を的確に実施し、当該研究成果が労働安全衛生施策の企画・立案に貢献できているか及び質の高い研究成果を公表できているかを客観的に判断するために極めて重要であるため。また、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究を推進する観点からは、政策担当部門による評価が重要であるため。 労働安全衛生行政上の課題に対応した研究の成果が、周知広報を通じて作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少に結び付くため。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0453-01

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価における研究成果の評価（計画値）	外部評価の平均点 3.25点以上	—	3.25点						予算額（千円）	3,057,079			
業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価における研究成果の評価（実績値）	—	（新規項目）	3.81点						決算額（千円）	3,109,963			
達成度	—	—	117.2%						経常費用（千円）	3,081,555			
厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けた研究の報告書割合	研究の報告書総数の80%以上	—	80.0%						経常利益（千円）	110,335			

(計画値)														
厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けた研究の報告書割合(実績値)	—	(新規項目)	100.0%						行政コスト(千円)	3,366,283				
達成度	—	—	125.0%						従事人員数(人)	122				
基準の制改定等への貢献(計画値)	中期目標期間中に50件以上	—	10件											
基準の制改定等への貢献(実績値)	—	17件(平成28-30年度実績平均)	18件											
達成度	—	—	180.0%											
ホームページアクセス数(計画値)	中期目標期間中に研究業績等へのアクセス数1,200万回以上	—	240万回											
ホームページアクセス数(実績値)	—	240万回(平成29年度実績)	296万回											
達成度	—	—	123.3%											

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点3.25点以上の評価を得る（成果ごとに、5点（優れている）、4点（やや優れている）、3点（概ね妥当である）、2点（やや劣っている）、1点（劣っている））。 ・プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受ける。 ・調査及び研究で得られた科学 	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>定量的指標の対年度計画値120%以上を達成したことに加え、全く異なる機能、背景を持つ機構内の複数施設が協働し、労働安全衛生施策の立案に資する研究を実施することで、以下のとおり、所期の目標を上回る成果が得られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度からは、「医療施設における非電離放射線ばく露の調査研究」といったプロジェクト研究についても労災病院のMRIを現場とするなど機構内の連携を進めている。 ・プロジェクト研究、協働研究、行政要請研究について業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会（以下、「安衛研究部会」という。）で事後評価を受け、評価結果の目標値である平均点3.25以上を全ての課題で上回った。 	評価	<p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>

<p>通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>I 労働者の健康・安全に係る業務として取り組むべき事項</p>	<p>I 労働者の健康・安全に係る業務として取り組むべき事項</p>	<p>I 労働者の健康・安全に係る業務の質の向上に関する事項</p>	<p>的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等に積極的に貢献することとし、平成31年度における、これら法令・基準等への貢献については、10件以上とする。</p> <p>・平成31年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を240万回以上得る。</p> <p><その他の指標> なし</p>	<p>I 労働者の健康・安全に係る業務の質の向上に関する事項</p>	<p>・厚生労働省から「政策効果が期待できる」かとの評価については、プロジェクト研究、重点研究、行政要請研究で合計8課題の評価を受け、1（非常に政策効果が期待できる）が4課題、2（政策効果が期待できる）が4課題の判定だった。2以上の判定が100%であり、目標の80%を大きく上回った。</p> <p>・法令・通達、国内外の基準等の制定・改定への科学的技術的貢献の件数は、目標の10件に対し実績は18件であり、目標を大幅に上回った。</p> <p>・ホームページのアクセス数は296万件であり、目標としていた年240万件を大幅に上回った。</p> <p>・労働安全衛生施策の企画・立案に貢献できるよう厚生労働省等との意見・情報交換会を通じて、労働安全衛生に関するニーズの把握に努めた。</p> <p><課題と対応> -</p>	
--	------------------------------------	------------------------------------	---	------------------------------------	--	--

<p>1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等</p> <p>機構の社会的使命を果たすため、以下の研究事業を実施するものとする。</p> <p>(1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進</p> <p>労働安全衛生の総合研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等を活かし、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化して行うこと。</p> <p>一方で、中長期的な課題も含め、労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進する必要がある</p>	<p>1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等</p> <p>労働安全衛生施策の決定のエビデンス収集に貢献する役割や、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題についての研究等、機構の社会的使命を果たすため、以下のとおり研究事業を実施する。</p> <p>(1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進</p> <p>独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）が行う研究は、労働安全衛生の総合研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等を活かし、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化して行う。</p> <p>また、新たな政策課題が生じた際にも迅速に</p>	<p>1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等</p> <p>労働安全衛生施策の決定のエビデンス収集に貢献する役割や、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題についての研究等、機構の社会的使命を果たすため、以下のとおり研究事業を実施する。</p> <p>(1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進</p>		<p>1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等</p> <p>(1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生の総合的研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等、機構内の複数の施設が有する機能等を連携させて行う協働研究として、「高分子ポリマー作業労働者における呼吸器疾患予防のための健康管理の手法に関する研究等」（労働安全衛生総合研究所（安衛研）、日本バイオアッセイ研究センター（バイオ）、アスベスト疾患・研修センター）の3施設で協働）を実施した。また、令和2年度開始に向けた協働研究3課題（安衛研、複数の労災病院等で協働）の準備を行った。 プロジェクト研究は中期目標、中期計画に示された視点を踏まえ、死亡災害の撲滅を目指した対策の推進に関する研究、就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進に関する研究、化学物質等による健康障害防止対策の推進に関する研究を合計17課題実施した。 基盤的研究は年度計画に基づき、25課題について実施した。 行政要請研究は第三次産業、トンネル建設工事や事務所等における安全衛生に関する研究を10課題実施した。 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するため、研究の開始前、研究実施期間終了後に厚生労働省の政策担当部門と意見交換を実施した。 機構内の複数施設の連携による協働研究を推進するため、協働研究規程を制定し、協働研究を推進するための手順や留意事項を整えた。 国の指針に基づき、平成30年度に研究の終了したプロジェクト研究、協働研究、行政要請研究の合計8課題について業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会で事後評価を受けた。その結果、業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の評価結果の平均点は3.81であり、目標値（平均点3.25以上）を全ての課題で上回った。 <p>また、研究の終了した8課題について、厚生労働省からの評価結果については、1（非常に</p>		
--	---	---	--	---	--	--

<p>ることから、行政課題を踏まえ、次に掲げる研究業務に実施すること。</p> <p>ア プロジェクト研究</p> <p>以下の視点を踏まえて研究テーマの設定を行い、明確な到達目標を定めて重点的に研究資金及び研究要員を配置する研究。</p> <p>① 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継続的に推進していく視点</p> <p>② 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進の視点</p>	<p>対応できるよう、引き続き、機構は中長期的な課題も含め、労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進する。</p> <p>ア プロジェクト研究</p> <p>プロジェクト研究は、中期目標で示された以下の視点を踏まえ、別紙1に掲げる研究を推進する。なお、機構内の複数の機関が協働することで、大きな効果が期待される分野については、イの協働研究として実施することも考慮する。</p> <p>① 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継続的に推進していく視点</p> <p>② 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進の視点</p>	<p>ア プロジェクト研究</p> <p>平成31年度に実施するプロジェクト研究については、別紙1「平成31年度研究一覧」のIの研究に重点化して実施する。</p>	<p><評価の視点></p> <p>・平成31年度に実施するプロジェクト研究については、「平成31年度研究一覧」のIの研究に重点化して実施しているか。</p>	<p>政策効果が期待できる)又は2(政策効果が期待できる)の判定を全ての研究で受けたこと(100%)から、目標の80%を上回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令・通達、国内外の基準等の制定・改定への科学技術的貢献の件数は、目標の10件に対し実績は18件であり、目標を大幅に上回った。 ・研究業績・成果等に関するホームページのアクセス数は296万件であり、目標としていた年240万件を大幅に上回った。 <p>ア プロジェクト研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標、中期計画に明記された7つの視点を踏まえ、「平成31年度研究一覧」のIに掲げられた17課題の研究に重点化して計画どおりに実施した。また令和2年度開始予定の課題の準備を行った。 <p>① 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進に関する研究</p> <p>年度計画に基づき、以下の7課題の研究を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 数値解析を活用した破損事故解析の高度化 ○ 山岳及びシールドトンネル建設工事中の労働災害防止に関する研究 ○ テールゲートリフターからの転落防止設備の開発と検証 ○ 大規模生産システムへの適用を目的とした高機能安全装置の開発に関する研究 ○ 建築物の解体工事における躯体の不安定性に起因する労働災害防止に関する研究 ○ トラブル対処作業における爆発・火災の予測及び防止に関する研究 		
--	---	---	---	---	--	--

<p>③ 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進の視点</p> <p>④ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進の視点</p> <p>⑤ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進の視点</p> <p>⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進の視点</p> <p>⑦ 社会科学系の他の研究機関との連携等による労働分野の総合的な研究を推進する視点</p> <p>研究テーマに関しては、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、具体的なロードマップを作成・公表するとともに、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を定期的に</p>	<p>③ 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進の視点</p> <p>④ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進の視点</p> <p>⑤ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進の視点</p> <p>⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進の視点</p> <p>⑦ 社会科学系の他の研究機関との連携等による労働分野の総合的な研究を推進する視点</p> <p>プロジェクト研究の研究課題・テーマに関しては、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を研究課題の立案計画時から定期的に行い、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標</p>	<p>プロジェクト研究の実施にあたっては、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を定期的に行い、ロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行う。また、研究終了時には厚生労働省の政策担当部門との意見交換を定期的に行い、ロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行う。</p>	<p>プロジェクト研究の実施にあたっては、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を定期的に行い、ロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行っているか。</p> <p>・研究終了時に</p>	<p>○ 帯電防止技術の高度化による静電気着火危険性低減に関する研究</p> <p>② 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進に関する研究 年度計画に基づき、以下の5課題の研究を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 諸外国における労働安全衛生に関する施策や規制の動向調査と展開の検討 ○ 防護服着用作業における暑熱負担等の軽減策に関する研究 ○ 陸上貨物運送事業者の勤務体制と疲労リスク管理に関する研究 ○ 介護者における労働生活の質の評価とその向上に関する研究 ○ 高齢労働者に対する物理的因子の影響に関する研究 <p>③ 化学物質等による健康障害防止対策の推進に関する研究 年度計画に基づき、以下の5課題の研究を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 化学物質のばく露評価への個人ばく露測定の実用に関する研究 ○ 医療施設における非電離放射線ばく露の調査研究 ○ 化学物質のリスクアセスメント等実施支援策に関する研究 ○ 個別粒子分析法による気中粒子状物質測定の実用性の向上に関する研究 ○ 産業化学物質の皮膚透過性評価方法やリスクアセスメントへの応用に関する研究 <p>・ プロジェクト研究の実施にあたっては、研究課題の立案時において厚生労働省の政策担当部門との意見交換を行った上で、研究課題・テーマを設定した。また、意見交換を踏まえ、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、ロードマップを作成するとともに、機構における内部評価委員会での評価を経て、外部評価である業績評価委員会労働安全衛生評価部会（以下「安衛研究部会」という。）における評価を行った上で、研究を開始することとしている。</p> <p>研究の実施中（必要に応じて）や研究の実施後も、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を行い、ロードマップの進捗状況の確認や、研究結果における政策への貢献度の検証もしている。</p> <p>さらに平成30年度に研究が終了したプロジェクト研究について、厚生労働省の政策担当部門より「非常に政策効果が期待できる」とのアンケート評価を受けるとともに、安衛研究部会を開催し、外部有識者から平均3.81点（目標3.25点）という研究成果の評価を受けた。</p> <p>・ 来年度（令和2年度）開始予定のプロジェクト研究については、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を行い、具体的かつ明確な目標設定、ロードマップの作成を行うとともに機構において、安衛研究部会を開催し、外部有識者等の意見も踏まえ、内容を検討した。</p>		
--	---	---	--	---	--	--

<p>行い、機構においてロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行うこと。</p>	<p>を設定し、それに向かって、いつまでに、どのような成果を得るのかについて、具体的なロードマップを作成し、機構のホームページ等で公表するとともに、ロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行う。また、プロジェクト研究の研究課題・テーマは毎年度策定する年度計画に掲載する。</p>	<p>働省の政策担当部門によりアンケート評価を受けるとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、研究成果の評価を受ける。</p> <p>平成32年度に開始するプロジェクト研究の研究課題・テーマについては、研究課題の立案時において厚生労働省の政策担当部門との意見交換を行い、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、ロードマップを作成するとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、外部有識者等の意見も踏まえ、十分内容を検討する。</p> <p>検討にあたり、機構内の複数の機関が協働することで、大きな効果が期待</p>	<p>は厚生労働省の政策担当部門によりアンケート評価を受けるとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、研究成果の評価を受けているか。</p> <p>・平成32年度に開始するプロジェクト研究の研究課題・テーマについては、研究課題の立案時において厚生労働省の政策担当部門との意見交換を行い、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、ロードマップを作成するとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、外部有識者等の意見も踏まえ、十分内容を検討しているか。</p> <p>・検討にあたり、機構内の複数の機関が協働することで、大きな</p>	<p>(令和2年度開始予定のプロジェクト研究課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者のストレスの評価とメンタルヘルス不調の予防に関する研究 ○ 健康のリスク評価と衛生管理に向けた労働体力科学研究 ○ 人間特性支援による安全管理及び教育手法に関する研究 		
--	--	--	---	--	--	--

<p>イ 協働研究 機構内の複数の施設が有する機能等を連携させて行う研究。</p>	<p>イ 協働研究 第3期中期計画では、労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に</p>	<p>される分野については、イの協働研究として実施することも考慮する。 また、研究テーマに関する目標及びロードマップについては、機構のホームページ等で公開する。 なお、年度途中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施する。</p>	<p>効果が期待される分野については、イの協働研究として実施することも考慮しているか。 ・研究テーマに関する目標及びロードマップについては、機構のホームページ等で公開しているか。 ・年度途中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、厚生労働省の政策担当部門と調整し、機動的に実施しているか。 ・機構内の複数の施設が協働して行う研究（以下「協働研究」という。）については、さらなる統合効果を発揮するため、研究規程を整備し、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を踏ま</p>	<p>・ 各研究テーマに関する目標及びロードマップについては、機構のホームページで公開している。 ・ 令和元年度は、社会的要請の変化等に基づき早急に対応する必要が認められるプロジェクト研究課題は発生しなかった。</p> <p>イ 協働研究</p> <p>・ 令和元年度は、安衛研と労災病院との協働（重点研究）にとどまらず、機構内の複数の施設（安衛研、労災病院、治療就労両立支援センター、産業保健総合支援センター、日本バイオアクセス研究センター、アスベスト疾患研究・研修センター等）が協働し、さらなる統合効果を発揮するため、新たに「協働研究規程」を整備した。 ・ 「協働研究」は、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を踏まえ、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつく研究課題・テーマを設定し、準備が整ったものから実施しており、令和元年度の進捗状況は下記のとおり。</p> <p>① 過労死等の防止等に関する研究 第3期中期目標期間中に培った研究成果を踏まえ、研究テーマの設定等の検討のため、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を行った。その結果も踏まえつつ、安衛研と機構本部研究試験企画</p>		
---	--	--	---	---	--	--

<p>発揮できる研究を実施してきたところであるが、当機構では、日本バイオアッセイ研究センターが有する化学物質の有害性の調査研究機能や、治療就労両立支援センターが有する予防医療モデル事業等で得られた知見等も有していることから、第4期中期計画においては、安衛研と労災病院との協働にとどまらず、機構内の複数の施設が協働して行う研究（以下「協働研究」という。）を実施する。</p> <p>研究テーマは、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつくことを目的として、過労死等の防止等に関する研究。脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に</p>	<p>え、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつく研究課題・テーマを設定し、準備が整ったものから研究を実施する。</p> <p>研究課題・テーマについては、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に</p>	<p>え、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつく研究課題・テーマを設定し、準備が整ったものから研究を実施しているか。</p>	<p>調整部との間で協議中であり、令和3年4月開始を目標に労災病院の臨床医も交えつつ準備を行っていく予定である。</p> <p>② 脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究 第1期の研究結果と厚生労働省の政策担当部門との意見交換を踏まえ、研究テーマを「せき損等職業性外傷の予防と生活支援に関する総合的研究」と設定し、せき損等職業性外傷による重篤な災害の予防策、生活支援の研究を目的として研究を実施することとした。 令和元年度は令和2年4月からの開始に向け、機構本部、安衛研及び吉備高原リハビリテーションセンター及び労災病院）との間で研究実施計画など具体的内容を協議・調整した。具体的内容は、医療データ分析に基づく工学的対策の検討（安衛研、労災病院）、歩行支援機器の安全性及び臨床効果に関する検討（安衛研、吉備リハ）、歩行支援機器モデル構想の提案（安衛研、吉備リハ）を予定している。</p> <p>③ 化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究 ア「ベリリウム化合物の取扱作業等へのばく露防止及び健康管理に関する研究」 第1期研究結果と厚生労働省の政策担当部門との意見交換を踏まえ、研究テーマを「ベリリウム化合物の取扱作業等へのばく露防止及び健康管理に関する研究」と設定し、健康診断項目の見直しの必要性や健康管理手帳の交付要件の見直し等の必要性（含む慢性ベリリウム症の診断の見直し）を目的として研究を実施することとした。 令和2年4月からの開始に向け、機構本部、安衛研、労災病院等との間で研究実施計画などの具体的内容を調整した。</p> <p>イ「高純度結晶性シリカにばく露して発症した呼吸器疾病に関する労働衛生学的研究」 厚生労働省から要請され、平成29年度に安衛研が実施した高純度結晶性シリカ取扱事業場の災害調査結果により、厚生労働省から平成30年9月に「高純度結晶性シリカの微小粒子を取り扱う事業場における健康障害防止対策等の徹底について」が発出されたが、極めて短期間に発症・進行するけい肺の原因、臨床病像、労働現場での予防対策、経過観察の方法等さらに検討すべき課題があったため、これらを明確化することを目的に令和2年度から新たな協働研究を実施することとした。 令和元年度は、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を踏まえ、研究テーマを「高純度結晶性シリカにばく露して発症した呼吸器疾病に関する労働衛生学的研究」と設定し、機構本部、安衛研、労災病院等との間で研究実施計画などの具体的内容を調整し、労働者へのCT検査等による肺病変の解明（労災病院）、労働現場の環境測定、保護具の性能検討等（安衛研）を予定している。</p> <p>ウ「高分子ポリマー作業労働者における呼吸器疾患予防のための健康管理の手法に関する研究」及び「アクリル酸系水溶性ポリマー吸入による肺の急性及び慢性毒性の発生機序」 アクリル酸系水溶性ポリマー（以下「ポリマー」という。）の吸入による労働者の肺病変の発生事案を契機とし、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を踏まえ、研究テーマを設定し、開始した。ポリマー取扱労働者に対する臨床研究と、実験動物に対する吸入試験等による、肺組織の病理組織学的解析等を行う研究である。 令和元年度の研究の進捗は以下のとおり。 ・ 本研究への協力企業に所属するポリマー取扱労働者への胸部CT撮影等を実施するとともに、作業者のばく露状況等の調査を行った。結果、作業者の一部において特徴的な肺障害が存在することが確認された。 ・ 労災病院、アスベスト疾患研究・研修センター、安衛研及び日本バイオアッセイ研究</p>		
--	--	--	---	--	--

<p>する研究等、連携による相乗効果が期待されるものについて設定すること。</p> <p>ウ 基盤的研究 国内外における労働災害、職業性疾病及び産業活動等の動向を踏まえた基盤的研究。</p>	<p>結びつくものを設定する。</p> <p>なお、年間1回程度、協働研究協議会等を開催し、協働研究に関する施設等の研究者間の交流を図る。また、電子（WEB）会議システムなども最大限活用することで、より高次元の研究成果につなげることを目指す。</p> <p>ウ 基盤的研究 国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研</p>	<p>なお、年間1回程度、協働研究協議会等を開催し、協働研究に関する施設等の研究者間の交流を図る。さらに、協議会だけでなく、研究成果を公表する調査研究発表会の開催等により、基礎研究者と臨床研究者との間で活発な意見交換や意思疎通ができるよう交流を図る。また、電子（WEB）会議システムなども最大限活用することで、より高次元の研究成果につなげることを目指す。</p> <p>ウ 基盤的研究 安衛研において、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよ</p>	<p>・年間1回程度、協働研究協議会等を開催し、協働研究に関する施設等の研究者間の交流を図っているか。</p> <p>・協議会だけでなく、研究成果を公表する調査研究発表会の開催等により、基礎研究者と臨床研究者との間で活発な意見交換や意思疎通ができるよう交流を図っているか。</p> <p>電子（WEB）会議システムなどを最大限活用することで、より高次元の研究成果につなげることを目指しているか。</p> <p>・安衛研において、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよ</p>	<p>センターとの間で研究成果の共有と今後の方針に関する意見交換を行うための会議を、令和2年1月22日に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 過労死分野、産業中毒分野において研究者会議を開催し、安衛研の研究者及び労災病院の研究者のほかに機構本部役職員も加わり、意見交換や研究者間の交流を図った。 安衛研と労災病院がこれまで取り組んできた研究内容等について、相互理解を深めることを主な目的として、平成29年度から毎年調査・研究発表会を開催し、基礎研究者（安衛研の研究者）と臨床研究者（労災病院等の医師等）との間で活発な意見交換を行い、意思疎通を図っている。 令和元年度は11月8日に開催し、次の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ① 基礎研究者（安衛研の研究者）と臨床研究者（労災病院等の医師等）に加え、日本バイオアッセイ研究センターの技術者、産業保健総合支援センターや治療就労両立支援センターの所長や専門職も参加し、さらなる施設間の交流を図った。 ② より多くの職員の参加を促すこと等を目的として、これまでの口頭発表に加え、新たに発表者と対面で意見交換を行えるポスターセッションを実施し、活発な意見交換による施設間の交流を図った。 <p>出席者：安衛研職員（基礎研究者、事務職員等）、労災病院職員（医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、リハビリテーション技師等）、日本バイオアッセイ研究センター技術者、産業保健総合支援センター所長、専門職等 110人 研究発表テーマ：労災疾病等医学研究、プロジェクト研究 等 8 課題 ポスターセッション：8 課題 ※プログラムについては「4. その他参考情報」を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度開始の「せき損等職業外傷の予防と生活支援に関する総合的研究」について、令和元年6月6日に吉備高原医療リハビリテーションセンターと安衛研及び機構本部との間でWEB会議による意見交換を行った。 <p>ウ 基盤的研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、年度計画の「平成31年度研究一覧」のⅡのとおり25課題の基盤的研究※を実施した。 <p>※ 例として、過去に行った基盤的研究は令和元年度実施したプロジェクト研究「医療施設における非電離放射線ばく露の調査研究」に発展している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成することにより適切に研究を実施している。また、全ての研究課題について、研究計画及び研究の進捗状況等を安衛研の内部評価委員会で評価し、その結果を予算配分や研究計画の変更等に反映させた。 		
---	--	---	--	---	--	--

<p>エ 行政要請研究</p> <p>厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する機動的な研究。</p>	<p>エ 行政要請研究</p> <p>厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究を的確に実施する。研究を遂行していく際は、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努める。</p>	<p>エ 行政要請研究</p> <p>厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究として、行政要請研究を実施する。研究を遂行していく際は、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努める。</p>	<p>エ 行政要請研究</p> <p>厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究として、行政要請研究を実施しているか。</p> <p>・研究を遂行していく際は、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努めているか。</p>	<p>エ 行政要請研究</p> <p>令和元年度は、厚生労働省からの要請を受け10課題について調査研究を実施し、調査研究の終了した5課題については、成果の取りまとめが終了したものから厚生労働省に報告した。なお、10課題中「高齢労働者が行為者となる労働災害の分析」等7課題は令和元年度から研究を開始した。</p> <table border="1" data-bbox="1113 1213 2208 1751"> <tr> <td>高齢労働者が行為者となる労働災害の分析【令和元年度のみ】</td> <td rowspan="5">令和元年度新規</td> </tr> <tr> <td>防爆規制における第二类危険箇所の定量的判断基準等に関する研究【令和元年度のみ】</td> </tr> <tr> <td>ロールボックスパレットによる労働災害を防止するための好事例の収集及び分析</td> </tr> <tr> <td>交代制勤務・夜勤による発がん性等の健康影響に関する研究</td> </tr> <tr> <td>事務所におけるCO等の測定頻度に関する研究【令和元年度のみ】</td> </tr> <tr> <td>トンネル建設工事の切羽付近における粉じん濃度測定に関する研究【令和元年度のみ】</td> <td rowspan="3">継続</td> </tr> <tr> <td>事業所における労働者の健康確保対策に関する状況把握及び分析【令和元年度のみ】</td> </tr> <tr> <td>第三次産業における行政施策推進方策等に関する研究</td> </tr> <tr> <td>吊り足場に係る労働災害の分析</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重篤な労働災害の分析</td> <td></td> </tr> </table> <p>厚生労働省の政策担当部門とは、研究開始にあたり、以下の手順で密に意見交換を行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努めた。</p> <p>① 厚生労働省担当官に対し、要請のあった研究に係る政策課題等をヒアリング</p>	高齢労働者が行為者となる労働災害の分析【令和元年度のみ】	令和元年度新規	防爆規制における第二类危険箇所の定量的判断基準等に関する研究【令和元年度のみ】	ロールボックスパレットによる労働災害を防止するための好事例の収集及び分析	交代制勤務・夜勤による発がん性等の健康影響に関する研究	事務所におけるCO等の測定頻度に関する研究【令和元年度のみ】	トンネル建設工事の切羽付近における粉じん濃度測定に関する研究【令和元年度のみ】	継続	事業所における労働者の健康確保対策に関する状況把握及び分析【令和元年度のみ】	第三次産業における行政施策推進方策等に関する研究	吊り足場に係る労働災害の分析		重篤な労働災害の分析			
高齢労働者が行為者となる労働災害の分析【令和元年度のみ】	令和元年度新規																			
防爆規制における第二类危険箇所の定量的判断基準等に関する研究【令和元年度のみ】																				
ロールボックスパレットによる労働災害を防止するための好事例の収集及び分析																				
交代制勤務・夜勤による発がん性等の健康影響に関する研究																				
事務所におけるCO等の測定頻度に関する研究【令和元年度のみ】																				
トンネル建設工事の切羽付近における粉じん濃度測定に関する研究【令和元年度のみ】	継続																			
事業所における労働者の健康確保対策に関する状況把握及び分析【令和元年度のみ】																				
第三次産業における行政施策推進方策等に関する研究																				
吊り足場に係る労働災害の分析																				
重篤な労働災害の分析																				

<p>オ 過労死等に関する調査研究等</p> <p>「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成30年7月24日閣議決定)に基づき、過労死等防止調査研究センターにおいて実施する研究。</p> <p>過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献できるよう、調査研究を確実に実施すること。</p>	<p>オ 過労死等に関する調査研究等</p> <p>過労死等防止調査研究センターでは、社会科学系の他の研究機関との連携を図りつつ、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成30年7月24日閣議決定)の第4の2に掲げられた調査研究等を実施し、過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献する。</p>	<p>オ 過労死等に関する調査研究等</p> <p>過労死等防止調査研究センターでは、社会科学系の他の研究機関との連携を図りつつ、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成30年7月24日閣議決定)の第4の2に掲げられた調査研究等を実施し、過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献する。</p> <p>本調査研究にあたっては、個人情報保護等に十分留意するとともに、厚生労働省の担当部局と研究の進捗状況等について、連絡を密に行い、研究成果が行政施策に反映されるよう努</p>	<p>・ 過労死等防止調査研究センターでは、社会科学系の他の研究機関との連携を図りつつ、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成30年7月24日閣議決定)の第4の2に掲げられた調査研究等を実施し、過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献しているか。</p> <p>・ 調査研究にあたって、個人情報の保護等に十分留意するとともに、厚生労働省の担当部局と研究の進捗状況等について、連絡を密に行い、研究成果が行政施策に反映されるよう努めてい</p>	<p>② 実施の可否及び担当研究員を調整</p> <p>③ 厚生労働省担当官と具体的研究内容について検討</p> <p>④ 研究開始(※必要に応じて厚生労働省と意見交換)</p> <p>⑤ 研究結果を厚生労働省に報告し、喫緊の行政課題解決に活用</p> <p>《活用例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン(平成30年度実施の研究) 等 <p>オ 過労死等に関する調査研究等</p> <p>○ 過労死等の防止のための対策に関する大綱(平成30年7月24日閣議決定)の第4の2に掲げられた調査研究として「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」の実施主体として安衛研が指定され、独立行政法人労働政策研究・研修機構(以下「JILPT」という。)等と連携し、過労死等防止調査研究センターで当該研究を行っている。令和元年度は、以下の①～③について実施した。</p> <p>① 過労死等事案の解析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度は、平成29年度までに構築した業務上事案(脳心1,564件、精神2,000件)及び業務外事案(脳心1,961件、精神2,174件)のデータベースに加えて、新たに平成27年度、28年度の労災認定に係る調査復命書(以下「労災調査復命書」という。)(脳心511件、精神970件)の基本データ入力作業を完了した。 ・ 令和元年度は、労災認定事案の経年変化(8年間)、重点業種における労災認定事案、脳・心臓疾患の病態、精神障害自殺の詳細、裁量労働制労働者の労災認定事案の特徴、JILPTによる裁量労働制労働者の労災認定事案の事例などの解析を進めた。 <p>② 疫学研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大手企業を対象とした30,000人弱の集団が確定し、データの収集と分析を進めている。 ・ 過労死等の防止のための対策に関する大綱(平成27年7月24日閣議決定)で過労死等が多く発生していると指摘されている職種・業種のうち、自動車運転従事者と看護師に対する現場介入調査のため、日本看護協会と全日本トラック協会の協力を得て、交代制看護師とトラック運転手を対象とした現場調査研究を引き続き進めた。大手鉄鋼メーカーを対象に現場介入研究に向けた予備調査を行う準備をしている。 <p>③ 実験研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間労働による脳心臓疾患発症のメカニズム解明のため、労働者の循環器負担及び心肺持久力に関する実験を行い、データ収集を行った。 <p>○ 過労死等に関する調査研究で個人情報については、独立行政法人個人情報保護法等の関係法令、関係規程及び指針等に基づく取扱いを行うことは元より、当該研究に携わる研究者等については、いかなる場合においても個人情報は漏らさないとした誓約書を厚生労働大臣宛て提出しているほか、研究に活用している労災調査復命書は研究に携わる研究者以外は入れないようにセキュリティ管理された保管庫で管理する等、厳格に取り扱っている。</p> <p>○ 過労死等に関する調査研究については、厚生労働省の担当部局と研究の進捗状況等について密な連携を図るため、令和元年度は計6回の会議等を実施している。(令和元年7月5日、7月16日、9月3日、9月4日、9月11日、9月25日、令和2年1月12日)。</p> <p>○ さらに、令和元年度は、総務省からの委託研究である「地方公務員の過労死等に係る公務災</p>		
---	---	--	--	--	--	--

	<p>また、過労死等防止調査研究センターで培ったデータベース等の調査研究に係る資産が大規模災害等で遺失しないよう適切に維持・保管するための措置を講ずる。</p> <p>上記ア～オの実施にあたっては、必要に応じて大学や他の研究機関との役割分担を行いつつ必要な連絡調整を行うとともに、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮する。</p> <p>なお、研究を通じて開発した機器等については、特許の取得はもとより、JIS</p>	<p>また、過労死等防止調査研究センターで培ったデータベース等の調査研究に係る資産が大規模災害等で遺失しないよう適切に維持・保管するための措置について検討を開始する。</p> <p>上記ア～オの実施にあたっては、必要に応じて大学や他の研究機関との役割分担を行いつつ必要な連絡調整を行うとともに、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮する。</p> <p>なお、研究を通じて開発した機器等については、特許の取得はもとより、JIS</p>	<p>るか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過労死等防止調査研究センターで培ったデータベース等の調査研究に係る資産が大規模災害等で遺失しないよう適切に維持・保管するための措置について検討を開始しているか。 ・必要に応じて大学や他の研究機関との役割分担を行いつつ必要な連絡調整を行うとともに、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮しているか。 ・研究を通じて開発した機器等については、特許の取得はもとより、JIS や 	<p>害認定事案に関する調査研究」に取り組み、第一期で解析を行った平成22～26年度（5年間）の公務上事案に、平成27～29年度まで（3年間）の公務上と判断された175件（脳・心臓疾患事案62件、精神疾患・自殺事案113件）を加え、8年間のデータベースを作成するとともに、解析を行い、報告書を提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害等で安衛研のサーバーが万一、故障・復旧不能となれば、そこに保存されている過労死等研究のためのデータベースやこれまでの研究成果の電子情報が無くなることのないよう安全性が担保された別な場所でのサーバーへの適時のバックアップができるような情報システムの構築に向けて、専門業者からのアドバイスを基に検討を進めた。 ・協働研究は本部研究と位置付け、機構本部研究試験企画調整部が主導して外部の研究機関との連絡調整を行っており、例えば協働研究（ポリマー）では、川崎医科大学放射線科にCT読影の協力や、免疫学的解析を依頼するなど必要に応じて、外部機関と役割分担しながら未知の健康障害の解明に取り組んでいる。 <p>○ 放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所事故収拾作業における緊急作業従事者約2万人の健康管理や放射線影響の有無などについての疫学研究が国の政策として平成26年度から行われている。</p> <p>今般、平成31年度から5年間実施される研究に応募し、厚生労働省から採択され、補助金を得て安衛研において標記研究を実施している。</p> <p>当該研究は、東京電力福島第一原子力発電所事故収拾作業で被ばくした緊急作業従事者の生涯（数十年以上）を追跡する疫学研究であり、放射線被ばくが引き起こす未知の健康障害を解明する研究である。このため、（公財）放射線影響研究所、大学、放射線医学総合研究所等の他の研究機関と役割分担を行い、必要な連絡調整を行いながら、研究を実施している。</p> <p>なお、平成26年度から平成30年度まで当該研究は公益財団法人放射線影響研究所で行われていたことから、当該研究データ等の引き渡しを受け、それらを活用して研究を行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発した機器等※は、特許の取得、JIS や ISO/IEC への標準化の働きかけを通じて、広く普及されるよう努めている。令和元年度末時点で、保有登録特許件数は40件、特許出願中は10件である。 <p>※安衛研で開発し特許を取得した、あるいは申請中の機器の例として、人体落下吸収保護具、ロールボックスパレット作業用手袋、土砂遮断装置などがある。</p>		
--	--	---	---	--	--	--

<p>(3) 研究の実施体制等の強化 ア 理事のうち1人に研究・試験を掌理させ、総合的な企画調整等を行う部門において、機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう体制を強化すること。 イ 人材の世代交代も視野に入れ、大学や他の研究機関との連絡調整や若手研究者の指導育成を担うことができる人材の確保に努めること。</p>	<p>や ISO/IEC への標準化の働きかけ等を行うとともに、作業現場への導入等広く普及されるよう努める。 (3) 研究の実施体制等の強化 ア 機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう、研究・試験を掌理する理事を中心とした総合的な企画調整等を行う体制及び機能を強化する。 イ 労働安全衛生分野における調査研究及び試験の中核拠点としての機能を維持強化するため、若手研究者の確保はもとより、人材の世代交代も視野に入れ、大学や他の研究機関との連絡調整や若手研究者の指導育成の担い手となる中堅層を担うことができる人材を確保する。</p>	<p>や ISO/IEC への標準化の働きかけ等を行うとともに、作業現場への導入等広く普及されるよう努める。 (3) 研究の実施体制等の強化 ア 機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう、研究・試験を掌理する理事を中心とした総合的な企画調整等を行う体制及び機能を強化する。 イ 労働安全衛生分野における調査研究及び試験の中核拠点としての機能を維持強化するため、以下のとおり取り組む。 ① 諸大学との連携大学院協定の締結更新のほか他機関と広く研究協力を行い、学術交流を進める。 ② 研究員を大学の客員教授、非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成</p>	<p>ISO/IEC への標準化の働きかけ等を行うとともに、作業現場への導入等広く普及されるよう努めているか。 ・ 機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう、研究・試験を掌理する理事を中心とした総合的な企画調整等を行う体制及び機能を強化しているか。 ・ 諸大学との連携大学院協定の締結更新のほか他機関と広く研究協力を行い、学術交流を進めているか。 ・ 研究員を大学の客員教授、非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成に</p>	<p>(3) 研究の実施体制等の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究試験を掌理する理事を中心として、下記の事項を行うなど機構における労働安全衛生に係る研究・試験事業が機動的かつ機能的に実施できるよう、研究試験企画調整部が総合的な企画調整を行った。 <ol style="list-style-type: none"> 厚生労働省から要請のあった研究について、政策担当者から行政ニーズ等を確認し、研究員と厚生労働省との調整を図りながら行政要請研究（7 課題）を実施 プロジェクト研究については、研究員と厚生労働省の政策担当部門との調整を図り、意見交換をのべ 11 回実施 プロジェクト研究の、実施に当たり、労災病院の中央放射線部門との調整を図り、千葉東京、関東、横浜、新潟労災病院の MRI 撮影室での業務実施者を対象に、「医療施設における非電離放射線ばく露の調査研究」を実施 長岡科学技術大学、日本大学、北里大学など 9 機関と連携大学院協定を締結し、安衛研の研究員を連携准教授、客員教授等として協定先大学院に延べ 12 人の講師を派遣し、指導等を行った。 過労死等に関する調査研究等の実施に当たっては、JILPT と連携して研究を実施することで、労働政策研究に係る学術交流についても進めている。 同上。 		
--	--	--	---	--	--	--

<p>ウ 国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見及び動向を把握し、研究の高度化及び効率化を図るため、国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携及び交流を一層促進すること。</p>	<p>ウ 国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見及び動向を把握し、研究の高度化及び効率化を図るため、国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携及び交流の一層の促進に努める。具体的には、行政や社会のニーズがある多様な研究テーマに対応できるように、引き続き客員研究員やフェロー研究員の活用を進めるとともに、労働安全衛生施策の企画・立案において海外の制度や運用の状況を把握するニーズが</p>	<p>に寄与する。</p> <p>③ 国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受入れを行う。</p> <p>④ 国内外の諸機関の要請に応じて研究員による適切な協力・支援を行う。</p> <p>ウ 国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見及び動向を把握し、研究の高度化及び効率化を図るため、下記のとおり、国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携及び交流の一層の促進に努める。</p> <p>① フェロー研究員・客員研究員制度等を有効に活用し、他の法人、大学等との連携、研究交流、共同研究を</p>	<p>寄与しているか。</p> <p>・国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受入れを行っているか。</p> <p>・国内外の諸機関の要請に応じて研究員による適切な協力・支援を行っているか。</p> <p>・フェロー研究員・客員研究員制度等を有効に活用し、他の法人、大学等との連携、研究交流、共同研究を一層促進するとともに、欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生機関との間で研究協力協定を締</p>	<p>・ 東京理科大、ものづくり大学、首都大学東京、カナダ IRSST（ロベール・ソウベ労働安全衛生研究所）など10以上の研究機関の研修生等35人を受け入れている。</p> <p>・ 韓国ソウル科学技術大学における労働安全研究（静電気、粉じん爆発等）に係る特別講演（令和元年6月22日）、職業性呼吸器疾患に関するWHO協力センターワークショップへの協力（令和元年6月27日、28日）、厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課による「勤務間インターバル制度普及促進のための広報事業」に委員として参加する等の国内外の機関の要請に応じた協力・支援を行っている。</p> <p>・ 他の研究機関の第一線で活躍している研究者、あるいは労働安全衛生において著名な実績を持つ有識者を安衛研のフェロー研究員（37人）、客員研究員（5人）として任命し、これらの人脈を活用した相互交流、共同研究を行っている。</p> <p>・ 研究協力協定等に基づく国外の研究機関との交流 令和元年度は3件締結し、全体で14件（具体的には下表）となった。</p> <table border="1" data-bbox="1110 1577 2145 1902"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>研究機関</th> <th>締結（改定）年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アメリカ</td> <td>米国国立労働安全衛生研究所（NIOSH）</td> <td>2019年5月</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>フランス国立安全研究所</td> <td>2018年6月</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>英国安全衛生研究所（HSL）</td> <td>2004年11月</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>ローベルソウベ労働安全衛生研究所</td> <td>2018年7月</td> </tr> <tr> <td>ニュージーランド</td> <td>オークランド大学地震工学研究センター</td> <td>2018年11月</td> </tr> <tr> <td>マレーシア</td> <td>マレーシア労働安全衛生研究所</td> <td>2018年11月</td> </tr> </tbody> </table>	国	研究機関	締結（改定）年月	アメリカ	米国国立労働安全衛生研究所（NIOSH）	2019年5月	フランス	フランス国立安全研究所	2018年6月	イギリス	英国安全衛生研究所（HSL）	2004年11月	カナダ	ローベルソウベ労働安全衛生研究所	2018年7月	ニュージーランド	オークランド大学地震工学研究センター	2018年11月	マレーシア	マレーシア労働安全衛生研究所	2018年11月		
国	研究機関	締結（改定）年月																									
アメリカ	米国国立労働安全衛生研究所（NIOSH）	2019年5月																									
フランス	フランス国立安全研究所	2018年6月																									
イギリス	英国安全衛生研究所（HSL）	2004年11月																									
カナダ	ローベルソウベ労働安全衛生研究所	2018年7月																									
ニュージーランド	オークランド大学地震工学研究センター	2018年11月																									
マレーシア	マレーシア労働安全衛生研究所	2018年11月																									

<p>エ 自然科学的な側面と社会科学側面の両者を考慮しながら研究を進めなければ十分な成果が期待できない研究分野につ</p>	<p>高まっていることを踏まえ、研究者等の海外からの招へいや、研究員の海外派遣を引き続き実施する等により、諸外国の研究動向の把握や連携体制の構築を推進する。</p>	<p>を締結し、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努める。</p> <p>② 研究員の資質・能力の向上等を図るため外国の大学・研究機関において調査・研究を実施する在外研究員派遣制度に基づき、研究員を派遣する。</p> <p>③ 産業医科大学との研究交流会を開催し、お互いの研究成果について発表を行うことにより、最新の研究動向等について意見・情報交換を行う。</p>	<p>結し、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努めているか。</p> <p>・研究員の資質・能力の向上等を図るため外国の大学・研究機関において調査・研究を実施する在外研究員派遣制度に基づき、研究員を派遣しているか。</p> <p>・産業医科大学との研究交流会を開催し、お互いの研究成果について発表を行うことにより、最新の研究動向等について意見・情報交換を行っているか。</p> <p>・過労死等に関する研究をはじめとした、自然科学的な側面と社会科学側面の両者を考慮する必要がある研究分野につ</p>	<table border="1" data-bbox="1110 90 2142 562"> <tr> <td>韓国</td> <td>国立釜山大学</td> <td>2018年9月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>韓国産業安全衛生公団 労働安全衛生研究院</td> <td>2018年4月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国立忠北大学</td> <td>2018年7月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>韓国安全学会</td> <td>2018年10月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ソウル科学技術大学校</td> <td>2019年6月</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>中国海洋大学</td> <td>2006年9月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全生産科学研究院</td> <td>2016年2月</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>ドイツ ヴェルツブルク・シュヴァインフルト応用科学大学</td> <td>2019年9月</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学捜査研究所研究員、台湾 ILOSH、カナダ IRSST 等、国内外の労働安全衛生研究機関等からの研究員の受け入れを促進した。 ・ 在外研究員派遣制度に基づき、令和元年度は1人の研究員を客員研究員としてフィンランド労働衛生研究所(Finnish Institute of Occupational Health)へ派遣した。 ・ 産業医科大学産業生態科学研究所との研究交流会を、令和2年1月10日に開催し、放射線疫学研究や過労死等に関する調査研究の成果等に係る最新の研究動向等について意見交換、情報交換等を行った。 ・ 過労死等に関する調査研究において、独立行政法人労働政策研究・研修機構の研究員が過労死等の事案解析に関し、労働者の人間関係等社会的側面に着目した解析を行うなど安衛研の研究者と連携・協力して取り組んでいる。また、関係業界団体の協力・連携の下、運送業や医療現場を対象にした共同研究を行っている。 	韓国	国立釜山大学	2018年9月		韓国産業安全衛生公団 労働安全衛生研究院	2018年4月		国立忠北大学	2018年7月		韓国安全学会	2018年10月		ソウル科学技術大学校	2019年6月	中国	中国海洋大学	2006年9月		安全生産科学研究院	2016年2月	ドイツ	ドイツ ヴェルツブルク・シュヴァインフルト応用科学大学	2019年9月		
韓国	国立釜山大学	2018年9月																												
	韓国産業安全衛生公団 労働安全衛生研究院	2018年4月																												
	国立忠北大学	2018年7月																												
	韓国安全学会	2018年10月																												
	ソウル科学技術大学校	2019年6月																												
中国	中国海洋大学	2006年9月																												
	安全生産科学研究院	2016年2月																												
ドイツ	ドイツ ヴェルツブルク・シュヴァインフルト応用科学大学	2019年9月																												

<p>いては、社会科学系の研究に強みを有する他の機関との連携の強化を図ることにより労働分野の総合的な研究を推進すること。</p>	<p>いては、社会科学系の他の研究機関との連携等の強化を図る。併せて、関係業界団体等と連携した、共同研究も積極的に推進する。</p>	<p>いては、独立行政法人労働政策研究・研修機構等の社会科学系の他の研究機関との連携等の強化を図る。併せて、関係業界団体等と連携した、共同研究も積極的に推進する。</p>	<p>ては、独立行政法人労働政策研究・研修機構等の社会科学系の他の研究機関との連携等の強化を図っているか。 ・関係業界団体等と連携した、共同研究を積極的に推進しているか。</p>	<p>・ 中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、化学物質による疾病の調査や予防のための研究及び試験、化学物質の危険及び有害性並びに予防対策に係る対外的な情報発信等を一元的に実施できる体制を構築するため、厚生労働省安全衛生部の意見も踏まえ、令和2年4月1日に「化学物質情報管理研究センター」を安衛研に設置した。なお、令和2年4月1日より当該センターが発足したことから、今後、当該センターを中核として化学物質関連の労働安全衛生研究を実施していくほか、行政政策の企画立案に貢献できるよう厚生労働省安全衛生部と密に連携していく。</p>		
<p>オ 化学物質の危険及び有害性に関する情報収集、化学物質による疾病の調査や予防のための研究及び試験、化学物質の危険及び有害性並びに予防対策に係る対外的な情報発信等を効率的かつ総合的に実施するための体制を整備すること。</p>	<p>オ 中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、化学物質による疾病の調査や予防のための研究及び試験、化学物質の危険及び有害性並びに予防対策に係る対外的な情報発信等を一元的に実施できる体制を整備する。</p>	<p>オ 中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、化学物質による疾病の調査や予防のための研究及び試験、化学物質の危険及び有害性並びに予防対策に係る対外的な情報発信等を一元的に実施できる体制を構築するための検討を開始する。</p>	<p>・ 中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、化学物質による疾病の調査や予防のための研究及び試験、化学物質の危険及び有害性並びに予防対策に係る対外的な情報発信等を一元的に実施できる体制を構築するための検討を開始しているか。</p>	<p>・ 中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、化学物質による疾病の調査や予防のための研究及び試験、化学物質の危険及び有害性並びに予防対策に係る対外的な情報発信等を一元的に実施できる体制を構築するため、厚生労働省安全衛生部の意見も踏まえ、令和2年4月1日に「化学物質情報管理研究センター」を安衛研に設置した。なお、令和2年4月1日より当該センターが発足したことから、今後、当該センターを中核として化学物質関連の労働安全衛生研究を実施していくほか、行政政策の企画立案に貢献できるよう厚生労働省安全衛生部と密に連携していく。</p>		
<p>(4) 国際貢献、海外への発信 労働安全衛生に係る国際的な研究分野に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たすこと。</p>	<p>(4) 国際貢献、海外への発信 海外の制度や運用の状況が、国内の労働安全衛生施策の企画・立案に及ぼす影響を踏まえながら、労働安全衛生に係る研究分野に関し、</p>	<p>(4) 国際貢献、海外への発信 労働安全衛生に係る国際的な研究分野に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たすため、以下のとお</p>	<p>(4) 国際貢献、海外への発信</p>	<p>(4) 国際貢献、海外への発信</p>		

	<p>国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たす。</p> <p>このため、労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理するとともに、その知見を国内外に提供する。</p>	<p>り取り組む。</p>	<p>・効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、研究協力協定を締結した海外の研究機関との情報交換等を通じて、国内外の最先端の研究情報を収集しているか。</p> <p>・労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する資料を収集、整理するとともに、その知見を国内外に提供する。</p>	<p>・効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、研究協力協定を締結した海外の研究機関との情報交換等を通じて、国内外の最先端の研究情報を収集しているか。</p> <p>・労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する資料を収集、整理するとともに、その知見を国内外に提供しているか。</p> <p>・最先端の研究情報の収集と発信を目的として</p>	<p>・効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するための主な取組は下記のとおり。</p> <p>① スイス・ジュネーブで開催された第37、38回化学品の分類及び表示に関する世界調和システム専門家小委員会に参加し、GHS分類に係る最近の動向や諸外国の取組状況等の情報収集を行った。</p> <p>② 第29回中韓日産業保健学術集団会に出席し、安衛研で実施している過労死等に関する調査研究成果を発表した。</p> <p>③ 韓国経団連が安衛研を訪問した際、安衛研で実施している過労死等に関する調査研究成果を発表した。</p> <p>④ ソウル科学技術大学を訪問し、静電気爆発の防止等の安全対策に係る研究を発表した。</p> <p>⑤ ラオス・ヴィエンチャン市で開催されたWHO協力センターの産業医科大学産業生態科学研究所(UOEH)、韓国のカソリック大学(CMC)とWHOラオス地域事務所が行った「職業性呼吸器疾患に関するWHO協力センターワークショップ」にて講義を実施し、日本の石綿呼吸器疾患と作業改善に係る知見の提供を行った。</p> <p>⑥ フィンランド・ヘルシンキで開催された経済協力開発機構・ばく露評価ワーキングパーティー(OECD/WPEA)に参加し、化学物質の経皮吸収によるばく露状態の把握方法について最新の知見の情報収集を行った。</p> <p>・国内外から収集した資料等については、安衛研内の研究推進・国際センターにおいて整理し、その知見については大学等の講義や海外での講演等に活用することで、国内外に提供している。</p>	<p>・国際学術誌「Industrial Health」を6回発行し、国内、国外の大学・研究機関等に配布した。</p> <p>・和文学術誌「労働安全衛生研究」を2回刊行し、国内の大学・研究機関等に配布した。</p>					
--	---	---------------	---	---	--	---	--	--	--	--	--

<p>(5) 研究評価の厳格な実施と評価結果の公表</p> <p>研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。</p> <p>研究成果の評価に当たっては、以下の指標</p>	<p>また、世界保健機関(WHO)が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進する。</p> <p>(5) 研究評価の厳格な実施と評価結果の公表</p> <p>研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表する。</p> <p>研究成果の評価指標及び中期目標期間中の達</p>	<p>て「Industrial Health」誌を年6回、「労働安全衛生研究」誌を年2回以上、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布する。</p> <p>ウ 世界保健機関(WHO)が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進する。</p> <p>(5) 研究評価の厳格な実施と評価結果の公表</p> <p>研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表する。</p> <p>研究成果の評価指標及び平成31年度の達成目</p>	<p>「Industrial Health」誌を年6回、「労働安全衛生研究」誌を年2回以上、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布しているか。</p> <p>・世界保健機関(WHO)が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進しているか。</p> <p>・研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表しているか。</p>	<p>・令和元年8月にWHO労働衛生協力センターとして再指定された。(指定期間 令和2年7月13日から4年間)。令和元年度におけるWHOからのTerms of referenceは次の2テーマであり、安衛研の研究者がそれぞれ担当している</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 西太平洋地域諸国における過重労働関連健康議会要因に関するツールキットとファクトシートの国際的用途推進 ② 西太平洋地域諸国における職業性熱中症の予防策とツールキットの国際応用と推進 <p>(5) 研究評価の厳格な実施と評価結果の公表</p> <p>・ 研究評価については「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)に基づき、評価対象となる研究に精通した第三者による評価を安衛研究部会で厳格に実施した。また、令和元年度の評価結果は、研究業務に反映させるとともに、平成30年度の評価結果及びその研究業務への反映内容は報告書として取りまとめ、ホームページで公表している。</p> <p>・ 令和元年度は、プロジェクト研究(4課題)、協働研究(8課題)、行政要請研究(2課題)の事前及び事後評価を実施した。</p>		
--	--	--	---	--	--	--

<p>を設定すること。</p> <p>ア 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点3.25点以上の評価を得ること（成果ごとに、5点（優れている）、4点（やや優れている）、3点（概ね妥当である）、2点（やや劣っている）、1点（劣っている））。</p> <p>イ 中期目標期間中、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けること。</p> <p>【目標設定の考え方】</p> <p>類似する研究に係る実績を踏</p>	<p>成目標は、以下のとおりとする。</p> <p>ア 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点3.25点以上の評価を得ること（成果ごとに、5点（優れている）、4点（やや優れている）、3点（概ね妥当である）、2点（やや劣っている）、1点（劣っている））。</p> <p>イ 中期目標期間中、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受ける。</p>	<p>標は、以下のとおりとする。</p> <p>ア 平成31年度において業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究について、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点3.25点以上の評価を得ること（成果ごとに、5点（優れている）、4点（やや優れている）、3点（概ね妥当である）、2点（やや劣っている）、1点（劣っている））。</p> <p>イ プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究に係る平成31年度の報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受ける。</p>	<p>・平成31年度において業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究について、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点3.25点以上の評価を得ているか。</p> <p>・プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究に係る平成31年度の報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けているか。</p>	<p>・プロジェクト研究、協働研究、行政要請研究の合計8課題については、安衛研究部会の外部評価（事後評価）を受け、評価結果の目標値である平均点3.25以上を全ての課題で上回るとともに、その平均点は3.81であった。</p> <p>・平成30年度に終了したプロジェクト研究、協働研究、行政要請研究の合計8課題の報告書を厚生労働省に提出し、「政策効果が期待できる」かどうかの評価を受けた。その結果、1（非常に政策効果が期待できる）が4課題、2（政策効果が期待できる）が4課題の判定であり、2以上の「政策効果が期待できる」との判定が100%であったことから、目標の80%を上回った。</p>		
--	--	---	---	--	--	--

<p>まえ設定した。</p> <p>(6) 研究成果の積極的な普及・活用</p> <p>労働者の健康及び安全に対する研究成果やモデル医療法及びモデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組むこと。</p> <p>ア 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等に積極的に貢献すること。具体的には、中期目標期間中の法令等の制定及び改正等への貢献の件数は、50件以上とすること。</p>	<p>(6) 研究成果の積極的な普及・活用</p> <p>労働者の健康及び安全に対する研究成果やモデル医療法及びモデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組む。</p> <p>ア 労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献</p> <p>行政機関、公的機関、国際機関等から、専門家としての知見や研究成果等の提供要請があった場合には、調査及び研究で得られた科学的知見を活用して検討会等への参加や資料提供などに積極的に対応し、中期目標期間中に50件以上の労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等に</p>	<p>(6) 研究成果の積極的な普及・活用</p> <p>労働者の健康及び安全に対する研究成果やモデル医療法及びモデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組む。</p> <p>ア 労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献</p> <p>行政機関、公的機関、国際機関等から、専門家としての知見や研究成果等の提供要請があった場合には、調査及び研究で得られた科学的知見を活用して検討会等への参加や資料提供などに積極的に対応し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等に</p> <p>平成31年度に</p>	<p>・行政機関、公的機関、国際機関等から、専門家としての知見や研究成果等の提供要請があった場合には、調査及び研究で得られた科学的知見を活用して検討会等への参加や資料提供などに積極的に対応し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等に貢献しているか。</p> <p>・平成31年度において、これら法令・基準等へ10件以上貢献しているか。</p>	<p>(6) 研究成果の積極的な普及・活用</p> <p>ア 労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献</p> <p>行政機関、公的機関、国際機関等の要請に応じ、設置された厚生労働省労働基準局等の検討会に委員としての参加や、資料提供等に対応した。主な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過労死等の調査研究の研究成果を過労死等防止対策白書に掲載された。 ・ 過労死等防止調査研究センターの知見を活かし、以下のとおり検討会等へ参加している。 (令和元年度は以下の4件) ① 厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課による「勤務間インターバル制度普及促進のための広報事業」に委員として参加した。「勤務間インターバル制度導入・運用マニュアル」(全業種版とIT業種版)が令和2年3月付で公表された。 ② 架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物の吸入性粉じんの製造事業場で発生した肺障害の業務上外に関する検討会に委員として参加。 ③ 人生100年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に関する有識者会議に委員として参加。 <p>労働安全衛生に関する基準の制定及び改正実績は18件(目標値10件、達成度180%)であった。主な内容は下表のとおり。</p> <hr/> <p>制定、改正等を行った法令、通達等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の有機粉じんによる健康障害の防止対策の徹底について (平成31年4月15日付け基安労発0415第1号、基安化発0415第1号、基補発0415第1号) ○ プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン (平成31年4月24日付け経済産業省高圧ガス保安室) ○ 情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン (令和元年7月12日付け基0712第3号) ○ 建設工事公衆災害防止対策要綱の改正 		
---	---	--	--	--	--	--

<p>イ 労働者の健康及び安全に関する調査及び研究の成果並びにモデル医療法及</p>	<p>貢献する。</p> <p>イ 学会発表等の促進</p> <p>① 国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表を積極的に推進する。</p> <p>② プロジェクト研究をはじめとする研究の成果は、特別研究報告（SRR）等としてとりまとめ、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。</p> <p>ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信</p>	<p>おける、これら法令・基準等への貢献については、10件以上とする。</p> <p>イ 学会発表等の促進</p> <p>① 国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表を積極的に推進する。</p> <p>② プロジェクト研究をはじめとする研究の成果は、特別研究報告（SRR）等としてとりまとめ、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。</p> <p>ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信</p>	<p>・国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表を積極的に推進しているか。</p> <p>・プロジェクト研究をはじめとする研究の成果は、特別研究報告（SRR）等としてとりまとめ、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図っているか。</p>	<p>(令和元年9月2日付け国土交通省告示 496号)</p> <p>○ つり足場用のつりチェーン及びつりわくの規格 (令和2年厚生労働省告示第34号)</p> <p>○ 情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン (令和元年7月12日付け基発 0712 第3号の別添)</p> <p>○ 作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令 (令和2年1月27日厚生労働省令第8号)</p> <p>○ 作業環境測定基準等の一部を改正する告示 (令和2年1月27日厚生労働省告示第18号)</p> <p>○ 個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン (令和2年2月17日付け基発 0217 第1号)</p> <p>イ 学会発表等の促進</p> <p>・国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表件数について、研究員ごとに目標を設定する等により積極的に推進している。</p> <p>・ 令和元年度は2件のプロジェクト研究について、特別研究報告（SRR）を発行し、共同研究を行っている大学、業界団体等に送付したほか、安衛研メールマガジンでも発信することで積極的な広報を行った。また、当該報告については、安衛研のホームページでも公表した。</p> <p>ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信</p>		
--	--	---	--	---	--	--

<p>びモデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載すること。</p> <p>中期目標期間中におけるホームページ中の研究業績等へのアクセス数の総数を1200万回以上とすること。</p>	<p>① 労働者の健康及び安全に関する調査及び研究の成果並びにモデル医療法及びモデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載し、中期目標期間中における機構本部、安衛研、労災病院、日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数の総数を1200万回以上得る。</p>	<p>① 調査及び研究の成果については、原則として、ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるように努める。</p> <p>なお、安衛研においては、「Industrial Health」誌及び「労働安全衛生研究」誌については、その掲載論文全文を研究所のホームページ及びJ-stage(独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者向け情報発信支援システム)に公開する。</p> <p>平成31年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等の</p>	<p>・調査及び研究の成果については、原則として、ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるように努めているか。</p> <p>・安衛研において、「Industrial Health」誌及び「労働安全衛生研究」誌については、その掲載論文全文を研究所のホームページ及びJ-stage(独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者向け情報発信支援システム)に公開しているか。</p> <p>・平成31年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の調査及び研究の成果をホームページに掲載するとともに、その際は国民に理解しやすく活用しやすいものになるよう努めたほか、閲覧者の利便性向上の観点から、必要に応じて日本語及び英語による要約を併せて公開した。 <ul style="list-style-type: none"> 安衛研が刊行する国際学術誌「Industrial Health」(年6回発行) 和文学術誌「労働安全衛生研究」(年2回発行) 特別研究報告等の掲載論文 技術資料 等 ・「Industrial Health」と「労働安全衛生研究」に掲載している論文全文を研究所のホームページ及びJ-STAGE(化学技術情報発信・流通統合システム/(独)科学技術振興機構)で公開した。 ・YouTubeにJNIOOSHチャンネルを登録し、実験動画等を公開した。 ・イベント等は開催告知だけでなく、終了後の結果報告についても早期のタイミングでホームページに掲載した。 ・令和元年度の研究業績・成果等に関するホームページのアクセス数は296万件であり、目標としていた年240万件を大幅に上回った。 		
--	---	--	--	---	--	--

	<p>② メールマガジンを毎月1回発行し、安衛研の諸行事や、研究成果等の情報を定期的に広報する。</p> <p>③ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。</p> <p>エ 講演会等の開催</p> <p>① 職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々に機構の主要な調査及び研究成果を紹介する講演会を開催する。</p>	<p>ホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を240万回以上得る。</p> <p>② 平成30年度労働安全衛生総合研究所年報を発行するとともに毎月1回メールマガジンを発行し、安衛研の諸行事や研究成果等の情報を定期的に広報する。</p> <p>③ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。</p> <p>エ 講演会等の開催</p> <p>① 安全衛生技術講演会を、国内2都市で開催するほか、他機関との講演会等の共催を推進する。さらに、労働災害防止関係団体の主催する大会等に積極的に</p>	<p>の研究業績・成果等へのアクセスの総数を240万回以上得ているか。</p> <p>・平成30年度労働安全衛生総合研究所年報を発行するとともに毎月1回メールマガジンを発行し、安衛研の諸行事や研究成果等の情報を定期的に広報しているか。</p> <p>・事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行っているか。</p> <p>・安全衛生技術講演会を、国内2都市で開催するほか、他機関との講演会等の共催を推進しているか。</p> <p>・労働災害防止関係団体の主催する大会等に積</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度労働安全衛生総合研究所年報を令和元年11月5日に発行した。 メールマガジン（安衛研ニュース）は毎月1回配信し、内外における労働安全衛生研究の動向、安衛研主催行事、刊行物等の情報提供を行っている。 安衛研が作成、公表している「労働安全衛生総合研究所 技術指針（工場電気設備防爆指針-国際整合技術指針）」の一部改正等を行い、研究成果を踏まえた技術ガイドライン等を発行した。 一般誌等に120件の論文・記事を寄稿し、研究成果の普及を図った。 国内テレビ局等からの取材21件に協力した。 <p>エ 講演会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全衛生技術講演会を令和元年9月に東京都（定員250人）及び同年10月に大阪市（定員200人）の2都市において開催した。 同講演会は、4人の研究員及び1人の外部講師による講演を行った。参加者は、企業の管理者・安全衛生担当者が中心であった。参加者へ実施したアンケート調査結果は、「とても良かった」又は「良かった」のいずれかであった。 令和元年9月に「粉じん爆発・火災安全研修」を一般社団法人日本粉体工業技術協会と共催により行った。 中央労働災害防止協会が実施した令和元年度全国産業安全衛生大会（京都大会）で、安衛研の研究者が労働安全確保対策に係る講演を行った。 		
--	--	--	--	--	--	--

<p>ウ 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、機構が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。</p> <p>【目標設定の考え方】 法令等の制定及び改正等への</p>	<p>② 安衛研の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応する。</p> <p>オ 知的財産の活用促進 研究の成果に伴う特許権等の知的財産権の取得を進めるとともに、自ら実施予定のないものは、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その活用促進を図る。</p>	<p>② 科学技術週間に合わせ安衛研清瀬地区及び登戸地区の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応する。</p> <p>オ 知的財産の活用促進 研究の成果に伴う特許権等の知的財産権の取得を進めるとともに、自ら実施予定のないものは、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その活用促進を図る。</p>	<p>参加し講演する機会を設ける。</p> <p>極的に参加し講演する機会を設けているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学技術週間に合わせ安衛研清瀬地区及び登戸地区の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行っているか。 ・国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対して、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応しているか。 <p>・研究の成果に伴う特許権等の知的財産権の取得を進めるとともに、自ら実施予定のないものは、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その活用促進を図っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・科学技術週間に合わせ、平成31年4月17日に清瀬地区、21日に登戸地区で、それぞれ一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行った。 (清瀬地区)参加者：業界団体、民間企業、行政その他一般参加者 485人 内 容：機械設備の安全対策、強風に対する足場の倒壊防止、粉体投入・充填時に発生する静電気放電等の説明、実験デモ (登戸地区)参加者：業界団体、民間企業、行政その他一般参加者 127人 内 容：熱中症防止、騒音障害の防止、電子顕微鏡による粉じん測定等の説明、実験デモ ・また、国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の14件の見学希望に対し、専門分野や要望に応じて柔軟に対応した。 ※韓国経団連、中国CDCによる安衛研への訪問 等 <p>オ 知的財産の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究の成果は、知的財産権の取得を進めるため、特許申請を行っており、令和元年度末時点では、保有登録特許件数は40件、特許出願中は10件となっている。令和元年度中に開放特許情報データベースに登録したものは無いが、今後の活用促進を図るため、当該データベースの登録を検討していく。なお、安衛研が取得している特許権等はホームページでの広報等により、その活用促進を図っている。 		
---	---	---	--	--	--	--

<p>貢献の件数は、法改正等大規模な法令改正等の有無により年度によってばらつきがあるため、前中期目標期間中の目標水準であった年 10 件の 5 倍の 50 件を中期目標期間における目標とした。</p> <p>ホームページ中の研究業績等へのアクセス数は、平成 29 年度実績の 240 万回を踏まえ、その 5 倍の 1200 万回以上とした。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、当該研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準及び国際基準の制定及び改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。</p> <p>業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価におい</p>							
---	--	--	--	--	--	--	--

<p>て高評価を得ることは、労働安全衛生行政の重要課題に対応した研究を的確に実施し、当該研究成果が労働安全衛生施策の企画・立案に貢献できているか及び質の高い研究成果を公表できているかを客観的に判断するために極めて重要であるため。また、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究を推進する観点からは、政策担当部門による評価が重要であるため。</p> <p>労働安全衛生行政上の課題に対応した研究成果が、周知広報を通じて作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少に結び付くため。</p>						
---	--	--	--	--	--	--

令和元年度 調査・研究発表会プログラム

※ 1課題につき25分(発表15分、質問10分)

No.	課題名	発表者
1	社会関係資本と生活習慣病との関連	労災病院
2	髪の毛に含まれるコルチゾール濃度を指標とした3交代勤務と2交代勤務のストレス度の比較	労災病院
3	アクリル酸系水溶性ポリマーエアロゾルのばく露評価法の開発に関する研究	労働安全衛生総合研究所
4	架橋型水溶性アクリル酸ポリマーの肺毒性に関する研究—全身曝露吸入試験	日本バイオアッセイ研究センター
5	産業保健総合支援センターとの連携による職業性外傷予防等に関する研究成果の普及について	労働安全衛生総合研究所
6	労働者の体力・身体活動に関する研究	労働安全衛生総合研究所
7	治療と仕事の両立支援データベースから見た実態	労災病院
8	医療施設における非電離放射線ばく露の調査研究	労働安全衛生総合研究所

令和元年度 調査・研究発表会ポスターセッションテーマ

No.	課題名	発表者
1	安全管理支援システムにおけるリスク低減効果(その1)	労働安全衛生総合研究所
2	安全管理支援システムにおけるリスク低減効果(その2)	労働安全衛生総合研究所
3	トンネル建設工事中の重大災害事例とその再発防止対策	労働安全衛生総合研究所
4	可燃性物質の蓄熱による自然発火	労働安全衛生総合研究所
5	帯電防止技術の高度化による静電気着火危険性低減に関する研究	労働安全衛生総合研究所
6	反動・反力を伴う作業中の転落リスク評価に関する研究：作業姿勢が水平押し力の知覚に与える影響	労働安全衛生総合研究所
7	労働者における不眠と抑うつに関するケース・コントロール研究	労働安全衛生総合研究所
8	ウェアラブル深部体温計の開発と評価	労働安全衛生総合研究所

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-2	労災疾病等に係る研究開発の推進		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第3号、同項第5号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0453

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 平均値 等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ホームページ アクセス数 （計画値）	中期目標期間中に研究業績等へのアクセス数1,200万回以上	—	240万回						予算額（千円）	3,057,079			
ホームページ アクセス数 （実績値）	—	240万回 （H29年度実績）	296万回						決算額（千円）	3,109,963			
達成度	—	—	123.5%						経常費用（千円）	3,081,555			
									経常利益（千円）	110,335			
									行政コスト（千円）	3,366,283			
									従事人員数（人）	122			

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等</p> <p>(2) 労災疾病等に係る研究開発の推進</p> <p>労働災害の発生状況等を踏まえ、時宜に応じた研究に取り組むために以下の3領域については、協働研究と連携を図りつつ、研究を行うこと。</p> <p>ア 職業性疾病等の原因、診断</p>	<p>1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等</p> <p>(2) 労災疾病等に係る研究開発の推進</p> <p>ア 労災疾病等に係る研究開発の推進</p> <p>中期目標に示された3領域については、協働研究と連携を図りつつ、次のおり取り組む。</p> <p>① 職業性疾病等の原因と診</p>	<p>1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等</p> <p>(2) 労災疾病等に係る研究開発の推進</p> <p>ア 労災疾病等に係る研究開発の推進</p> <p>中期目標に示された3領域については、協働研究と連携を図りつつ、研究を遂行するとともに、継続しているテーマについては業績評価委員会医学研究評価部会において評価を受ける。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>平成31年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を240万回以上得る。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・3領域（「職業性疾病等の原因、診断及び治療」、「労働者の健康支援」、「労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化」）の研究について、協働研究と連携を図りつつ、研究を行っているか。</p>	<p>1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等</p> <p>(2) 労災疾病等に係る研究開発の推進</p> <p>ア 労災疾病等に係る研究開発の推進</p> <p>労災疾病等医学研究については、中期目標に示された3領域について平成29年10月から「メタボローム」テーマの研究を、平成30年7月からその他9テーマの研究を開始し、合計10テーマの研究を行っている。</p> <p>3領域10テーマの研究について、令和2年2月17日及び18日に業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、令和元年度における研究開発計画の達成度及び今後の研究開発計画の妥当性等に関して中間評価を受けた。全10テーマについて令和2年度における研究の継続が承認された。</p> <p>また、令和元年11月8日に開催した調査・研究発表会において、労災疾病等医学研究の研究者による発表を行い、協働研究の研究者等と研究成果を共有し連携を図った。</p> <p>① 職業性疾病等の原因と診断・治療</p> <p>○ 「運動器外傷機能再建」テーマ</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>定量的指標の対年度計画値120%以上を達成したことに加え、各研究テーマの中間解析において、早期慢性肺炎のバイオマーカー候補物質など、今後の研究の進展に資する重要な発見がなされたことなど、以下のとおり、所期の目標を上回る成果が得られている。</p> <p>・3領域10テーマの研究について、令和2年2月17日及び18日に業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、令和元年度における研究開発計画の達成度及び今後の研究開発計画の妥当性等に関して中間評価を受けた。全10テーマについて令和2年度における研究の継続が承認された。</p> <p>・令和元年11月8日に開催した調</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

<p>及び治療</p>	<p>断・治療 被災労働者の早期の職場復帰を促進するため、職業性疾病等の原因と診断・治療に関する研究・開発に取り組む。</p>			<p>「運動器外傷データベース」に登録された 1,235 症例の予後等について追跡調査（6か月後、1年後、2年後フォローアップ）を行った。フォローアップ率は、6か月後 70.0%、1年後 64.9%、2年後 53.1%。</p> <p>データベースの中間解析を行ったところ、入院日数は平均で 28.0 日、受傷後 6か月時点における就業率は 76.3%であり、復職に影響する要因として、肉体労働・雇用形態・保険種別・開放骨折が抽出された。肉体労働者、労災保険での入院、開放骨折の患者については、受傷 6か月後の就業と負の関連があり、正規雇用は正の関連があった。</p> <p>○ 「職業関連癌」テーマ 膀胱がん 354 例、上部尿路上皮がん 30 例、コントロール 491 例を集積し SNP 解析を実施した。今後、SNP データと病歴データとを統合し、ゲノムワイド関連解析及びニューラルネットワークを用いた AI 解析を実施し、遺伝的素因や職業・環境的因子が膀胱がんの発生等に与える影響について検討を行う。</p> <p>② 労働者の健康支援 ○ 「生活習慣病」テーマ ① 「地域社会における社会的ストレス及び社会関係資本と生活習慣病との関連に関する研究」については、研究代表施設及び研究分担施設で802症例を収集。ストレスについてのアンケートを解析中。また、より広範囲なデータ収集のため、全国の労災病院の事務職員を対象としたアンケートを令和2年度に実施することとした。 ② 「孤独死の要因となる動脈硬化疾患の発症・再発に関する研究」については、450症例を収集し、データ分析を実施。令和元年11月に開催された日本職業・災害医学会で中間報告を行った。 ③ 「教員の過労死を予防するモデルの構築に関する調査研究」については、宮城県教職員 3,873人から書面による研究同意を取得。うち、3,500人程度からアルブミン尿、食塩摂取量のデータを回収し、令和元年11月から指導介入を開始している。 ④ 「抑うつ傾向と脳・心臓疾患発症リスクとの関係」については、宮城県亘理町住民3,500人を対象とするコホート調査として、労働時間や抑うつに関するアンケート調査を実施。回収率は61.5%であった。 ⑤ 「就労者の疲労（ストレス）に対する客観的指標の実用的な応用に関する研究」については、当初計画していた企業の労働者からの協力が得られなかったことから、労災病院事務職員を対象とした業務量の違いによる加速度脈波の比較検討を行うこととした。</p> <p>○ 「メンタルヘルス」テーマ 令和元年10～11月に新たに複数の企業から協力を得て、勤務する労働者198人のデータを追加収集。収集済みのデータと合わせて合計309人に対してアンケート調査や認知機能検査といったベースライン評価を行った。今後、6か月後、1年後のフォローアップ及び認知トレーニングの効果検証を行う予定である。</p> <p>○ 「メタボローム」テーマ ① 「労働者における体内代謝産物の網羅的解析（メタボローム解析）による過労死、過重労働、ストレスを予測する生化学的指標の確立」については、同一の病院職員について残業時間の多い月（過重労働時）及び少ない月（通常労働時）、急性冠症候群を発症した患者（ACS群）、健康診断受診者（対照群）の各群について、血漿、尿、唾液を採取し、メタボローム解析を行った。メタボローム解析の結果、通常労働時と過重労働時の血漿中の代謝物濃度が異なるパターンを示した。この結果については、「過重労働下における体内代謝物のメタボ</p>	<p>査・研究発表会において、労災疾病等医学研究の研究者による発表を行い、協働研究の研究者等と研究成果を共有し連携を図った。</p> <p>・3領域 10 テーマの労災疾病等医学研究・開発においては、帝京平成大学等の大学に加え、埼玉医科大学総合医療センター、和歌山県立医科大学附属病院、大阪大学医学部附属病院、自治医科大学附属埼玉医療センター等の大学病院や、国保旭中央病院等の労災指定医療機関の研究者と連携体制を構築し、症例データの収集及び基礎的・臨床的研究を協力して行った。</p> <p>・「勤労世代肝疾患」テーマについては、肝がんリスク因子について、治療終了時の血清アルブミン、AFP などの検査値が、その後の肝がん予測因子となる可能性があることを発見した。</p>	
<p>イ 労働者の健康支援</p>	<p>② 労働者の健康支援 就労年齢の延長に伴い基礎疾患を有する労働者が増加する中で、労働能力や疾病増悪リスク、復職を視野においた支援や治療方針の選択等労働者の健康支援のための研究・開発に取り組む。</p>					

<p>ウ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化</p>	<p>③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化 被災労働者の迅速・適正な労災保険給付に資する研究・開発に取り組む。</p>		<p>ローム解析とACS患者との比較検討」として論文にまとめ、日本職業・災害医学会会誌 (Vol. 67 No.5) に掲載した。さらに症例を増やして解析を行うため、神戸労災病院及び熊本労災病院を研究分担施設として追加し、得られた症例についてデータを解析している。</p> <p>② 「早期慢性膵炎の疾患概念の研究と新規診断法の開発」については、症例（アルコール性慢性膵炎患者、アルコール性早期慢性膵炎患者、健常者（飲酒群・非飲酒群））を増やすため、新たに大阪労災病院、熊本労災病院、総合病院国保旭中央病院を研究分担施設に加えた。症例については、令和元年度で各群10例～20例ほど集め、各群10例ずつ中間解析を実施したところ、早期慢性膵炎のバイオマーカーとなる候補物質を複数発見した。</p> <p>また、対照症例が早期慢性膵炎の診断基準に照らし合わせて該当しないことが明確に言えるよう、対照症例（非飲酒群）についても超音波内視鏡（EUS）による検査により慢性膵炎の所見がないことを必須とした。</p> <p>○ 「医療従事者の安全」テーマ 労災病院等31病院で、抗がん剤調製に関する実態に係るアンケート調査を実施した。「バイアルの取扱い」について、手技が手順書から逸脱していることが分かった。研究協力施設である帝京平成大学においてターゲット抗がん剤の模擬薬剤を用いた飛散実験を実施した。</p> <p>○ 「勤労世代肝疾患」テーマ インターフェロン・フリー治療で持続的ウイルス陰性化（SVR）を達成した勤労世代（20歳～65歳）患者の症例689例を収集し、経過観察中の肝発がん率と、肝発がんリスク因子について検討した。治療後に肝発がんを13例で認め、累積発がん率は1年0.5%、2年1.0%、3年2.3%であった。肝発がんはインターフェロン治療と比較して同程度にまで抑制されていた。肝発がんリスク因子については、治療終了時の血清アルブミン、AFPなどの検査値がその後の肝発がん予測因子となるか検討している。</p> <p>○ 「早期復職」テーマ 平成30年6月の業績評価委員会医学研究評価部会における事前評価において、介入群と対照群を割付するに当たり適切なランダム化を行うことを条件に実施が承認された。このため、大阪大学データセンターを研究協力者に加えるとともに大学病院医療情報ネットワーク研究センター臨床試験登録システム（UMIN-CTR）に登録するため、より詳細にランダム化について記載した「臨床研究実施計画書」及び「症例取扱い規準」を新たに策定した。大学との連携により適切なランダム化を行い、令和2年3月末日時点で17症例を収集した。</p> <p>③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化</p> <p>○ 「じん肺」テーマ 膿性喀痰中エラストラーゼ活性測定の研究では、ミラー・ジョーンズ法との比較において、喀痰中の好中球との相関が示唆された。 じん肺にみられる間質性肺炎の実態調査では、CTを562症例収集し、肺MRIによるじん肺大陰影と肺がんの鑑別における有用性の研究ではMRIを54症例収集した。 第3期じん肺研究成果の普及活動として「よくわかるじん肺健康診断」を英文化し、出版した。</p> <p>○ 「アスベスト」テーマ 良性石綿胸水の診断基準策定のための研究については、労災病院で良性石綿胸水と診断された症例105例を収集して検討を行い、診断基準の案を策定した。 石綿繊維計測の研究においては、石綿小体5,000本/g未満で石綿繊維500万本/g以上の症例19例を検討したところ、特定の職歴（プレーキライニング製造、鉄工作業及び建設・解体作業）がある場合、石綿繊維が500万本/gを超えることが多いことが分かった。</p>	<p>・第3期中に開発した45件の予防法・指導法のリーフレットをホームページに掲載し、事業場への普及啓発を図った。また、新たに開発する研究テーマ等について検討し、19テーマが研究を開始している。</p> <p>・予防医療データベースシステムの調査項目追加に伴い、システムの更新を行った。</p> <p>・病職歴データベースの更なるデータ集積と基本解析、研究での利活用等につなげるため、誤入力防止のワーニング機能等を追加した新たな病職歴システムを開発し、令和2年1月から運用を開始した。</p> <p>・アスベスト等について、機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等を行うべく、独立行政法人国際協力機構（JICA 中国）からの依頼により「日中石綿関連癌診断技術向上プロジェ</p>	
------------------------------	--	--	---	--	--

<p>なお、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例蓄積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集できるような連携体制の構築を引き続き行うこと。</p>	<p>また、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例蓄積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集できるような連携体制の構築を図る。</p> <p>イ 過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法の開発の推進</p> <p>過労死等については過労死等防止調査研究センターと連携を図りつつ、過労死に係る生活習慣病等の予防対策の指導の実践により、指導事例等の集積及び予防医療データベースを活用し、予防法・指導法の分析、検証、</p>	<p>また、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、大学病院等の労災指定医療機関に所属する研究協力者と引き続き連携体制の構築を行う。</p> <p>イ 過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法の開発の推進</p> <p>第3期中期目標期間中に作成されたそれぞれの予防法・指導法については、事業場への普及啓発を図りつつ、リーフレットについてその内容を精査した上、テーマごとにとりまとめた冊子を作製する。</p>	<p>・労災指定医療機関に所属する研究協力者と連携体制の構築を行っているか。</p> <p>・第3期中期目標期間中に作成されたそれぞれの予防法・指導法について、事業場への普及啓発を図り、テーマごとの冊子を作製しているか。</p> <p>・新たに開発する研究テーマ等について検討し、それを踏ま</p>	<p>また、3領域10テーマの労災疾病等医学研究・開発においては、労災病院ネットワークの活用はもちろん、帝京平成大学等の大学に加え、埼玉医科大学総合医療センター、和歌山県立医科大学附属病院、大阪大学医学部附属病院、自治医科大学附属埼玉医療センター等の大学病院や、国保旭中央病院等の労災指定医療機関の研究者との連携体制も構築しており、症例データの収集及び基礎的・臨床的研究を協力して行った。</p> <p>イ 過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法の開発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3期中期目標期間中に開発された予防法・指導法を、産業保健総合支援センター主催の企業向け研修や健康保険組合雑誌への連載等により幅広く普及啓発を図った。 第3期中期目標期間中に開発した45件の予防法・指導法をまとめた冊子作製のため、「予防医療モデル調査研究に関する検討会」において検討を行い、いずれも承認された。作成されたリーフレットをホームページに掲載し、事業場等に普及啓発を図った。 新たに開発する予防法・指導法について、令和元年11月に開催した「予防医療モデル調査研究に関する検討会」において、各治療就労両立支援センター研究者が作成した研究計画書について検討を行い、新たな研究テーマ（19件）を決定し、事例収集等を開始した。 	<p>クト」に協力することとしていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和元年度の実習生の受入れは中止となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査及び研究の成果について、「労災疾病等医学研究普及サイト」において随時公開した。 研究成果を国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるようにするため、モデル予防法について、食生活の改善や腰痛予防等7テーマの研究結果をまとめたリーフレット等をホームページにおいて公開。「労災疾病等医学研究普及サイト」広報用リーフレットを115,000部作成し、関係機関及び各種研修参加者への配付を行った。 産業医、事業場労務担当者等を対象とした産業保健総合支援センターのメールマガジンを活用し、当該普及サイトの周知を行 	
--	--	--	---	--	--	--

<p>(3) 研究の実施体制等の強化 力 予防医療、病職歴及び両立支援データベースの整備及び活用等に取り組むこと。</p> <p>(4) 国際貢献、海外への発信 アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼を踏まえ、機構の有する診断技術等の諸外</p>	<p>開発を行い、産業保健総合支援センター等を介し、事業場への普及啓発を行う。</p> <p>(3) 研究の実施体制等の強化 力 研究データ収集を行う事務補助スタッフの確保等を図り、予防医療、病職歴及び両立支援データベースの整備及び活用等に取り組む。</p> <p>(4) 国際貢献、海外への発信 アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼により機構が有する診断技術等の諸外国へ</p>	<p>新たに開発する研究テーマや事例の集積方法、対象等について検討し、それを踏まえた生活習慣病等の指導を実践するとともに、事例の集積に着手する。</p> <p>(3) 研究の実施体制等の強化 力 予防医療及び病職歴データベースを更新し、更なるデータ集積と基本解析、研究での利活用を進めるとともに、新たに両立支援データベースシステムを構築する。</p> <p>(4) 国際貢献、海外への発信 ウ アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼により機構が有する診断技術等の諸外国</p>	<p>えた生活習慣病等の指導実践とともに、事例集積に着手しているか。</p> <p>・予防医療及び病職歴データベースを更新し、新たな両立支援データベースシステムを構築しているか。</p> <p>・アスベスト等について、機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等に努めているか。</p>	<p>(3) 研究の実施体制等の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防医療データベースシステムは、病職歴調査における新規調査項目と合わせ調査項目を追加し、データベースへの入力が可能となるようシステムの更新を行った。 ・ 病職歴データベースの更なるデータ集積と基本解析、研究での利活用等につなげるため、誤入力を防ぎ精度の高いデータ入力を行うためのワーニング機能の追加や、研究者の要望に的確に応えるデータ抽出を可能とするための機能の強化を目的とした新たな病職歴システムの開発を行った。また、病職歴調査における新規調査項目、利便性向上のためのフリーワード検索機能、システムセキュリティ強化のための顔認証等の追加を行い、機能を充実させた上で、令和2年1月から運用を開始した。 ・ 令和2年度からの両立支援データベースシステムの稼働に向け、システム開発者を含めた両立支援事業の中核的施設の関係者等との定期的な打合せを通して、システム構築を行った。当該システム構築により両立支援事例を登録し、四半期ごとのデータ集計の出力や、GSVデータの二次利用によるデータ解析が可能となる。 <p>(4) 国際貢献、海外への発信</p> <p>アスベスト等について、機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等を行うべく、平成30年度に引き続き、独立行政法人国際協力機構（JICA中国）からの依頼により「日中石綿関連癌診断技術向上プロジェクト」に協力することとし、勤労者医療課長がプロジェクトに係る国内支援委員を受嘱した。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、計画していた実習生の受入れは中止となった。</p>	<p>った。</p> <p>・ 以上の取組により、令和元年度における機構本部等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数は、296 万回を得た。</p> <p><課題と対応> -</p>	
---	---	--	--	---	---	--

<p>国への情報提供に取り組むこと。</p> <p>(6) 研究成果の積極的な普及・活用 イ 労働者の健康及び安全に関する調査及び研究の成果並びにモデル医療法及びモデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載すること。</p> <p>中期目標期間中におけるホームページ中の研究業績等へのアクセス数の総数を1200万回以上とすること。</p>	<p>の普及、情報提供等に努める。</p> <p>(6) 研究成果の積極的な普及・活用 ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信</p> <p>① 労働者の健康及び安全に関する調査及び研究の成果並びにモデル医療法及びモデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載し、中期目標期間中における機構本部、安衛研、労災病院、日本バイオアッセイ研究センター等のホー</p>	<p>への普及、情報提供等に努める。</p> <p>(6) 研究成果の積極的な普及・活用 ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信</p> <p>① 調査及び研究の成果については、原則として、ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるように努める。</p> <p>平成31年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バ</p>	<p>・調査及び研究の成果について、ホームページにおいて公開し、国民がより活用しやすくなるよう努めているか。</p>	<p>(6) 研究成果の積極的な普及・活用</p> <p>ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信</p> <p>調査及び研究の成果等を公開している「労災疾病等医学研究普及サイト」については、平成30年度に予防医療モデル事業に係るコンテンツも加えるなど、大幅なリニューアル及びスマートフォン対応化を行い、さらなる充実を図った。令和元年度は、労災疾病等医学研究の10テーマの中間報告を掲載したほか、論文掲載されたものなど、研究成果に係るお知らせを随時掲載するとともに、働く女性の健康に関する研究の成果を普及した「女性医療フォーラム」開催に関するページを公開した。</p> <p>研究成果を国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるようにするため、モデル予防法について、食生活の改善や腰痛予防等7テーマの研究成果をまとめたリーフレット等をホームページにおいて公開した。</p> <p>また、「労災疾病等医学研究普及サイト」広報用リーフレットについて、現在取り組んでいる3領域10テーマの研究内容を平易な言葉で紹介する文面や、スマートフォン等から当該サイトへ容易にアクセスできる「二次元バーコード」を加えたデザインに変更した上で、115,000部作成し、各労働局、各都道府県医師会等に配付するとともに、両立支援コーディネーター研修等の各種研修会参加者へのリーフレット配付を行った。</p> <p>さらに、産業保健総合支援センターのメールマガジン（産業医、事業場労務担当者等が対象）による「労災疾病等医学研究普及サイト」のPRも継続して実施した。</p> <p>以上の取組を行い、機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数について、令和元年度は296万回のアクセスを得た。</p>		
---	--	---	--	---	--	--

	ムページ中の研究業績・成果等へのアクセス数の総数を1200万回以上得る。	イオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を240万回以上得る。		<p>【参考】労災疾病等医学研究の成果については、国内外の各種学会での発表、論文投稿等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学会発表 国内63件、国外16件 ・ 論文発表 和文30件、英文16件 ・ 講演会等 192件 ・ メディア等への掲載 39件 		
--	--------------------------------------	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	労働災害調査事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第3号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0453-01

2. 主要な経年データ														
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								① 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
依頼元からの評価（計画値）	依頼元からの評価の平均点 2.0点以上	—	2.0点						予算額（千円）	83,246				
依頼元からの評価（実績値）	—	（新規項目）	2.73点						決算額（千円）	78,545				
達成度	—	—	136.5%						経常費用（千円）	71,342				
									経常利益（千円）	5,945				
									行政コスト（千円）	71,442				
									従事人員数（人）	3				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
2 労働災害の原因調査の実施	2 労働災害の原因調査の実施	2 労働災害の原因調査の実施	<p><主な定量的指標></p> <p>・災害調査報告及び鑑定結果報告について、厚生労働省等依頼元へのアンケート調査等を実施し、下記の基準により、平均点2.0点以上の評価を得る（3点（大変役に立った）、2点（役に立った）、1点（あまり役に立たなかった）、0点（役に立たなかった））。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p>	2 労働災害の原因調査の実施	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>定量的指標の対年度計画値120%以上を達成したことに加え、災害調査の成果が健康障害の防止対策の徹底に係る行政通達の発出に繋がるなど、以下のとおり、所期の目標を上回る成果が得られている。</p> <p>・災害調査報告に関するアンケート結果の平均点が2.73点であり、目標である2.0点を大幅に上回った。</p> <p>・災害調査の成果が労災認定の報告書「呼吸器疾患と架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物の吸入性粉じんのばく露に関する医学的知見」の公表や、健康障害の防止対策の徹底に係る行政通達の</p>	評価	<p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>

<p>労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第96条の2に基づく災害調査等の実施について、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、調査結果等について、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに厚生労働省に報告を行うこと。</p> <p>また、厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果について体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うこと。</p> <p>さらに、調査実施後、調査内容については、厚生労働省における捜査状況、企業の秘密や個人情報への保護に留意しつつ、その公表を積極的</p>	<p>労働災害の原因の調査については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に定められた機構の重要業務であり、高度な専門的知見に基づく災害要因の究明を行い、これらの調査結果について、厚生労働省の立案する再発防止対策への活用を図る必要があることから以下のとおり取り組む。</p> <p>（1）厚生労働省からの要請に基づき、又は災害原因究明のため必要があると判断するとき</p> <p>は、労働基準監督機関等の協力を得て、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果等は、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速や</p>	<p>（1）厚生労働省からの要請に基づき、又は災害原因究明のため必要があると判断するとき</p> <p>は、労働基準監督機関等の協力を得て、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果等は、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速や</p>	<p><評価の視点></p> <p>・厚生労働省からの要請に基づき、又は災害原因究明のため必要があると判断するときは、研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果等は、速やかに厚生労働省に報告しているか。</p>	<p>令和元年度は災害調査（14件）、鑑定・捜査事項照会等（以下「鑑定等」という。）（9件）のほか、行政機関等からの意見照会等（1件）について実施し、依頼元である行政機関に報告した。なお、災害調査等に当たっては、高度な実験や解析を必要とするため時間を要するもの等を除き、速やかに報告している。</p> <p>(1) 災害調査 厚生労働省からの依頼に基づく災害調査で、令和元年度内に報告が終了したものは平成28年度から令和元年度の間に実施した14件であった。また、令和2年3月末現在で実施中の災害調査は4件である。</p> <p>(2) 鑑定等 労働基準監督署や警察署等からの依頼に基づく鑑定等で、令和元年度内に回答が終了したものは、平成29年度から令和元年度の間に開始した9件であった。また、令和2年3月末現在で実施中の鑑定等は5件である。</p> <p>(3) 行政からの意見照会等 令和元年度に新たに着手した行政からの意見照会等は1件であり、令和元年度内に報告した。</p> <p>(4) 災害分析等 令和元年度に厚生労働省から受け取った全519件の災害調査復命書について、局別、年月別、事故の型別、起因物別、死傷者数別、及び業種別に整理し、その結果を厚生労働省に報告した。</p> <p>行政要請研究「高齢労働者が行為者となる労働災害の分析」において、令和元年度は、平成27年から29年に発生した労働災害1,890件の災害調査復命書から該当事例を421件（平成27、28年</p>	<p>発出に繋がった。</p> <p>・令和元年度においては、「化学工場で発生した呼吸器疾患に関する災害調査」、「劇場で発生した舞台装置でのはさまれ災害」、「トンネル建設工事中に発生した切羽の肌落ち災害」、「O A リサイクル工場における粉じん爆発災害」の4件の災害調査報告書を安衛研のホームページにおいて公表した。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	
--	--	--	---	---	--	--

<p>に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。</p>	<p>かに厚生労働省に報告する。</p> <p>(2) 災害調査等を迅速に実施できるよう、前中期目標期間において整備した緊急時も含めた連絡体制を引き続き維持する。</p> <p>(3) 厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果を体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行う。</p> <p>(4) 調査結果のうち、同種災害の再発防止対策の普及に資する情報について、厚生労働省における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護の観点に留意</p>	<p>かに厚生労働省に報告する。</p> <p>(2) 災害調査等を迅速に実施できるよう、前中期目標期間において整備した緊急時も含めた連絡体制を引き続き維持する。</p> <p>(3) 厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果を体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行う。</p> <p>(4) 調査結果のうち、同種災害の再発防止対策の普及に資する情報について、厚生労働省における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護の観点に留意</p>	<p>・災害調査等を迅速に実施できるよう、前中期目標期間において整備した連絡体制を引き続き維持しているか。</p> <p>・災害調査等の結果について体系的に整理及び分析を行い、再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行っているか。</p> <p>・調査結果のうち、同種災害の再発防止対策の普及に資する情報について、安衛研のホームページ等で公表等を行っているか。</p>	<p>分) 抽出した。令和2年度は平成29年度分の該当事例を分析する予定。</p> <p>災害調査等に関しては、災害調査分析センターを中核とし行政からの要請に迅速に対応できるよう体制を維持している。</p> <p>また、あらゆる事案に対応できるよう、建設分野や機械分野、化学分野等の複数の専門家によるチームを組み、安衛研がもつ高度な科学的知見が必要とされる災害調査等を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度より認められた新規予算を基に、災害調査分析センターの体制を強化し、災害情報のデータベース化に着手した。今後、構築した当該データベースを使用して、体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行う予定である。 報告書等は行政機関等により、同種災害の再発防止や刑事事件の捜査・公判の資料として活用されている。 災害調査結果により、架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物の吸入性粉じんの製造事業場で発生した肺障害の業務上外に関する検討会報告書「呼吸器疾患と架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物の吸入性粉じんのばく露に関する医学的知見」を厚生労働省が策定・公表する契機となった。また、架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物による労働者の健康障害を防止するための行政通達が発出される契機にもつながった(平成31年4月15日基安労発0415第1号「特定の有機粉じんによる健康障害の防止対策の徹底について」)。 さらに、厚生労働省から要請され、平成29年度に安衛研が実施した高純度結晶性シリカ取扱事業場の災害調査結果により、厚生労働省から平成30年9月に「高純度結晶性シリカの微小粒子を取り扱う事業場における健康障害防止対策等の徹底について」が発出されたが、極めて短期間に発症・進行するけい肺の原因、臨床病像、労働現場での予防対策、経過観察の方法等さらに検討すべき課題があったため、これらを明確化することを目的に令和2年度から新たな協働研究を実施することとした。 <p>令和元年度は、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を踏まえ、研究テーマを「高純度結晶性シリカにばく露して発症した呼吸器疾病に関する労働衛生学的研究」と設定し、機構本部、安衛研、労災病院等との間で研究実施計画などの具体的内容を調整した。</p> <p>災害調査報告書から以下の4件を同種災害の再発防止対策の観点から、個人情報保護等にも留意の上編集し、要約版としてホームページで公開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「化学工場で発生した呼吸器疾患に関する災害調査」 「劇場で発生した舞台装置ではさまれ災害」 「トンネル建設工事中に発生した切羽の肌落ち災害」 「O A リサイクル工場における粉じん爆発災害」 		
-----------------------------------	---	---	---	--	--	--

<p>評価に当たっては、災害調査報告及び鑑定結果報告について、厚生労働省等依頼元へのアンケート調査等を実施し、下記の基準により、平均点 2.0 点以上の評価を得ること(3点(大変役に立った)、2点(役に立った)、1点(あまり役に立たなかった)、0点(役に立たなかった))。</p> <p>【目標設定の考え方】</p> <p>類似する調査等に係る実績を踏まえ設定した。</p>	<p>しながら公表等を行う。</p> <p>なお、災害調査報告、鑑定結果報告については、依頼元へのアンケート調査等を実施し、下記の基準により、平均点 2.0 点以上の評価を得る(3点(大変役に立った)、2点(役に立った)、1点(あまり役に立たなかった)、0点(役に立たなかった))。</p>	<p>しながら安衛研のホームページ等で公表等を行う。</p> <p>平成 31 年度に報告した災害調査報告、鑑定結果報告については、依頼元へのアンケート調査等を実施し、下記の基準により、平均点 2.0 点以上の評価を得る(3点(大変役に立った)、2点(役に立った)、1点(あまり役に立たなかった)、0点(役に立たなかった))。</p>	<p>・平成 31 年度に報告した災害調査報告、鑑定結果報告については、依頼元へのアンケート調査等を実施し、平均点 2.0 点以上の評価を得ているか。</p>	<p>令和元年度は災害調査報告、鑑定等の結果を23件報告し、それぞれの調査の依頼元を対象にアンケート調査を実施した。アンケート回答数は22件(1件は回答辞退)であり、その平均点は2.73点であったことから、目標である2.0点を大幅に超える形で目標を達成した。</p>		
---	---	---	---	---	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	化学物質等の有害性調査事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第4号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 国が化学物質の規制等を行うためには、その有害性についてのエビデンスが必要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0453-01

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
									予算額（千円）	1,064,484			
									決算額（千円）	1,059,246			
									経常費用（千円）	1,145,890			
									経常利益（千円）	6,389			
									行政コスト（千円）	1,211,963			
									従事人員数（人）	122			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																										
				業務実績	自己評価																											
<p>3 化学物質等の有害性調査の実施</p> <p>中期目標期間中において、日本バイオアッセイ研究センターにおいては、発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施すること。</p>	<p>3 化学物質等の有害性調査の実施</p> <p>長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設である日本バイオアッセイ研究センターにおいては、発がん性等の有害性が疑われるとして国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を、動物愛護にも留意しつつ計画的に実施する。</p>	<p>3 化学物質等の有害性調査の実施</p> <p>長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設である日本バイオアッセイ研究センターにおいては、発がん性等の有害性が疑われるとして国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を、動物愛護にも留意しつつ計画的に実施する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施できているか。</p> <p>・長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な</p>	<p>3 化学物質等の有害性調査の実施</p> <p>○ 国が指定した化学物質について、GLP 基準に従い、①長期吸入試験、②ラット肝中期発がん性試験、③遺伝子改変動物を用いたがん原性試験、④培養細胞を用いる形質転換試験、⑤構造活性相関、以上5つの試験等を計画的に実施しており、試験結果は、厚生労働省に報告した。</p> <p>①から⑤については以下のとおり（令和元年度に実施又は実施に向けて検討を行った物質）。</p> <p>① 長期吸入試験</p> <table border="1"> <tr> <td>2-プロモプロパン</td> <td>アリルアルコール</td> </tr> <tr> <td>酸化チタン(ナノ粒子、アナターゼ型)</td> <td>塩化ベンゾイル</td> </tr> <tr> <td>ブチルアルデヒド</td> <td></td> </tr> </table> <p>長期吸入試験実施スケジュールは下表のとおり。</p> <p>② ラット肝中期発がん性試験</p> <table border="1"> <tr> <td>酢酸亜鉛(Ⅱ)</td> </tr> <tr> <td>5-クロロ-2-ニトロアニリン</td> </tr> </table> <p>③ 遺伝子改変動物を用いたがん原性試験</p> <table border="1"> <tr> <td>二酸化窒素</td> <td>ジブロモメタン</td> </tr> <tr> <td>4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール</td> <td>フルオロベンゼン</td> </tr> <tr> <td>クロロエタン</td> <td>p-ニトロベンゾイルクロリド</td> </tr> <tr> <td>1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)ヘキサヒドロ-1,3,5-トリアジン-2,4,6-トリオン</td> <td>モノ(～テトラ)ブロモ(又はクロロ)ベンゼンモノ(又はジ)カルボン酸(又はクロライド、無水物)</td> </tr> <tr> <td>ブロムブタン(別名:2-ブロモブタン)</td> <td>4-アミノフェノール</td> </tr> </table> <p>④ 培養細胞を用いる形質転換試験</p> <table border="1"> <tr> <td>デカ-1-エン</td> <td>N-1-メチルヘプチル-N'-フェニル-p-フェニレンジアミン</td> </tr> <tr> <td>3,5,5-トリメチルヘキサン酸</td> <td>トリス(2-エチルヘキシル)=1,2,4-ベンゼントリカルボキシラート</td> </tr> <tr> <td>1,8-オクタン-ジ-カルボン酸</td> <td>炭酸ジフェニル</td> </tr> <tr> <td>ジヘキサン-1-イル=フタラート</td> <td>2-sec-ブチルフェノール</td> </tr> </table> <p>⑤ 構造活性相関</p> <p>厚生労働省担当官が別途指示した 300 物質程度</p> <p>・ 外部機関の機能等を活用し、構造活性相関を実施。</p>	2-プロモプロパン	アリルアルコール	酸化チタン(ナノ粒子、アナターゼ型)	塩化ベンゾイル	ブチルアルデヒド		酢酸亜鉛(Ⅱ)	5-クロロ-2-ニトロアニリン	二酸化窒素	ジブロモメタン	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール	フルオロベンゼン	クロロエタン	p-ニトロベンゾイルクロリド	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)ヘキサヒドロ-1,3,5-トリアジン-2,4,6-トリオン	モノ(～テトラ)ブロモ(又はクロロ)ベンゼンモノ(又はジ)カルボン酸(又はクロライド、無水物)	ブロムブタン(別名:2-ブロモブタン)	4-アミノフェノール	デカ-1-エン	N-1-メチルヘプチル-N'-フェニル-p-フェニレンジアミン	3,5,5-トリメチルヘキサン酸	トリス(2-エチルヘキシル)=1,2,4-ベンゼントリカルボキシラート	1,8-オクタン-ジ-カルボン酸	炭酸ジフェニル	ジヘキサン-1-イル=フタラート	2-sec-ブチルフェノール	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>以下のとおり、年度計画等を達成している。</p> <p>・ 国が指定した化学物質について、GLP 基準に従い、適切に試験を実施した。</p> <p>・ 遺伝子改変動物を用いた発がん性試験の実施のほか、外部機関の機能を活用し、構造活性相関を実施した。</p> <p>・ 国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）へアクリル酸メチル等の吸入試験結果等について、厚生労働省を通じて情報提供した。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>
2-プロモプロパン	アリルアルコール																															
酸化チタン(ナノ粒子、アナターゼ型)	塩化ベンゾイル																															
ブチルアルデヒド																																
酢酸亜鉛(Ⅱ)																																
5-クロロ-2-ニトロアニリン																																
二酸化窒素	ジブロモメタン																															
4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール	フルオロベンゼン																															
クロロエタン	p-ニトロベンゾイルクロリド																															
1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)ヘキサヒドロ-1,3,5-トリアジン-2,4,6-トリオン	モノ(～テトラ)ブロモ(又はクロロ)ベンゼンモノ(又はジ)カルボン酸(又はクロライド、無水物)																															
ブロムブタン(別名:2-ブロモブタン)	4-アミノフェノール																															
デカ-1-エン	N-1-メチルヘプチル-N'-フェニル-p-フェニレンジアミン																															
3,5,5-トリメチルヘキサン酸	トリス(2-エチルヘキシル)=1,2,4-ベンゼントリカルボキシラート																															
1,8-オクタン-ジ-カルボン酸	炭酸ジフェニル																															
ジヘキサン-1-イル=フタラート	2-sec-ブチルフェノール																															

<p>また、長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討すること。</p> <p>化学物質の有害性調査の成果の普及については、前記1(6)の目標に沿って行うとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関(IARC(国際がん研究機関)等)への情報発信に努めること。</p> <p>安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性調査等も含め、がん原性試験等の化学物質の有害性調査を、事業場等</p>	<p>また、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等を検討する。</p> <p>化学物質の有害性調査の成果は、ホームページへの掲載、学会発表等によりその普及を図るとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関(IARC(国際がん研究機関)等)への情報発信に努める。</p> <p>安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性の調査等も含め、日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を</p>	<p>また、長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、遺伝子改変動物を用いた試験実施のための背景データの収集・分析等、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等を検討する。</p> <p>化学物質の有害性調査の成果は、ホームページへの掲載、学会発表等によりその普及を図るとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関(IARC(国際がん研究機関)等)への情報発信に努める。</p> <p>安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性の調査等も含め、日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を</p>	<p>選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討できているか。</p> <p>・化学物質の有害性調査の成果の普及については、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関(IARC(国際がん研究機関)等)への情報発信に努めているか。</p> <p>・安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性調査等も含め、がん原性試験等の化学物質の有害性調査を、事業場等からの依頼に応じて積極的に受託し、実施しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①から⑤の内、2-ブロモプロパン、酸化チタンの長期吸入試験の結果、及び二酸化窒素、4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール、1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)ヘキサヒドロ-1,3,5-トリアジン-2,4,6-トリオンの遺伝子改変動物を用いたがん原性試験の結果を厚生労働省に報告した。 <p>○ 長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設としての試験の質の維持及び迅速化・効率化に向けた試験法等について検討した。主な取組は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験の質を維持するため、試験責任者等の研修を定期的実施した。 ・ 遺伝子改変動物を用いた試験実施のための背景データを収集した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期吸入試験等の結果は厚生労働省及び機構のホームページに掲載しているほか、学会発表等を行うことで、成果の普及を図っている。 ・ 長期吸入試験の結果に基づき、「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害防止指針(最終改正令和2年2月7日)」が改正され、我が国における化学物質の労働安全衛生対策に活用されている。 ・ 国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、長期吸入試験の結果は、海外の研究機関(IARC(国際がん研究機関)等)へ、厚生労働省を通じて提供されている。 ・ 過去に実施したアクリル酸メチル他8物質の試験結果が、平成30年度にIARC monographsの速報として公表され、令和元年度にはIARC monographs(Vol122, 12月19日、Vol123, 2月18日)に詳細が掲載された。特にVol123では評価された8物質全てが日本バイオアッセイ研究センターで実施した試験結果が評価の鍵となった。 また、塩化アクリル他3物質が評価され、その結果が速報された(Lancet Oncology誌(Vol125, 11月28日))。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質の有害性調査について民間事業者等の依頼に応じ実施。 		
--	--	--	--	--	--	--

からの依頼に応じて積極的に受託し、実施すること。 【重要度：高】 国が化学物質の規制等を行うためには、その有害性についてのエビデンスが必要であるため。	要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応じ実施する。	要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応じ実施する。				
---	---------------------------------	---------------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報

長期吸入試験実施スケジュール表

物質名		平成29年度	平成30年度	令和元年度（平成31）	令和2年度
1	2-ブロモプロパン	6ヶ月遺伝子改変マウス	(標本作成等)		
		2年間 ラット	(標本作成等)		
2	酸化チタン（ナノ粒子、アナターゼ型）	6ヶ月遺伝子改変マウス	(標本作成等)		
		2年間 ラット	(標本作成等)		
3	ブチルアルデヒド	14日・マウス 4週・マウス		6ヶ月遺伝子改変マウス	(標本作成等)
		14日・ラット 亜慢性ラット		2年間 ラット	(標本作成等)
4	アリルアルコール	14日・マウス	4週・マウス	6ヶ月遺伝子改変マウス	(標本作成等)
		14日・ラット 亜慢性ラット		2年間 ラット	(標本作成等)
5	塩化ベンゾイル			14日・マウス 14日・ラット	4週・マウス 亜慢性・ラット

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	労災病院事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1号 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 労災病院は、労災認定に係る意見書の作成等に関し国に協力してきたところであるが、今後特に、アスベストについては、石綿使用建築物の解体工事が今後さらに増加することが見込まれており、「アスベスト問題に係る総合対策」（平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合決定）において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められており、一層の協力が求められているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0453

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間 平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
患者紹介率 （計画値）	地域医療支援病院の基準以上	—	76.0%						予算額（千円）	307,209,923			
患者紹介率 （実績値）	—	72.7% （H26-30 実績平均）	78.0%						決算額（千円）	296,067,999			
達成度	—	—	102.6%						経常費用（千円）	300,027,565			
逆紹介率 （計画値）	地域医療支援病院の基準以上	—	63.0%						経常利益（千円）	△8,137,791			
逆紹介率 （実績値）	—	61.0% （H26-30 実績平均）	66.8%						行政コスト（千円）	301,285,931			
達成度	—	—	106.0%						従事人員数（人）	15,022			
症例検討会・講習会開催回数 （計画値）	中期目標期間中、延べ4,200回以上実施	—	840回										
症例検討会・講習会開催回数 （実績値）	—	822回 （H26-29 実績平均）	892回										
達成度	—	—	106.2%										
受託検査件数 （計画値）	中期目標期間中、延べ17万5千件以上実施	—	35,000件										
受託検査	—	35,824件	36,570件										

件数 (実績値)		(H26-29 実績平均)																	
達成度	—	—	104.5%																
患者満足度 (計画値)	80%以上の満足度を確保	—	80.0%																
患者満足度 (実績値)	—	84, 2% (H29 実績)	83.1%																
達成度	—	—	103.9%																
治験症例数 (計画値)	中期目標期間中 10,900 件以上確保	—	4,180 件																
治験症例数 (実績値)	—	4,187 件 (H26-29 実績平均)	4,780 件																
達成度	—	—	114.4%																

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進	4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進	4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療機関等との連携機能を強化する等により労災病院において地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」を確保する。 ・地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮しながら症例検討会や講習会等を中期目標期間中、延べ 4200 回以上実施する。 地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ 3 万 5000 件以上実施する。 ・患者満足度調査において全病 	4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>以下のとおり、年度計画等を達成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「疾病に関する高度・専門的な医療の提供」において、①地域の中核的役割を果たすため、「地域医療支援病院」や「地域がん診療連携拠点病院」の施設数の維持に努めるとともに、急性期医療への対応として、病院の診療機能の特性に応じて特定集中治療室（ICU）を6床増床し、ハイケアユニット（HCU）を1床増床したほか、高度医療機器についても計画的に更新、②患者等が抱える問題の解決に向けて、メディカルソーシャルワーカーが様々な問題に係る相談に対応等の取組を行った。特に、①のうち「特定集中治療室等の拡充」や「高度医療機器の計画 	評価	<p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>

<p>疾病の予防から職場復帰等までを行う勤労者医療の中核的な拠点としての役割を担うとともに、地域医療への貢献等に取り組むこと。</p> <p>(1) 疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供</p> <p>疾病の予防、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等の勤労者医療による総合的な取組について、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携のもと、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等により、推進を図ること。</p>	<p>疾病の予防から職場復帰等までを行う勤労者医療の中核的な拠点としての役割を担うとともに、地域医療への貢献等に取り組む。</p> <p>(1) 疾病に関する高度・専門的な医療の提供</p> <p>疾病の予防、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等の勤労者医療の総合的な取組については、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携のもと、先導的に実践し、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等により、推進を</p>	<p>(1) 疾病に関する高度・専門的な医療の提供</p> <p>勤労者医療の総合的な取組について、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等により推進を図るとともに、メディカルソーシャルワーカー等が患者や家族等へ支援を行い、早期の職場復帰を図る。</p>	<p>院平均で 80%以上の満足度を確保する。</p> <p>・ 労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を 4180 件以上確保する。</p> <p><その他の指標> > なし</p> <p><評価の視点> ・ 疾病の予防から職場復帰等までを行う勤労者医療の中核的な拠点としての役割を担うとともに、地域医療への貢献等に取り組んでいるか。</p>	<p>(1) 疾病に関する高度・専門的な医療の提供</p> <p>地域の中核的役割の推進 地域における中核的役割を果たすため、地域医療支援病院や地域がん診療連携拠点病院の新規指定や維持に積極的に取り組み、令和元年度は、新たに九州労災病院が、地域がん診療連携拠点病院に指定されるなど、診療機能の充実を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療支援病院 <table border="1" data-bbox="1133 1438 1466 1520"> <tr> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> <tr> <td>25施設</td> <td>25施設</td> </tr> </table> 地域がん診療連携拠点病院 <table border="1" data-bbox="1133 1596 1466 1677"> <tr> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> <tr> <td>12施設</td> <td>11施設</td> </tr> </table> <p>急性期医療への対応 救急医療における地域での役割を果たすため、診療機能の維持、強化を図った。</p>	平成30年度	令和元年度	25施設	25施設	平成30年度	令和元年度	12施設	11施設	<p>的整備」については、各労災病院の病院機能向上及び勤労者医療の推進において重要な項目であるだけでなく、総合的な医療レベルの向上、専門的スタッフの充実等、難易度が高い取組を行った。</p> <p>・「地域医療への貢献」においては、地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を考慮した上で、最適な病床機能区分を検討し、地域包括ケア病棟を 2 施設導入した。</p> <p>・「地域の医療機関等との連携強化」においては、連携医療機関からの意見・要望を踏まえて業務改善を行うなどの取組を実施した結果、「紹介率」、「逆紹介率」、「症例検討会・講習会開催回数」、「受託検査件数」について目標値を確保した。また、救急搬送患者数についても、前年度実績よりは減少したものの多くの搬送を受け入れ、84,821 人となっ</p>	
平成30年度	令和元年度													
25施設	25施設													
平成30年度	令和元年度													
12施設	11施設													

特に、脊髄損傷、アスベスト関連疾患や化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害等、一般的に診断が困難な疾病については、協働研究及び労災疾病等に係る研究の研究結果を踏まえ、積極的に医療を提供すること。

図る。
特に、脊髄損傷、アスベスト関連疾患や化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害等、一般的に診断が困難な労災疾病については、協働研究及び労災疾病研究の研究結果を踏まえ、積極的に対応する。

ア 勤労者医療の推進
研究・開発で得られた知見を

ア 勤労者医療の推進
これまでに研究・開発で得ら

・ 救急医療に係る病床の整備

区分	平成30年度	令和元年度
救命救急病床	21床	21床
特定集中治療室病床	118床	124床
ハイケアユニット病床	80床	81床

・ リハビリテーション体制の強化

区分	平成30年度	令和元年度
脳血管疾患リハⅠ・Ⅱ	30施設	29施設
心大血管リハⅠ・Ⅱ	22施設	24施設
運動器リハⅠ	30施設	29施設
呼吸器リハⅠ	28施設	28施設
がん患者リハ	27施設	27施設

※平成30年度は、移譲された鹿島労災病院を含む。

※施設数は令和元年度末時点

i 多職種の協働によるチーム医療の推進

医療関係職の職種の枠を超えたチーム医療を推進することにより、短期間でより効果的な医療の提供を行った。

・ チーム医療の実践（一例）

がんセンターボード	19施設	褥瘡対策チーム	29施設
I C T（感染対策チーム）	29施設	緩和ケアチーム	24施設
N S T（栄養サポートチーム）	28施設	呼吸ケアチーム	13施設

※施設数は令和元年度末時点

ii 高度医療機器の計画的整備

高度・専門的な医療を提供し、医療の質の向上を図るため、治療・診断機器等の整備を進めた。

・ 令和元年度における機器整備（更新）状況

機 器	令和元年度	整備状況
ダヴィンチ（内視鏡手術支援ロボット）	1施設増設、1施設更新	4施設整備済
アンギオグラフィー（血管撮影装置）	3施設更新	29施設整備済
ガンマナイフ	—	2施設整備済
リニアック	1施設更新	21施設整備済
C T（コンピュータ断層撮影装置）	1施設増設、5施設更新	29施設整備済
M R I（磁気共鳴画像診断装置）	6施設更新	29施設整備済
P E T（陽電子放射断層撮影装置）	—	2施設整備済
P A C S（医療用画像管理システム）	—	29施設整備済

※施設数は令和元年度末時点

ア 勤労者医療の推進

勤労者医療フォーラム、症例検討会等を開催し、労災病院における研究・開発で得られた知見について広く普及を図った。

勤労者医療フォーラムについては、令和元年10月に「女性医療フォーラム」、令和2年1月に「第

た。

・「患者の意向の尊重と医療安全の充実」においては、病院全体の医療安全に関するシステム等を組織的・継続的に確認しながら医療安全の充実に取り組んだ。

・患者満足度調査では、前年度の調査結果を分析し、各施設において、患者サービス委員会等で改善計画を策定し、積極的に改善に取り組んだ結果、令和元年度の調査において、入院 92.3%、外来 78.3%、入外平均 83.1%の患者満足度を得て目標を達成できた。

・病院機能評価受審を計画していた5施設が全て受審・更新を行い、認定施設数が28施設（認定率 96.6%）となった。

・医療の標準化や情報の共有化を通じたチーム医療の推進を図るため、令和元年度はパスの整理・統合を行い、パス件数が対前年度+395件、パス見直し件数が対

<p>臨床の現場で実践し、フォーラムや症例検討会等で他の医療機関に普及させる等により推進を図る。</p> <p>イ 社会復帰の促進</p> <p>メディカルソーシャルワーカー等が、患者に対して、社会復帰に関する相談を受けるなどの支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。</p> <p>(2) 地域医療への貢献</p> <p>労災病院における臨床機能の維持及び向上や医師等の確保及び養成、さらには地域の医療水準の向上に貢献するため、都道府県が策定する医療計画（地域医療構想を含む。）や医療圏における医療ニーズも勘案の上、保有するデータベースを活用しつつ労災病院の役割や機能を分</p>	<p>臨床の現場で実践し、フォーラムや症例検討会等で他の医療機関に普及させる等により推進を図る。</p> <p>イ 社会復帰の促進</p> <p>メディカルソーシャルワーカー等が、患者や家族等が抱える経済的又は社会的問題の解決に向けた調整・援助等の支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。</p> <p>(2) 地域医療への貢献</p> <p>所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を行い、労災病院が当該地域で目指すべき役割を明確にした上で、病床機能区分の変更や効果的な地域医療連携の強化に取り組む。各労災病院の診療機能については、引き続きホームページ等において適</p>	<p>れた知見については、臨床の現場で実践するとともに、フォーラムや症例検討会等で他の医療機関に普及を図る。</p> <p>イ 社会復帰の促進</p> <p>メディカルソーシャルワーカー等が、患者や家族等が抱える経済的又は社会的問題の解決に向けた調整・援助等の支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。</p> <p>(2) 地域医療への貢献</p> <p>所在する医療圏における中核病院としての役割を担いつつ、必要に応じて地域医療構想等において求められている診療機能等の見直しを実施し、地域医療に貢献しているか。</p>	<p>11回勤労者医療フォーラム ～両立支援における医療機関と企業の連携～、令和2年2月に「就労と糖尿病治療の両立～働く世代の糖尿病治療と両立支援～」を開催した。</p> <p>イ 社会復帰の促進</p> <p>患者、家族等が抱える経済的問題又は心理的・社会的問題の解決に向けた調整・援助に加え、退院援助、社会復帰援助等の様々な支援をメディカルソーシャルワーカーが行うことにより、患者の社会復帰の促進に努めた。</p> <p>・ メディカルソーシャルワーカー業務実績件数（相談件数）（単位：件）</p> <table border="1" data-bbox="1136 726 1819 884"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>196,550</td> <td>199,640</td> </tr> <tr> <td>（再掲）退院援助・社会復帰援助関係</td> <td>138,917</td> <td>143,482</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成30年度は、移譲された鹿島労災病院の実績を含む。</p> <p>(2) 地域医療への貢献</p> <p>労災病院が所在する地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を把握し、最適な病床機能区分を選択する観点から、病床機能の変更が必要と判断した病院と本部とで協議を行い、病院の方針や地域情勢を考慮した上で、病床機能区分の見直しを行った。</p> <p>・ 主な病床機能区分の見直し状況</p> <table border="1" data-bbox="1127 1318 1703 1671"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICU</td> <td>15施設 (5施設)</td> <td>16施設 (6施設)</td> </tr> <tr> <td>HCU</td> <td>10施設</td> <td>11施設</td> </tr> <tr> <td>急性期一般入院料1</td> <td>24施設</td> <td>22施設</td> </tr> <tr> <td>地域包括ケア病棟</td> <td>13施設</td> <td>15施設</td> </tr> <tr> <td>回復期リハビリテーション病棟</td> <td>3施設</td> <td>2施設</td> </tr> <tr> <td>障害者病棟</td> <td>3施設</td> <td>1施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ICUのうち（ ）内は、上位施設基準の届出施設数である。 ※平成30年度は、移譲された鹿島労災病院を含む。 ※施設数は令和元年度末時点</p> <p>また、こうして見直しを行った各労災病院の診療機能に係る最新情報は適宜ホームページで公開している。</p>	区分	平成30年度	令和元年度	相談件数	196,550	199,640	（再掲）退院援助・社会復帰援助関係	138,917	143,482	区分	平成30年度	令和元年度	ICU	15施設 (5施設)	16施設 (6施設)	HCU	10施設	11施設	急性期一般入院料1	24施設	22施設	地域包括ケア病棟	13施設	15施設	回復期リハビリテーション病棟	3施設	2施設	障害者病棟	3施設	1施設	<p>前年度+55件となった。</p> <p>・ 治験については、自院の体制強化はもとより製薬メーカー等からの評価も依頼件数に影響を与えるため、難易度が高い取組であるが、「治験の推進」においては、引き続き体制強化に取り組み、年度計画を上回る4,780件（計画達成度114.4%）の治験を実施した。また、労災病院治験ネットワークを介した治験については、調査依頼件数が15件であった。</p> <p>・ 「病院ごとの目標管理の実施」においては、本部と各労災病院との協議により目標値を設定、四半期ごとの実績を本部で取りまとめた上、本部主催の会議等にて各労災病院の取組の進捗状況を確認するとともに、目標達成に向け、必要に応じて行動目標の追加・修正を行った。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	
区分	平成30年度	令和元年度																																	
相談件数	196,550	199,640																																	
（再掲）退院援助・社会復帰援助関係	138,917	143,482																																	
区分	平成30年度	令和元年度																																	
ICU	15施設 (5施設)	16施設 (6施設)																																	
HCU	10施設	11施設																																	
急性期一般入院料1	24施設	22施設																																	
地域包括ケア病棟	13施設	15施設																																	
回復期リハビリテーション病棟	3施設	2施設																																	
障害者病棟	3施設	1施設																																	

析・検証した上で、病床機能区分の変更等、診療体制の検討を実施し、効果的な地域医療連携を行うこと。

また、地域医療を支援するため、紹介患者の受入れ等地域の医療機関等との連携を強化する等により、地域医療支援病院の要件を充足するとともに、地域の医療機関等を対象にした症例検討会、講習会及び地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を実施すること。

宜情報提供を行っていく。また、都道府県において策定する医療計画（地域医療構想を含む）や医療圏における医療ニーズも勘案の上、診療機能等の見直しを行う。

ア 地域の医療機関等との連携強化

地域の医療機関等との連携機能を強化する等により労災病院において地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」を確保する。地域医療支援病院については、引き続き紹介率、逆紹介率等を維持し、要件を適合させていく。

また、地域連携パスの導入など、地域医療への積極的な参加を図る。

また、各労災病院の診療機能については、引き続きホームページ等において適宜情報提供を行う。

ア 地域の医療機関等との連携強化

患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率を76%以上、逆紹介率63%以上」を確保する。

また、地域連携パスの導入等、地域医療への積極的な参加を図る。

ア 地域の医療機関等との連携強化

地域医療連携部門において、連携医療機関からの意見・要望を基に、紹介受入体制強化等の業務改善に取り組んだ結果、令和元年度における紹介率は年度計画の76%を達成し、78.0%を確保した。逆紹介率についても、年度計画の63%を上回る66.8%を確保した。

また、地域医療支援病院について、承認を受けている25病院全てが紹介率、逆紹介率の要件を満たすとともに、地域の救急隊との意見交換会の開催や近隣医療機関との地域連携パスの策定・運用を拡大することにより医療連携体制の一層の強化を図った。

・ 紹介率

平成30年度	令和元年度
76.5%	78.0%

※平成30年度は、移譲された鹿島労災病院の実績を含む。

・ 逆紹介率

平成30年度	平成元年度
64.9%	66.8%

※平成30年度は、移譲された鹿島労災病院の実績を含む。

・ 地域連携パス

(単位：件)

区分	平成30年度	令和元年度
脳卒中	20	20
大腿骨頸部骨折	23	23
その他(がん、糖尿病等)	115	115
合計	158	158

※平成30年度は、移譲された鹿島労災病院の実績を含む。

・ 救急搬送患者数 (単位：人)

平成30年度	令和元年度
86,307	84,821

※平成30年度は、移譲された鹿島労災病院の実績を含む。

※参考

令和元年全国医療機関の1施設当たり救急搬送患者数：722人

(出典：令和2年3月27日総務省公表資料「令和元年中の救急出動件数等(速報値)」)

イ 症例検討会等の実施

地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師、産業医等に対して、利便性に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を892回開催した。

・ 症例検討会・講習会開催回数(単位：回)

平成30年度	令和元年度
1,003	892

※平成30年度は、移譲された鹿島労災病院の実績を含む。

ウ 高度医療機器を用いた受託検査

CT・MRI、ガンマカメラ、血管造影撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報を行い、36,570件の検査を受託した。

・ 受託検査件数(単位：件)

平成30年度	令和元年度
36,778	36,570

※平成30年度は、移譲された鹿島労災病院の実績を含む。

イ 症例検討会等の実施

地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮しながら症例検討会や講習会等を中期目標期間中、延べ4200回以上実施する。

【目標設定等の考え方】

平成26年度から平成29年度までの実績(平均)822回を踏まえ、4200回以上とした。

ウ 高度医療機器を用いた受託検査

地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ17万5000件以上実施する。

【目標設定等の考え方】

平成26年度から平成29年度ま

イ 症例検討会等の実施

地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮しながら症例検討会や講習会等を行うことにより、年間840回以上の講習を実施する。

ウ 高度医療機器を用いた受託検査

地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ3万5000件以上実施する。

<p>(3) 大規模労働災害等への対応</p> <p>労災病院は、国の政策に基づく医療を担う病院グループとして、大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザ等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に対処するため、緊急対応を速やかに行えるような体制を確保すること。</p>	<p>での実績（平均）3万5824件等を踏まえ、17万5000件以上とした。</p> <p>(3) 大規模労働災害等への対応</p> <p>国の政策に基づく医療を担う病院グループとして、大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザ等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に備えて、緊急対応が速やかに行えるよう適宜危機管理マニュアルの見直しを行う。</p>	<p>(3) 大規模労働災害等への対応</p> <p>大規模災害をはじめとした災害が発生した場合に、災害対策要領に基づき、組織的、体系的に対応できるよう研修・訓練等を実施する。</p>	<p>・災害等が発生した場合に、災害対策要領に基づき、組織的、体系的に対応できているか。</p>	<p>(3) 大規模労働災害等への対応</p> <p>「労災病院災害対策要領」に基づき、自治体、医師会又は近隣の労災病院等と協同し、合同研修や訓練等を実施した。</p> <p>今年度においては本部、千葉労災病院及び東京労災病院の三者による震度6強を想定した合同訓練を実施した（令和元年11月29日実施）。</p> <p>訓練では、施設間の相互連絡、医療スタッフの支援調整、本部役職員緊急時一斉送信メールの運用確認等を行った。</p> <p>また、災害拠点病院（13病院）、DMAT指定医療機関（13病院）の機能を維持しつつ、令和元年9月台風15号、令和元年10月台風19号に対して、以下のとおり支援活動を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年9月台風15号への対応（令和元年9月9日） <ul style="list-style-type: none"> ・ DMAT：2病院から2チーム（延べ8人）を派遣 ・ 近隣地域の被災医療機関等から入院患者転院受入（21人受入） ○ 令和元年10月台風19号への対応（令和元年10月13日） <ul style="list-style-type: none"> ・ DMAT：2病院から3チーム（延べ18人）を派遣 ・ 災害支援ナース：1病院から看護師（延べ8人）を派遣 ・ 産業保健総合支援センターに被災者のための心の相談ダイヤル及び健康相談ダイヤルをフリーダイヤルで設置（相談件数：7件） ・ 近隣地域の被災医療機関から入院患者転院受入（23人受入） <p>さらに、新型コロナウイルス感染症に対して、新型インフルエンザ等対策業務計画に基づき、以下のとおり組織的に対応した。</p> <p>① 本部における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長から各労災病院長へ新型インフルエンザ等対策業務計画や各施設にて策定した関連マニュアル等に基づき適切に対応するよう指示 ・ 理事長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を本部に設置し、指揮総括班、情報通信班、物資調整班等の役割ごとの班を設け、各部室がそれぞれの役割を担う体制を構築（令和2年2月26日設置） ・ 各労災病院の状況を把握し、各労災病院に対し必要な情報を提供するとともに、必要な物資を手配する等感染対応を支援 ・ 新型コロナウイルス感染症に係る厚生労働省からの感染予防、健康管理の強化の要請通知等について各施設へ情報提供するとともに、必要な対応を指示 ・ 労災病院において標準的院内感染対策の徹底、患者や地域住民へのホームページ等での広報活動、感染疑い者の行政機関への連絡や職員の健康管理の徹底などを指示 <p>②各労災病院における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DMAT（横浜港ダイヤモンド・プリンセス号）：4病院から7チーム（延べ24人）を派遣 		
---	--	--	--	--	--	--

<p>(4) 医療情報のICT化の推進 医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のICT化の一層の推進を図ること。 また、研究等に診療情報等及び臨床試験のデータを利用する際は、個人が特定できない形に変換するとともに、暗号化を行う等、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成17年3月31日付け医政発第0331009号・薬食発第0331020号・保発第0331005号厚生労働省医政局長・医薬食品局長及び保険局長連名通知別添)に基づく運用管理を図ること。</p>	<p>(4) 医療情報のICT化の推進 医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のICT化については、経営基盤の強化、システム更改の時期や個人情報の取扱いも勘案の上、一層の推進を図る。 また、研究等のために診療情報等、臨床データを利用する際は、個人が特定できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行う等、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成17年3月31日付け医政発第0331009号・薬食発第0331020号・保発第0331005号厚生労働省医政局長・医薬食品局長及び保険局長連名通知別添)に基づいた</p>	<p>(4) 医療情報のICT化の推進 医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のICT化については、経営基盤の強化、システム更改の時期や個人情報の取扱いも勘案の上、一層の推進を図る。 また、研究等のために診療情報等、臨床データを利用する際は、個人が特定できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行う等、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成17年3月31日付け医政発第0331009号・薬食発第0331020号・保発第0331005号厚生労働省医政局長・医薬食品局長及び保険局長連名通知別添)に基づいた</p>	<p>・医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のICT化を推進しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症指定医療機関へ1病院から医師(延べ1人)、看護師(延べ2人)を派遣 ・保健所からの要請患者を7病院で受入 ・帰国者・接触者外来を17病院に設置(令和元年度末時点) ・自治体からの要請等を踏まえ患者受入病床を確保 <p>なお、令和2年度も引き続き、機構全体で対応している。</p> <p>(4) 医療情報のICT化の推進</p> <p>本部にCIO(情報化統括責任者)、CIO補佐官及び情報企画課を置き、病院にはシステムに詳しい医師をトップに各部門の代表者を集めた情報システム委員会や情報企画係等を設置し、本部と病院が連携を取りながら計画的にシステム更新を行っている。 電子カルテシステム等の更新については、主に以下の4点を目的に計画的に更新を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医療の質・安全の向上、業務の効率化(部門システムとの連携等) ② 診療情報の一元管理・利活用(DWHの導入等) ③ 地域医療連携の強化(地域の医療情報ネットワークシステムとの連携等) ④ システムの安定稼働、コスト削減(仮想サーバ、クラウド化等) <p>○ 更新状況 電子カルテシステムについては、令和元年度末現在、全ての労災病院(29病院)において導入済。 ・更新施設数</p> <table border="1" data-bbox="1136 926 1466 1003"> <tr> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> <tr> <td>4施設</td> <td>4施設</td> </tr> </table> <p>○ 診療情報等の取扱い 研究等のために診療情報等を利用する際は、従来より個人が特定できない形にデータの変換等を行っている。また、診療情報の漏えい、目的外利用が生じないよう「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき主に以下の点に留意し、適切に管理している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的安全管理対策(管理体制・規程の整備) ・物理的安全対策(サーバー室入退室管理、盗難防止等) ・技術的安全対策(アクセス管理、不正ソフトウェア対策等) 	平成30年度	令和元年度	4施設	4施設		
平成30年度	令和元年度									
4施設	4施設									

<p>(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実</p> <p>国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。</p> <p>そのため、患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度を確保すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>平成29年度実績84.2%であること等を踏まえ、80%以上とした。</p>	<p>運用管理を図る。</p> <p>(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実</p> <p>日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、患者サービス向上委員会活動、クリニカルパス委員会等の院内委員会活動等を通じて、良質かつ適切な医療を提供する。</p> <p>これらにより、患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度を確保する。</p> <p>また、医療安全チェックシートによる自主点検、医療安全相互チェック、医療安全に関する研修、医療安全推進週間等を継続して実施するとともに、患者の医療安全への積極的な参加を推進し、医療安全の充実を図る。</p>	<p>運用管理を図る。</p> <p>(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実</p> <p>ア 病院機能評価の受審</p> <p>良質な医療を提供するため、日本医療機能評価機構等の病院機能評価について認定有効期限を迎える施設の更新に取り組む。</p> <p>イ 医療の標準化と質の向上</p> <p>医療の標準化を図るため、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパス及び地域連携パスの活用を推進する。</p> <p>また、医療の質の評価等に関する検討委員会において、各労災病院の医療の質の評価等を行うことにより、質の向上に取り組む。</p> <p>ウ 患者満足度の確保</p> <p>患者の意向を尊重し、良質で適切な医療を提</p>	<p>・良質な医療を提供するため、病院機能評価の更新に取り組んでいるか。</p> <p>・医療の標準化を図るため、クリニカルパス及び地域連携パスの活用を推進しているか。</p> <p>・患者満足度調査を実施し、患者の意向を尊重し、良質で適切な医療の提供に</p>	<p>(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実</p> <p>ア 病院機能評価の受審</p> <p>良質な医療提供を目的として、令和元年度に病院機能評価の更新時期を迎えた施設について、再受審・更新を行った（受審済5施設）。</p> <p>・ 病院機能評価の認定施設数の推移</p> <table border="1" data-bbox="1136 499 1662 625"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定</td> <td>28施設</td> <td>28施設</td> </tr> <tr> <td>(認定率)</td> <td>93.3%</td> <td>96.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※全国病院認定率（推計）：26.0%（令和2年4月3日現在） ※平成30年度は、移譲された鹿島労災病院を含む。 ※施設数は令和元年度末時点</p> <p>イ 医療の標準化と質の向上</p> <p>(ア) クリニカルパスの活用</p> <p>医療の標準化や情報の共有化を通じたチーム医療の推進を図るため、全ての労災病院に設置されている「クリニカルパス検討委員会」での検討等を行った。令和元年度は、パスの運用実績等を検討し、パス活用の推進を図った結果、前年度に対して395件増となる5,095件のクリニカルパスの運用となった。</p> <p>また、既存のクリニカルパスについて、チーム医療の推進による多職種間の連携と情報共有を深めることにより、1,310件の見直しを行った。</p> <p>・ クリニカルパス導入状況</p> <table border="1" data-bbox="1136 1243 1679 1432"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パス件数</td> <td>4,700件</td> <td>5,095件</td> </tr> <tr> <td>パス使用率</td> <td>49.6%</td> <td>51.0%</td> </tr> <tr> <td>見直し件数</td> <td>1,255件</td> <td>1,310件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成30年度は、移譲された鹿島労災病院を含む。</p> <p>(イ) 各労災病院の医療の質の評価</p> <p>機構本部において「医療の質の評価等に関する検討委員会」を令和元年11月に開催し、労災病院の医療の質の評価・向上を目的として策定した「労働者健康安全機構臨床評価指標」の見直し及び公表のあり方等の検討を行った。</p> <p>ウ 患者満足度の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての労災病院で調査を実施（令和元年9月10日～10月7日） 入院患者については、調査期間（令和元年9月10日から令和元年10月7日まで）に退院した患者のうち8,541人から、外来患者については、調査日（令和元年9月10日から令和元年9月17日までのうち病院任意の2日間）に通院した外来患者のうち16,834人から回答を得た。 	区分	平成30年度	令和元年度	認定	28施設	28施設	(認定率)	93.3%	96.6%	区分	平成30年度	令和元年度	パス件数	4,700件	5,095件	パス使用率	49.6%	51.0%	見直し件数	1,255件	1,310件		
区分	平成30年度	令和元年度																									
認定	28施設	28施設																									
(認定率)	93.3%	96.6%																									
区分	平成30年度	令和元年度																									
パス件数	4,700件	5,095件																									
パス使用率	49.6%	51.0%																									
見直し件数	1,255件	1,310件																									

	<p>供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で入院 90%以上、外来 75%以上、入外平均 80%以上得る。</p> <p>エ 医療安全の充実 安全な医療を推進するため、「医療安全チェックシート」及び「労災病院間医療安全相互チェック」を活用した取組を継続する。さらに、相互チェックについては、他医療機関との連携を引き続き実施する。</p> <p>また、医療安全の充実を図るため、全ての労災病院において全職員を対象とした医療安全に関する研修を年2回以上実施するとともに、患者・地域住民も</p>	<p>つなげているか。</p> <p>・安全な医療を推進しているか。</p>	<p>結果、満足度は、入院 92.3%、外来 78.3%、入外合計 83.1%と目標を達成した。</p> <p>・ 患者満足度（単位：%）</p> <table border="1" data-bbox="1136 216 1662 388"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td> <td>92.3</td> <td>92.3</td> </tr> <tr> <td>外来</td> <td>80.5</td> <td>78.3</td> </tr> <tr> <td>入外平均</td> <td>84.5</td> <td>83.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成30年度は鹿島労災病院の実績を含む。</p> <p><患者満足度調査結果を踏まえた取組> 得られた結果を集計・分析したところ、診察に対する満足度と職員の接遇に対する満足度が高く、環境に対する満足度と院内設備に対する満足度が比較的低かった。これについては、建物の老朽化などにより簡単に改善できない事情があるものの、運用や清掃などで可能な限り満足度を高めるよう取り組んでいるところである。</p> <p>各施設においては、上記の結果などを踏まえ、患者サービス委員会で改善計画を策定し、満足度の向上に努めている。</p> <p>エ 医療安全の充実 (ア) 医療安全チェックシート 平成 17 年度から全ての労災病院において毎年度実施している労災病院共通の「医療安全チェックシート」を用いた自主点検を、令和元年度は2回実施し、全ての労災病院で行った。</p> <table border="1" data-bbox="1151 898 1611 1102"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目数</td> <td>249</td> <td>249</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>98.9%</td> <td>99.0%</td> </tr> <tr> <td>対前回</td> <td>-0.1</td> <td>+0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 労災病院間医療安全相互チェック等 平成 14 年度に北陸の3労災病院（燕、新潟、富山）が開始した取組をモデルケースとして、平成 18 年度から全国の労災病院間に規模を拡大し実施している「労災病院間医療安全相互チェック」を、令和元年度も全ての労災病院を 11 グループ（1グループ当たり2～4病院）に分けて 32 回実施した。</p> <p>【令和元年度の主なテーマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者誤認防止 ・ 食物・薬物等アレルギー ・ 内服の安全管理 ・ 災害時の危機管理 ・ 放射線読影報告書確認について ・ 転倒転落対策の取組 <p>なお、他医療機関との連携については、安全対策・感染対策に関する取組として相互チェックやカンファレンスを、地域の大学病院や自治体病院等と実施している。</p> <p>(ウ) 職員研修 職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、全ての労災病院において全職員を対象とした医療安全に関する研修（転倒・転落予防、医療コミュニケーションスキル、医薬品の安全使用等）を年2回以上実施した。</p>	年度	平成30年度	令和元年度	入院	92.3	92.3	外来	80.5	78.3	入外平均	84.5	83.1	区分	平成 30 年度	令和元年度	項目数	249	249	達成率	98.9%	99.0%	対前回	-0.1	+0.1		
年度	平成30年度	令和元年度																											
入院	92.3	92.3																											
外来	80.5	78.3																											
入外平均	84.5	83.1																											
区分	平成 30 年度	令和元年度																											
項目数	249	249																											
達成率	98.9%	99.0%																											
対前回	-0.1	+0.1																											

<p>(6) 治験の推進</p> <p>新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を、中期目標期間中 2 万 900 件以上確保すること。</p> <p>【目標設定等の</p>	<p>(6) 治験の推進</p> <p>新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を中期目標期間中 2 万 900 件以上確保する。</p>	<p>広く参加する医療安全推進週間等に引き続き取り組む。</p> <p>さらに、労災病院における医療上の事故等の公表、原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底と共有化を継続する。</p> <p>(6) 治験の推進</p> <p>新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を参加させることにより治験実施体制を強化する。</p> <p>また、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を 4180 件以上確保する。</p>	<p>・新医薬品等の開発促進に資するため、治験実施体制を強化しているか。</p>	<p>(エ) 医療安全推進週間</p> <p>厚生労働省が主催する「医療安全推進週間」※(令和元年 11 月 24 日～11 月 30 日)に全ての労災病院が参加し、共通テーマ「患者・地域住民との情報共有と患者・地域住民の主体的参加の促進」の下、患者・地域住民及び職員を対象に次の取組を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療相談コーナーの設置 ・ 患者・地域住民を対象とした公開講座 ・ 医療安全パトロール（医療安全委員会メンバーによる院内巡視） ・ 職員を対象とした研修・講習会 <p>※ 医療安全対策に関し、医療関係者の意識向上、医療機関や医療関係団体における組織的取組の促進等を図るとともに国民の理解と認識を深めることを目的とし、令和元年 11 月 25 日を含む一週間を「医療安全推進週間」と位置付け、医療安全対策の推進を図っている。</p> <p>(オ) 公表と再発防止</p> <p>医療の安全性及び透明性の向上のため毎年公表している労災病院における医療上の事故等の発生状況（インシデント・アクシデント含む。）について、令和元年度分をホームページ上で公表した。</p> <p>「医療安全対策者会議」、「各種本部集合研修」及び「医療安全情報誌」等において、労災病院における事例等を基に、情報の共有化と再発防止対策の徹底を図った。</p> <p>(6) 治験の推進</p> <p>治験を推進するため、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）主催の「初級者臨床研究コーディネーター養成研修」（日本臨床薬理学会認定）に労災病院の職員 5 人が参加し、病院における実施体制を強化することにより、令和元年度においては製造販売後臨床試験件数を含め、年間計画 4,180 件を上回る 4,780 件の症例に対して治験を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労災病院における治験実績（単位：件） <table border="1" data-bbox="1136 1199 2041 1356"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>治験件数</th> <th>製造販売後臨床試験件数</th> <th>合計件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30年度</td> <td>952</td> <td>4,549</td> <td>5,501</td> </tr> <tr> <td>元年度</td> <td>619</td> <td>4,161</td> <td>4,780</td> </tr> </tbody> </table> <p>労災病院治験ネットワーク推進事務局においては、引き続き製薬メーカーを訪問するなど情報収集に努めるとともに、労災病院治験ネットワークに参加している労災病院等の診療科情報、治験受託実績等をホームページに掲載するなどして広報活動に努めた結果、製薬メーカー等から依頼のあった 15 件の実施可能性調査を行い、治験契約へ向けた調査の手続を実施（令和 2 年 3 月末時点において、9 件調査継続中）。</p> <p>また、平成 29 年度より中央治験審査委員会設置、治験契約手続き等の中央化などにより受託体制の強化を図っている。</p> <p>なお、令和元年度は、日本医師会、治験推進センター等の大規模治験ネットワークへの参加、治験ネットワークフォーラムへの出展など広報活動に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労災病院治験ネットワークを活かした治験の実施 <table border="1" data-bbox="1136 1803 2041 1921"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">新規調査依頼件数</th> <th rowspan="2">前年度からの調査継続件数</th> <th colspan="2">契約件数</th> </tr> <tr> <th>契約件数</th> <th>契約施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30年度</td> <td>22件</td> <td>0件</td> <td>5件</td> <td>7施設</td> </tr> </tbody> </table>	年度	治験件数	製造販売後臨床試験件数	合計件数	30年度	952	4,549	5,501	元年度	619	4,161	4,780	年度	新規調査依頼件数	前年度からの調査継続件数	契約件数		契約件数	契約施設数	30年度	22件	0件	5件	7施設		
年度	治験件数	製造販売後臨床試験件数	合計件数																											
30年度	952	4,549	5,501																											
元年度	619	4,161	4,780																											
年度	新規調査依頼件数	前年度からの調査継続件数	契約件数																											
			契約件数	契約施設数																										
30年度	22件	0件	5件	7施設																										

				元年度	15件	2件	0件	0施設			
				※令和2年3月末時点における「調査手続中」の案件：9件（38施設）							
考え方】 平成26年度から平成29年度までの実績（毎年度平均）4187件を踏まえ、2万900件以上とした。 （7）産業医等の育成支援体制の充実 多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図ること。	（7）産業医等の育成支援体制の充実 事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センターを含む）において、高度な専門性と実践的活動能力を持った産業医等の育成、確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図りつつ、産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。	（7）産業医等の育成支援体制の充実 高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医等の育成、確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図り、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センター（部）を含む）において産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。	・高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医の育成支援体制の充実を図っているか。	（7）産業医等の育成支援体制の充実 高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医等の育成、確保を目的に、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センター（部）を含む。）における産業医育成支援の充実に向けた体制整備を図るべく、産業医科大学との協議を2回開催した。 協議を受け、各労災病院に対し、産業医育成支援体制のより一層の充実に取り組むよう指示を行うこととした。							
				（8）労災病院ごとの目標管理の実施 機構が有する	（8）労災病院ごとの目標管理の実施 機構が有する	（8）労災病院ごとの目標管理の実施 本部と各労災	・機構が有する	（8）労災病院ごとの目標管理の実施 本部と各労災病院との協議により目標値を設定した紹介率等については、四半期ごとの実績			

臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績等報告書において明らかにすること。

臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について、PDCAサイクルの視点を取り入れて目標の達成状況を定期的に検証・評価する目標管理を行い、その実績を業務実績等報告書において明らかにするとともに、業務の質の向上に努める。

病院とで協議の上、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について目標値を設定し、四半期ごとに病院ごとの実績の評価、検証を行い、年度目標の達成を図る。

臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用し、病院ごとの目標管理を行っているか。

を本部にて取りまとめた上、本部主催の医事課長会議等にて各労災病院の取組の進捗状況を確認するとともに、年度目標の達成に向け、必要に応じて行動目標の追加、修正を行った。

・紹介率（目標達成20施設）

病院名	目標値	令和元年度実績	病院名	目標値	令和元年度実績
道央	45.6%	41.3%	大阪	77.7%	92.8%
釧路	67.8%	74.9%	関西	77.7%	103.0%
青森	67.8%	68.4%	神戸	64.6%	59.4%
東北	84.0%	80.3%	和歌山	64.6%	78.0%
秋田	45.6%	14.9%	山陰	64.6%	74.4%
福島	67.8%	96.2%	岡山	64.6%	71.0%
千葉	67.8%	87.2%	中国	67.8%	81.0%
東京	67.8%	74.9%	山口	64.6%	87.3%
関東	77.7%	84.8%	香川	67.8%	90.3%
横浜	77.7%	76.8%	愛媛	45.6%	33.9%
新潟	64.6%	60.4%	九州	67.8%	82.8%
富山	64.6%	52.6%	門司	51.9%	81.9%
浜松	64.6%	86.6%	長崎	64.6%	92.1%
中部	84.0%	80.4%	熊本	67.8%	76.7%
旭	51.9%	63.9%			

・逆紹介率（目標達成23施設）

病院名	目標値	令和元年度実績	病院名	目標値	令和元年度実績
道央	32.4%	37.3%	大阪	71.9%	117.0%
釧路	50.5%	49.8%	関西	71.9%	85.7%
青森	50.5%	58.5%	神戸	42.5%	121.3%
東北	71.0%	45.1%	和歌山	42.5%	71.9%
秋田	32.4%	20.4%	山陰	42.5%	72.4%
福島	50.5%	76.1%	岡山	42.5%	65.8%
千葉	50.5%	64.9%	中国	50.5%	59.5%
東京	50.5%	59.0%	山口	42.5%	78.8%
関東	71.9%	64.9%	香川	50.5%	70.1%
横浜	71.9%	53.9%	愛媛	32.4%	23.8%
新潟	42.5%	55.8%	九州	50.5%	91.1%
富山	42.5%	44.4%	門司	44.7%	63.7%
浜松	42.5%	49.8%	長崎	42.5%	72.0%
中部	71.0%	85.1%	熊本	50.5%	56.8%
旭	44.7%	57.2%			

・平均在院日数（全施設において施設基準の要件を満たしている）

病院名	目標値	令和元年度実績	病院名	目標値	令和元年度実績
道央	21日以内	15.5日	大阪	18日以内	10.3日
釧路	21日以内	14.5日	関西	18日以内	11.8日
青森	18日以内	17.4日	神戸	18日以内	14.5日
東北	18日以内	12.6日	和歌山	18日以内	13.6日
秋田	21日以内	19.3日	山陰	18日以内	14.6日
福島	18日以内	16.5日	岡山	18日以内	16.8日
千葉	18日以内	11.4日	中国	18日以内	15.0日
東京	18日以内	14.5日	山口	18日以内	16.1日
関東	18日以内	12.9日	香川	18日以内	13.9日
横浜	18日以内	11.6日	愛媛	18日以内	14.6日
新潟	21日以内	18.1日	九州	18日以内	13.8日
富山	18日以内	17.6日	門司	21日以内	16.1日
浜松	18日以内	14.7日	長崎	18日以内	15.9日
中部	18日以内	15.5日	熊本	18日以内	13.8日
旭	18日以内	16.1日			

※労災病院の全ての入院患者を対象とした令和元年度末平均在院日数は13.7日と平成30年度と比べ0.3日短縮となった（平成30年度14.0日→令和元年度13.7日）。

（9）行政機関等への貢献

ア 国が設置する委員会等への参画

国（地方機関を含む。）の要請に応じて、労災病院の医師等が医員・委員の委嘱を受けるとともに、審議会、委員会、検討会等に参画し、労災疾病等に係る医学的知見を提供している。

令和元年度実績

- ・中央じん肺診査医（3人）、地方労災医員（60人）、労災保険診療審査委員（25人）、地方じん肺診査医（11人）等計251人が医員・委員を受嘱。
- ・52種類の審議会、委員会、検討会等（中央じん肺診査医会、中央環境審議会等）に参画。

イ 労災認定に係る医学的意見書への取組

複数の診療科にわたる事案については、一度の受診で複数科の意見書作成が行えるよう事務局において日程調整を行うなど院内の連携を密にするとともに、返書管理の徹底を行い、迅速かつ適切に対応している。

（9）行政機関等への貢献

労災病院に所属する医師等は、国が設置している検討会、委員会等からの参加要請、労災請求等に対する認定に係る意見書の迅速・適正な作成等について、積極的に協力すること。

また、アスベスト関連疾患に対して、健診、相談及び診療に対応するとともに、医療機関に

（9）行政機関等への貢献

ア 国が設置する委員会等への参画
勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が設置する委員会等への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。

イ 労災認定に係る医学的意見書への取組
労災認定に係る意見書の作成については、複

（9）行政機関等への貢献

ア 国が設置する委員会等への参画
労災認定基準等の見直しに係る検討会に参加するほか、国が設置する委員会等への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。

イ 労災認定に係る医学的意見書への取組
労災病院内においては、特に複数診療科にわ

・勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。

・労災認定に係る意見書の作成について、労災

<p>対する研修等により診断技術の普及、向上を積極的に図ること。</p>	<p>数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応するとともに、特に専門的な知見を要する事案については、労災病院のネットワークを活かして対応する。</p> <p>ウ 医学的知見の提供 労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、政策立案等との連携を深めるため、速やかに行政機関に提供する。</p> <p>エ アスベスト関連疾患への対応 アスベスト関連疾患に対応するため、診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応するとともに、労災指定医療機関等の医師、産業医等を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催</p>	<p>たる事案について回答管理を徹底し、迅速に対応するとともに、労災病院未設置の労働局での意見書作成に対応するために構築した枠組みを活用して、専門的知見を要する事案についても適切に対応する。</p> <p>ウ 医学的知見の提供 労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて医学的知見が得られた場合は、速やかに行政機関に情報を提供する。</p> <p>エ アスベスト関連疾患への対応 アスベスト関連疾患に係る診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応する。 労災指定医療機関等の医師を対象とするアスベスト関連疾患診断技術研修会を開催するとと</p>	<p>病院のネットワークを活かして適切かつ迅速に対応しているか。</p> <p>・労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて医学的知見が得られた場合は、速やかに行政機関に情報を提供しているか。</p> <p>・アスベスト関連疾患に対応するため、診断・治療、相談等について積極的に対応し、当該疾患診断技術研修会や労災認定、救済認定に必要な検査を実施しているか。</p>	<p>1件当たり意見書処理日数：令和元年度実績 17.8日 [参考]平成16年度 20.7日(2.9日削減)</p> <p>意見書処理日数 (単位：日)</p> <table border="1"> <tr> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> <tr> <td>15.4</td> <td>17.8</td> </tr> </table> <p>特に専門的な知見を要する意見書作成等で、労働局等から依頼を受けた労災病院では対応困難な事例に関しては、機構本部で対応病院をコーディネートする体制を整備している。 令和元年度においては、当該制度により2件の事例を対応病院に紹介した。</p> <p>ウ 医学的知見の提供</p> <p>令和元年度は、労災疾病等に係る研究期間中であり、最終的な医学的知見を得るために学会発表79件、論文掲載46件を行った。 なお、研究開発終了後の研究成果については業績評価委員会医学研究評価部会における評価を受けた上で、ホームページに掲載するとともに、研究報告書として取りまとめ、行政機関に情報提供することとしている。</p> <p>エ アスベスト関連疾患への対応</p> <p>○ アスベスト健診及び健康相談への取組 「アスベスト疾患センター」等において、アスベスト健診等に取り組むとともに、災病院等に設置した健康相談窓口において、アスベストによる健康障害に関して不安のある地域住民等からの健康相談に対応した。</p> <p>アスベスト疾患センター等における相談等件数 (単位：件)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> <tr> <td>健診</td> <td>7,677</td> <td>7,092</td> </tr> <tr> <td>相談</td> <td>1,200</td> <td>1,014</td> </tr> </table> <p>○ 石綿関連疾患診断技術研修への取組 厚生労働省委託事業「石綿関連疾患診断技術普及事業」を受託し、労災指定医療機関にお</p>	平成30年度	令和元年度	15.4	17.8	区分	平成30年度	令和元年度	健診	7,677	7,092	相談	1,200	1,014		
平成30年度	令和元年度																		
15.4	17.8																		
区分	平成30年度	令和元年度																	
健診	7,677	7,092																	
相談	1,200	1,014																	

する。
また、労災認定、救済認定に必要な肺内の石綿小体計測及び石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受け入れを図る。

もに、肺内の石綿小体及び石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受け入れを図る。

オ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力
独立行政法人

オ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力
独立行政法人

・地域障害者職

ける呼吸器系疾患を取り扱う医師等を対象に、石綿関連疾患に関する基礎知識等の講義を中心とした基礎研修及び胸部画像の読影実習などの専門研修を開催した。
令和元年度は 41 か所にて開催した。

石綿関連疾患診断技術研修受講者数（単位：人）

区分	平成 30 年度	令和元年度
基礎研修	394	337
専門研修	551	688
合計	945	1,025

○ 肺内石綿繊維計測精度管理等業務の実施

環境省から「肺内石綿繊維計測精度管理等業務」を受託し、TEM法による石綿繊維計測や肺内石綿繊維計測業務の一般化に資するために、計測した症例などから問題の抽出や写真資料を収集し、観察資料の作製方法及び石綿繊維計測方法についての作業手順書の改訂などを実施した。

○ 石綿小体計測検査への取組

全国 7 か所のアスベスト疾患ブロックセンター及び 3 か所のアスベスト疾患センター計 10 か所において石綿小体計測検査を実施。アスベスト労災認定に係る当該検査の大部分を当機構で実施しており、迅速かつ公正な診断で当該認定に貢献している。

石綿小体計測件数（単位：件）

区分	平成 30 年度	令和元年度
件数	207	150

○ 「石綿確定診断等事業」の実施

厚生労働省委託事業「石綿確定診断等事業」を受託し、全国の労働基準監督署で石綿による疾患であるか否か医学的に判断できない事案について、令和元年度は 184 件の依頼を受け、石綿肺、中皮腫、石綿肺がん、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚の確定診断を実施した。

石綿確定診断実施件数（単位：件）

区分	平成 30 年度	令和元年度
件数	237	159

オ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力

うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力を継続。

<p>【重要度：高】 労災病院は、 労災認定に係る 意見書の作成等 に関し国に協力 してきたところ であるが、今後 特に、アスベス トについては、 石綿使用建築物 の解体工事が今 後さらに増加す ることが見込ま れており、「アス ベスト問題に係 る総合対策」(平 成17年12月27 日アスベスト問 題に関する関係 閣僚による会合 決定)において、 労災病院に設置 された「アスベ スト疾患センタ ー」において、ア スベスト関連疾 患に係る健康相 談、診療・治療、 症例の収集及び 他の医療機関に</p>	<p>高齢・障害・求職 者雇用支援機構 が運営する地域 障害者職業セン ターにおいて実 施しているうつ 病等休職者の職 場復帰支援等の 取組に関し、医 療面において協 力する。</p>	<p>高齢・障害・求職 者雇用支援機構 が運営する地域 障害者職業セン ターにおいて実 施しているうつ 病等休職者の職 場復帰支援等の 取組に関し、医 療面において協 力する。</p>	<p>業センターにお いて実施してい るうつ病等休職 者の職場復帰支 援等の取組に関 し、医療面にお いて協力してい るか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「精神障害者の職場復帰支援（リワーク支援事業）」について、5人の患者に対し当該事業の紹介を行い、意見書を作成するなど地域障害者職業センターと連携して復職や新規就労の支援を行った。 		
---	--	--	---	---	--	--

対する支援を行うこと等が求められており、一層の協力が求められているため。							
--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	産業保健活動総合支援事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 第13次労働災害防止計画 働き方改革実行計画	当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など）	労働安全衛生法第19条の3 独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第2号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、産業保健活動への効果的な支援を図るために、産業保健三事業を一元化して、労働者健康安全機構が事業を実施すること等が求められており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすため。 【難易度：高】 小規模事業者を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、産業保健活動総合支援事業の充実・強化等の見直しを行うことが必要であり、また、その際、当該事業を推進する上で不可欠である地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるように連携を強化していくことも求められており、難易度が高い。 また、疾病を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者及び労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となり、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0438、0453-02

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
専門的研修等実施回数（計画値）	各年度に5,300回以上実施	—	5,300回						予算額（千円）	6,455,548			
（実績値）	—	5,257回 (H26-H29 実績平均)	5,781回						決算額（千円）	5,642,659			
達成度	—	—	109.1%						経常費用（千円）	5,996,086			
産業保健総合支援センター及び地域窓口における相談件数（計画値）	各年度に122,600件以上実施	—	122,600件						経常利益（千円）	△8,791			
（実績値）	—	116,189件 (H29 実績)	136,346件						行政コスト（千円）	6,818,942			
達成度	—	—	111.2%						従事人員数（人）	121			
研修利用者から有益であった旨の評価（計画値）	研修利用者から産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保	—	90.0%										

(実績値)	—	93.9% (H29 実績)	93.6%											
達成度	—	—	104.0%											
相談利用者から有益であった旨の評価 (計画値)	研修利用者から産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保	—	90.0%											
(実績値)	—	94.7% (H29 実績)	95.5%											
達成度	—	—	106.1%											
事業が利用者に与えた改善効果の割合 (計画値)	アウトカム調査の有効回答のうち80%以上について具体的な改善事項がみられるようにする	—	80.0%											
(実績値)	—	87.0% (H26-H29 実績平均)	84.3%											
達成度	—	—	105.4%											

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供	5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供	5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修実施計画を踏まえ産業保健関係者への専門的研修等を5,300回以上実施する。 ・各年度において、産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談件数の実績を併せて12万2600件以上実施する。 ・研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保する。 ・研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対してアウトカム調査を実施し、有効回答のうち 	5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>産業保健活動総合支援事業は、小規模事業場を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう事業の充実等見直しを行い、地域の医師会等関係機関に、当該事業への理解を深めてもらい、協力を得て連携を強化し、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援することとされ、難易度が高い。</p> <p>さらに、専門的研修や相談対応など、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の実施をとりやめた項目もあるなか、年度計画に定める目標以上の成果をあげている。</p>	評価	<p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>

<p>働き方改革の着実な推進を支援する観点から、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供及びその他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実及び強化を図ること。</p> <p>特に、産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)や第13次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニ</p>	<p>働き方改革の着実な推進を支援する観点から、産業保健機能の強化や治療と仕事の両立について、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供及びその他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実及び強化を図る。</p> <p>特に、産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)や第13次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機</p>	<p>産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)や第13次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援するとともに、産業保健機能の充実及び強化を図る。</p>	<p>80%以上につき具体的な改善事項が見られるようにする。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・産業保健総合支援センターにおいて、労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう関係機関等との連携の下、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援するとともに、産業保健機能の充実及び強化を図っているか。</p>	<p>○ 過重労働による健康障害への対応、メンタルヘルス対策やストレスチェック制度の円滑な実施のための対応等、事業場のニーズを踏まえた研修テーマの設定や専門相談に対応できる相談員の体制整備を行い、事業場における産業保健活動の支援に努めて、労働者の健康の確保に関する社会的要請に応えた。</p>	<p>特に、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供及びその他の援助を行う中核的な機関としての役割を果たすべく、研修終了時又は相談対応の際に実施したアンケートから聴取した事業場のニーズを踏まえた研修テーマの設定や専門相談に対応できる相談員の体制整備を行い、事業場における産業保健活動の支援に努め、専門的研修や相談件数について所期の目標を上回る成果を上げた。</p> <p>また、働き方改革実行計画で求められている治療と仕事の両立支援について、円滑に実施することを目的に医療機関を対象とした研修会の開催のほか、医療機関での両立支援相談窓口の設置の拡充など積極的な取組を実施した。さらに、治療と仕事の両立支援に関して、サラリーマン</p>	
---	--	--	---	--	---	--

<p>ズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援すること。</p> <p>(1) 産業医及び産業保健関係者への支援</p> <p>ア 産業医の資質向上のための研修の実施</p> <p>産業医が、産業保健の専門家として実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業保健総合支援センターにおける産業医研修について、カリキュラム及び実施体制の見直しを図ること。</p> <p>その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討を通じ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用すること。</p>	<p>関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援する。</p> <p>(1) 産業医・産業保健関係者への支援</p> <p>ア 産業医の資質向上のための研修の実施</p> <p>産業医が、産業保健の専門家として、事業者や労働者が必要とする実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業保健総合支援センターにおける産業医研修について、カリキュラム及び実施体制の見直しを図る。</p> <p>その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討をすることにより、地域ごとの特性も含めた研修テ</p>	<p>(1) 産業医・産業保健関係者への支援</p> <p>ア 産業医の資質向上のための研修の実施</p> <p>① 産業医が、産業保健の専門家として、事業者や労働者が必要とする実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業保健総合支援センターにおける産業医研修について、実践力を高めるための実地研修に加え、カリキュラム及び実施体制の見直しを図る。</p> <p>その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討をすることにより、</p>	<p>・産業保健総合支援センターにおける産業医研修については、実践力を高めるための実地研修に加え、カリキュラム及び実施体制の見直しを図っているか。</p> <p>・現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討をすることにより、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用しているか。</p>	<p>(1) 産業医・産業保健関係者への支援</p> <p>ア 産業医の資質向上のための研修の実施</p> <p>産業保健総合支援センターで実施する産業医研修について、産業医の能力の向上を図り、事業場における登録産業医による産業保健活動の適切な実施を図るため、職場巡視など事業場における産業保健指導等に係る実地研修を積極的に実施する等の見直しを図るとともに、本部における産業保健アドバイザーの配置等、体制強化の検討を行った。</p> <p>また、併せて受講者アンケートを実施し、アンケート結果、地域ごとの特性も踏まえた研修テーマの設定等に活用した。</p> <p>-アンケート結果から要望が高いた研修テーマの具体例-</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場を明るくするアンガーマネジメント ・ 産業医に役立つカウンセリング技法 <p>【研修テーマの設定等の活用実績】</p> <p>産業医のメンタルヘルスへの関わり方についての研修要望を踏まえ、講師用資料「ストレスチェック制度のあらましと長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導」、動画教材として「産業医のストレスチェック面接指導入門」～高ストレス者に対する面接指導視覚教材～」等を活用し研修内容の充実を図った。</p>	<p>金太郎を広告塔にした両立支援冊子の配布、芸能人(のん)による産業保健総合支援センターや地域窓口を紹介する動画をYouTubeで掲載し、デジタルサイネージ(電子掲示板)で駅構内・電車内等で放映する等、当事業の広報に努めた。</p> <p>加えて、「衛生委員会活性化テキスト」を作成し、事業場における衛生委員会の活動の活性化を通して実効性のある産業保健活動の推進を図った。</p> <p>このほか、職場におけるストレスチェック制度の普及のための取組、「東京電力福島第一原子力発電所で働く方の健康管理のための廃炉等作業員に係る健康相談」の週1回定期的な実施や、令和元年10月に発生した台風19号等により被災された住民の方(事業者、労働者及びその家族</p>
---	--	--	---	--	--

<p>イ 産業医の活動に対するサポート体制の整備 産業保健総合支援センターの地域窓口（以下「地域窓口」という。）に登録されている産業医</p>	<p>一マの設定等に活用する。 なお、嘱託産業医に対する、研修テーマの設定、カリキュラムの作成に当たっては、主として嘱託産業医の実践力を高めるための実地研修が行えるよう配慮する。 また、産業医を対象とした研修を効果的、効率的に実施できるよう、「産業医の資質向上に向けた産業医研修等に関する検討委員会」と連携を図る。また、産業医の生涯研修について実践力を高める点から効果的、効率的に実施できるよう産業医科大学との連携・協力について検討する。</p>	<p>地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用する。 ② 産業医を対象とした研修を効果的、効率的に実施できるよう、「産業医の資質向上に向けた産業医研修等に関する検討委員会」と連携を図る。 また、産業医の生涯研修について実践力を高める点から効果的、効率的に実施できるよう産業医科大学との連携・協力について検討する。</p>	<p>・「産業医の資質向上に向けた産業医研修等に関する検討委員会」と連携を図っているか。 ・産業医の生涯研修について実践力を高める点から効果的、効率的に実施できるよう産業医科大学との連携・協力について検討しているか。 ・対応に苦慮する事案等に接した際に、専門的な相談に応じられるようアドバイザー産業医の</p>	<p>イ 産業医の活動に対するサポート体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 「産業医の資質向上に向けた産業医研修等に関する検討委員会」に参画している機構、厚生労働省及び産業医学振興財団の3者による打合せを通じて連携を図り、その中で検討課題とされた「事業者による産業医の活用・連携に関する支援ツール」について、平成30年度に当機構において作成したテキストを用いた中小企業向けの産業医活用セミナーを開催するため、令和元年9月3日に産業医科大学産業医研修センターの医師を講師に招き産業医活用セミナー研修担当講師を対象とした説明会を開催。その後、年度内に各産業保健総合支援センターにおいて、「中小企業経営者向けの産業医活用セミナー」を計27回開催した。 産業医の生涯研修について実践力を高める点から効果的、効率的に実施できるよう産業医科大学との連携・協力について検討するため、令和元年11月に機構職員が産業医科大学を訪問し、産業医科大学が実施している研修の状況と研修プログラムの修正をPDCAサイクルで回していることを確認した。具体的な内容については引き続き検討を行っていく。 	<p>等）からのメンタルヘルスに関する相談及び健康に関する相談に応じるため、「台風19号等被災者のための心の相談ダイヤル」及び「台風19号等被災者のための健康相談ダイヤル」の専用フリーダイヤルの設置・対応を行うなど政策的・社会的要請の大きいこれらの事業に速やかに対応した。</p> <p><課題と対応> -</p>	
---	---	---	---	--	---	--

<p>及び保健師が、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を早急に整備した上で、効果的に運用すること。</p> <p>ウ 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備</p> <p>事業場における保健師の活動実態の調査・把握、産業保健分野における保健師の活躍促進について、検討すること。</p>	<p>(以下「登録産業医」という。)及び保健師(以下「登録保健師」という。)が、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を早急に整備した上で、効果的に運用する。</p> <p>また、地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業を実施し、特に経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みの相談ができる体制の構築などについて検討する。</p> <p>ウ 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備</p> <p>事業場における保健師の活動実態の調査・把握、産業保健分野における保健師の活躍促進について検討する。</p> <p>また、産業保健関係者向け研</p>	<p>(以下「登録産業医」という。)及び保健師(以下「登録保健師」という。)が、対応に苦慮する事案等に接した際に、専門的な相談に応じられるようアドバイザー産業医の体制を整備し、効果的に運用する。</p> <p>② 地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業を実施し、特に経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みの相談ができる体制の構築などについて検討する。</p> <p>ウ 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備</p> <p>事業場における保健師の活動実態の調査・把握、産業保健分野における保健師の活躍促進について検討するため、アンケート調査等を実施し実態の把握を</p>	<p>体制を整備し、効果的に運用しているか。</p> <p>・地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業として、特に経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みの相談ができる体制の構築などについて検討しているか。</p> <p>・事業場における保健師の活動実態の調査・把握、産業保健分野における保健師の活躍促進について検討するため、アンケート調査等を実施し実態の把握を</p>	<p>・ 産業保健総合支援センター8施設(石川、長野、静岡、大阪、愛媛、福岡、佐賀、熊本)において、地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業を開始し、嘱託産業医と一緒に実際に企業を訪問する実施研修会、事例検討会などを実施した。</p> <p>また、経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みの相談ができるよう定期的な開催形式を一部の産業保健総合支援センターで実施した。</p> <p>ー地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業の具体例ー</p> <p>・熊本産業保健総合支援センター 熊本県内における産業医の資質向上、登録産業医の協力体制強化などを目的に、行政、医師会等と連携し産業医及び事業場向けの実態調査や研修を実施。</p> <p>・大阪産業保健総合支援センター 産業医自身が職場巡視の際に問題点や見るべきポイントを探す力を養うこと、参加した嘱託産業医が意見交換できる環境づくりを目的に全4回の研修を実施。</p> <p>ウ 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備</p> <p>事業場における保健師の活動実態の調査・把握、産業保健分野における保健師の活躍促進について検討するため、「事業場における保健師等の活動実態に関する調査」委員会を立ち上げ、第1回検討会を令和元年11月5日に開催した。検討会では、調査対象とする職種、事業場の規模、質問内容について各委員から意見が提出されたことから、委員会での意見交換を経て、アンケート実施に向けた検討を行っていくところである。</p>		
---	--	--	---	---	--	--

<p>(2) 事業場における産業保健活動の支援</p> <p>ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施</p> <p>事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施すること。</p>	<p>修の企画・運営、登録保健師や地域で産業保健活動に従事する保健師の現地指導とネットワークの構築、労働者の健康情報の取扱い等についての事業者からの相談対応等への活用を図る。</p> <p>(2) 事業場における産業保健活動の支援</p> <p>ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施</p> <p>産業保健総合支援センターにおける事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、運営協議会（都道府県医師会、事業者団体、都道府県労働局等で構成。以下同じ。）での議論等を踏まえつつ、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施する。</p>	<p>図る。</p> <p>(2) 事業場における産業保健活動の支援</p> <p>ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施</p> <p>① 事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、運営協議会での議論等を踏まえつつ、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施する。</p> <p>また、労働者の健康管理やメンタルヘルス・生活習慣病対策・治療と仕事の両立支援などの労働衛生行政上重点的に取り</p>	<p>図っているか。</p> <p>・国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施しているか。</p> <p>・労働衛生行政上重点的に取り組むテーマや社会的関心の高いテーマを積極的に取り上げているか。</p>	<p>(2) 事業場における産業保健活動の支援</p> <p>ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施</p> <p>○ 事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たり、運営協議会での議論等を踏まえつつ、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、年度当初に研修実施計画を策定し計画的に実施した。</p> <p>具体的には、「運営協議会において研修実施計画を策定」（計画）→「計画に基づく研修の実施」（実施）→「アンケート調査により、受講者からの評価・ニーズ・要望を収集し、相談員協議会等において検討・分析」（評価）→「受講者のニーズ、時節に応じた研修テーマの設定」（改善）の仕組みを継続的に運用することで、受講者の拡大と併せて質の向上を図った。</p> <p>研修においては、過重労働による健康障害防止のための総合対策改定（平成31年4月）に基づく研修、中小企業事業者向け「産業医活用テキスト～産業医ができること～」を活用した研修を実施した。</p> <p>また、両立支援コーディネーターを養成するための研修については、本部、産業保健総合支援センター、労災病院が協力し、両立支援コーディネーター基礎研修を29回開催し、1,813人に受講修了証を交付した。</p> <p>さらに、事業場に設置されている衛生委員会の活動の形骸化が指摘されていること等から実効性のある産業保健活動のために重要な仕組である衛生委員会の活性化を図るため、「衛生委員会活性化テキスト」を作成した。</p> <p>本テキストを活用し、令和2年度に事業者等を対象に研修を行うこととしている。</p> <p>－事業者、産業医等を対象とした研修テーマの具体例－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業場における両立支援と就業上の措置について ・ 過重労働による健康障害防止 ・ 職場における熱中症の効果的な予防方法 ・ セルフケア・ラインケア～職場でのメンタルヘルス対策全般～ ・ 働き方改革と健康経営の一体的な推進について 		
---	---	---	--	--	--	--

		<p>組むテーマや社会的関心の高いテーマを積極的に取り上げる。</p> <p>② 事業場の事例等について討議・検討する事例検討会を実施するとともに、労働者の健康管理やメンタルヘルス・生活習慣病対策を題材にした啓発セミナーを実施する。</p> <p>なお、セミナーの実施に当たっては、事業者団体、商工団体等との共催とする等、効率的な実施を図る。</p>	<p>・事例検討会を実施するとともに、労働者の健康管理やメンタルヘルス・生活習慣病対策を題材にした啓発セミナーを実施しているか。</p> <p>・セミナーの実施に当たって、事業者団体、商工団体等との共催とする等、効率的な実施を図っているか。</p> <p>・5300回以上の専門的研修等を実施しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 粉じん用呼吸用保護具の適正な管理と使用に関する研修 <p>○ 働き方改革実行計画において、治療と仕事の両立支援の取組の強化が求められる中、平成28年2月に策定された「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の普及・啓発を目的として事業者・産業保健スタッフ等を対象とする研修・セミナーの実施や、事業場への個別訪問支援、相談対応等を実施した。</p> <p>【治療と仕事の両立支援】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 両立支援に関する研修（438回） ② 両立支援意識啓発教育（167回） ③ 両立支援啓発セミナー（247回） ④ 両立支援事業場訪問・個別調整支援（2,932件） <p>○ 事業場の事例等について討議・検討する事例検討会（計108回）を実施するとともに、職場における労働者の健康管理等に関し、事業者、労働者等の理解と自主的な取組を促すため、産業保健に関する啓発セミナーを実施した。</p> <p>－事例検討会の具体例－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ストレスチェックの実施と集団分析及び職場環境改善事例について <p>効率的な研修の実施を図るため、事業者団体、商工団体等との共催によりセミナーを実施した。（801回）</p> <p>－啓発セミナーの具体例－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過労死等防止・健康起因事故防止対策セミナー <p>○ 平成27年12月に施行されたストレスチェック制度については、ストレスチェックサポートダイヤルの設置、ストレスチェック制度に関する研修、セミナーを引き続き実施することに加えて、事業場訪問等によるストレスチェック実施結果を踏まえた職場環境改善等を支援した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ストレスチェック制度に関する研修 273回（延べ5,288人受講） 長時間労働者、高ストレス者の面接指導について研修を実施 82回（延べ2,925人受講） ② 管理監督者向けメンタルヘルス教育（実績：2,902回） 若年労働者向けメンタルヘルス教育の実施（実績：1,101回） <p>こうした取組により専門的研修等の増を図り、令和元年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の専門的研修を取りやめたなか、延べ5,781回（達成度109.1%）の研修等を実施し、年度計画に定める目標以上の回数を達成した。</p>		
--	--	---	--	--	--	--

<p>イ 産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施</p> <p>産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に関する専門的相談への対応に的確に応じること。</p>	<p>期目標期間中において、研修実施計画を踏まえ産業保健関係者への専門的研修等を2万6500回以上実施する。</p> <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>研修実施計画を踏まえ実施された、産業保健関係者への専門的研修、事業者向けセミナー等の平成26年度から平成29年度までの実績（平均）5257回を踏まえ、2万6500回以上とした。</p> <p>イ 産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施</p> <p>産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に対する専門的相談への対応を行う。</p>	<p>イ 産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施</p> <p>① 産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に対する専門的相談への対応を行う。</p>	<p>・産業保健総合支援センターにおいて、様々な課題に対する専門的相談への対応を行っている。</p>	<p>イ 産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施</p> <p>メンタルヘルスを始めとする産業保健に関する各分野の専門家を産業保健相談員等として委嘱するとともに、効率的・効果的な相談を実施するため、以下の取組を行った。</p> <p>○ 産業保健総合支援センターにおいて、電話、メール及びFAXでの相談受付を継続するとともに、全国共通の電話番号で最寄りの産業保健総合支援センターに着信することができる全国統一ダイヤルを開設し、相談しやすい環境づくりを行うなど相談の利用勧奨に努めた。</p> <p>○ 令和元年10月に発生した台風19号等により被災された住民の方（事業者、労働者及びその家族等）からのメンタルヘルスに関する相談及び健康に関する相談に応じるため、「台風19号等被災者のための心の相談ダイヤル」及び「台風19号等被災者のための健康相談ダイヤル」を設置した。</p> <p>○ 厚生労働省委託事業「東電福島第一原発における健康管理の体制整備事業」を受託し、東電福島第一原発に係る事業者、作業員等に対し、健康相談や産業保健に係る研修会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口設置回数 69回 ・ 研修会開催回数 16回 <p>【産業保健に造詣の深い精神科医、カウンセラー等による相談体制の整備】</p> <p>メンタルヘルス対策や過重労働による健康障害等への対応、治療と仕事の両立支援への対応、法改正への的確な対応等を支援するため、1,151人の産業保健相談員を委嘱し、事業場から専門的な相談に対応する体制の整備に努めた。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

<p>また、地域窓口は産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場（労働者 50 人未満の事業場。以下同じ。）からの労働者の健康管理に関する相談にワンストップサービスとして一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供すること。</p>	<p>また、地域窓口は産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場（労働者 50 人未満の事業場。以下同じ。）からの労働者の健康管理に関する相談について、ワンストップサービスを発揮して一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供する。</p> <p>なお、各地域における相談内容や対応結果については、本部において取りまとめと分析を行い、産業保健総</p>	<p>② 地域窓口は産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場（労働者 50 人未満の事業場。以下同じ。）からの労働者の健康管理に関する相談について、ワンストップサービスを発揮して一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供する。</p>	<p>・地域窓口は、地域の小規模事業場（労働者 50 人未満の事業場。以下同じ。）からの労働者の健康管理に関する相談について、ワンストップサービスを発揮して一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供しているか。</p>	<p>【ストレスチェック制度の円滑な実施のための対応】</p> <p>ストレスチェック制度導入及び実施に係る支援策として、東京、大阪及び福岡の3つの産業保健総合支援センターに専用の電話相談窓口（ストレスチェック制度サポートダイヤル）を引き続き開設し、全国の事業場からの様々な相談に対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談件数 4,146件 <p>【イベント開催時及び研修終了時における相談窓口の設置】</p> <p>イベント開催時、研修終了後に別途相談コーナーを設け、当該イベント、研修のテーマに関連した質問、又はそれ以外の幅広い相談に応じることにより、利用者の利便性の向上及び相談件数の増を図った。</p> <p>○ 産業保健総合支援センター（47か所）、治療就労両立支援センター（9か所）、労災病院（28か所）が連携する形で両立支援相談窓口を設置し、がん等の患者（労働者）だけでなく、事業者、産業保健スタッフ等からの相談に対応（相談件数3,734件）した。</p> <p>労災病院以外の医療機関（がん診療連携拠点病院等）にも両立支援（出張）相談窓口を設置（187医療機関【対前年度67医療機関増】）し、同様の相談に対応（相談件数2,954件【対前年度1,634件増】）した。</p> <p>○ 登録産業医による健康診断実施後の意見陳述や登録産業医・登録保健師等による地域の小規模事業場からの労働者の健康管理に関する相談、長時間労働者や高ストレス労働者に対する面接指導等の実施などに適切に対応し、また、利用者の利便性、きめ細やかなサービスを実施するため以下の取組を実施した。</p> <p>【ワンストップサービス機能の発揮】</p> <p>小規模事業場等の利用者の利便性を向上するため、相談内容に応じて産業保健総合支援センターと地域窓口が密接に連携して、利用者に対して迅速・的確に総合的な対応をした。</p> <p>－ワンストップサービスの具体的事例－</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域窓口に対するメンタルヘルス対策のための職場体制整備に関しての支援申込について、産業保健総合支援センターからメンタルヘルス対策促進員を派遣し対応を行った。 地域窓口に対する治療と仕事の両立支援に係る相談について、産業保健総合支援センターから両立支援促進員を派遣し対応を行った。 産業保健総合支援センターに対する企業より禁煙指導についての依頼を受け、地域窓口から保健師を当該企業に派遣し対応を行った。 <p>【積極的な周知・勧奨】</p> <p>労働基準監督署を始めとする地域の関係団体が開催するセミナー等を活用して、積極的な周知・利用勧奨に努めた。</p>		
--	--	---	---	---	--	--

<p>産業保健総合支援センター及び地域窓口における相談対応件数は、中期目標期間中で計 12 万 2600 件以上とすること。</p>	<p>合支援センターと情報共有して業務の改善等に活用する。</p> <p>中期目標期間の各年度において、産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談件数の実績を併せて 12 万 2600 件以上実施する。</p>	<p>①及び②の取組により、12 万 2600 件以上の相談を実施するとともに、各地域における相談内容や対応結果については、本部において取りまとめと分析を行い、産業保健総合支援センターと情報共有して業務の改善等に活用する。</p>	<p>・12 万 2600 件以上の相談を実施するとともに、各地域における相談内容や対応結果については、本部において取りまとめと分析を行い、産業保健総合支援センターと情報共有して業務の改善等に活用しているか。</p>	<p>こうした取組により相談件数の増を図り、令和元年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 2 月以降における対面による相談業務の実施が困難である状況のなか、延べ 136,346 件（達成度 111.2%）の相談に対応し、年度計画に定める目標以上の件数を達成した。</p> <p>また、各地域における相談内容等については全国的な傾向も含め、本部で取りまとめと分析を行い、各産業保健総合支援センターとの情報共有を図った。</p> <p>—産業保健総合支援センター及び地域窓口における相談のとりまとめ—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談が多い項目は「①職場におけるメンタルヘルス対策、②健康管理、③ストレスチェック制度」が非常に多い。逆に少ないのは「石綿による健康障害防止、粉じん防止対策」となっている。 ・ 業種別では「①医療・福祉、②製造業、③サービス業（その他）」からの相談申請が多い。逆に少ないのは「不動産業、飲食・宿泊業」となっている。 ・ 事業場規模別では、50 人未満が圧倒的に多く、次に 100～299 人の事業場からの相談が多い。 <p>⇒ 相談のとりまとめから、各センターの「登録産業医一人当たりの業務量」や「労働者 10 万人当たりの監督署管内の需要」を算出し、他センターと比較することで、登録産業医の業務量が適切であるか、意見聴取や面接指導の対象者はどれくらいいるかの情報提供を行い、業務の改善等への活用を指示した。</p>											
<p>ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実</p> <p>限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進めること。</p> <p>具体的には、真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、総括産業医を選任する小規模事業</p>	<p>ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実</p> <p>地域窓口に対する小規模事業場からの支援ニーズは今後も拡大していくものと想定されることから、限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、地域窓口の運営協議会での議論を踏まえ、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点</p>	<p>ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実</p> <p>限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、総括産業医がいる小規模事業場は支援対象に含めない、地域窓口の運営協議会での議論を踏まえ、支援すべき事項について優先順位を付ける</p>	<p>・ 支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進めているか。</p> <p>・ 登録産業医について、地域の医師会の協力を得ながら拡充するとともに、登録保健師の拡充に取り組んでいるか。</p>	<p>ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実</p> <p>「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」（平成 30 年 3 月 29 日付け基安労発 0329 号第 1 号）に基づき、地域産業保健センター事業の支援対象には総括産業医がいる小規模事業場は含めないこととし、また、運営協議会等での議論を踏まえ、小規模事業場の中でも新規事業場を優先的に支援する等、取組の重点化及び効率化に取り組んだ。</p> <p>また、地域の医師会や看護協会・日本産業衛生学会産業看護部会・日本産業保健師会の都道府県支部に協力を依頼するなど登録産業医、登録保健師の拡充にも積極的に取り組んだ。</p> <p>登録産業医、登録保健師の推移（単位：人）</p> <table border="1" data-bbox="1151 1514 1685 1650"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録産業医</td> <td>8,465</td> <td>8,724</td> </tr> <tr> <td>登録保健師</td> <td>360</td> <td>356</td> </tr> </tbody> </table>		平成 30 年度	令和元年度	登録産業医	8,465	8,724	登録保健師	360	356		
	平成 30 年度	令和元年度													
登録産業医	8,465	8,724													
登録保健師	360	356													

<p>場は支援対象に含めないこと。</p>	<p>化及び効率化を進める。</p> <p>具体的には、真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、総括産業医がいる小規模事業場は支援対象に含めない。</p> <p>また、支援ニーズの拡大に備え、事業場の個別訪問による産業保健指導・支援を行う登録産業医について、地域の医師会の協力を得ながら拡充する。あわせて、産業保健に知見のある登録保健師の拡充にも取り組む。</p>	<p>等、取組の重点化及び効率化を進める。</p> <p>また、事業場の個別訪問による産業保健指導・支援を行う登録産業医について、地域の医師会の協力を得ながら拡充するとともに、産業保健に知見のある登録保健師の拡充に取り組む。</p>				
<p>エ 産業保健関係助成金の充実及び活用促進</p> <p>小規模事業場を対象とした産業保健関係助成金の充実に向け、現場のニーズを踏まえた事業案を検討し、その活用の促進を図ること。</p>	<p>エ 産業保健関係助成金の充実及び活用促進</p> <p>小規模事業場を対象とした産業保健関係助成金の充実に向け、現場のニーズを踏まえた事業案を検討する。また、既存の産業保健関係助成金の活用促進に向け、申請手続きの改善等について検討す</p>	<p>エ 産業保健関係助成金の充実及び活用促進</p> <p>小規模事業場を対象とした産業保健関係助成金の充実に向け、現場のニーズを踏まえた事業案を検討するとともに、既存の産業保健関係助成金の活用促進に向け、申請手続きの改善等について検討す</p>	<p>・現場のニーズを踏まえた事業案を検討するとともに、既存の産業保健関係助成金の活用促進に向け、申請手続きの改善等について検討しているか。</p>	<p>エ 産業保健関係助成金の充実及び活用促進</p> <p>現場のニーズを踏まえた事業案を検討し、平成31年4月に「治療と仕事の両立支援助成金」の<環境整備コース>及び<制度活用コース>を新設し、既存の助成金とともにリーフレットの作成、ホームページによる周知等により活用促進を図った。また、産業保健関係助成金の申請手続きについて、関係規程や手引き等の改善を検討した。</p>		

<p>【目標設定等の考え方】</p> <p>産業保健総合支援センター及び地域窓口のワンストップサービス機能の強化の観点から、両者の平成29年度実績（4万2640＋7万3549件＝11万6189件）の概ね5%増である12万2600件を第4期中期目標期間の目標として設定した。</p> <p>（3）メンタルヘルス対策の推進</p> <p>事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、支援体制を整備すること。</p> <p>また、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する上で、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及が効果的であるので、研修の実施に当たっては、この点に配慮すること。</p>	<p>る。</p> <p>（3）メンタルヘルス対策の推進</p> <p>事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、支援体制を整備する。</p> <p>また、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する上で、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及が効果的であるので、研修の実施に当たっては、この点に配慮する。</p>	<p>る。</p> <p>（3）メンタルヘルス対策の推進</p> <p>事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、メンタルヘルス対策促進員の充実に、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及に向けて産業保健関係者等を対象とした研修を実施する。</p>	<p>・事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、メンタルヘルス対策促進員の充実に、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及に向けて産業保健関係者等を対象とした研修を実施しているか。</p>	<p>（3）メンタルヘルス対策の推進</p> <p>○ メンタルヘルス対策促進員を令和元年度に新たに14人委嘱し、充実を図った（計472人）。</p> <p>○ ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及に向けた研修を令和元年度は246回実施した。</p> <p>-職場環境改善の実践及び実践例の普及に向けた研修の具体例-</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ストレスチェックの結果を集団分析し、職場環境改善を行う必要があることは認識しているが、「何から始めたらよいかわからない」という声に対応するため、『これからは始める職場環境改善～スタートのための手引き～』に基づいた研修会を実施した。 		
---	--	---	--	---	--	--

<p>(4) 産業保健活動総合支援事業の利用促進</p> <p>ア 産業保健活動総合支援事業に対する市場ニーズ調査の実施等</p> <p>これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用すること。</p> <p>イ インターネットの利用等による情報提供</p> <p>インターネットその他の方法により、産業保健に関する情</p>	<p>(4) 産業保健活動総合支援事業の利用促進</p> <p>ア 産業保健活動総合支援事業に対する市場ニーズ調査の実施等</p> <p>産業保健総合支援センター、地域窓口の利用を促進するため、従来行ってきた利用者アンケートに加え、これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用する。</p> <p>イ インターネットの利用等による情報提供</p> <p>産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ、メールマガ</p>	<p>(4) 産業保健総合支援センター事業の利用促進</p> <p>ア 産業保健総合支援センター事業に対する市場ニーズ調査の実施等</p> <p>産業保健総合支援センター、地域窓口の利用を促進するため、アンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用する。</p> <p>また、従来行ってきた利用者アンケートに加え、これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリング等について方法を検討する。</p> <p>イ インターネットの利用等による情報提供</p> <p>産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ、メールマガ</p>	<p>・産業保健総合支援センター、地域窓口の利用を促進するため、アンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用しているか。</p> <p>・従来行ってきた利用者アンケートに加え、これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリング等について方法を検討しているか。</p> <p>・産業保健関係者に対し、情報発信に努めるとともに、労働者</p>	<p>(4) 産業保健総合支援センター事業の利用促進</p> <p>ア 産業保健総合支援センター事業に対する市場ニーズ調査の実施等</p> <p>産業保健総合支援センター及び地域窓口の利用に関するアンケート調査については、外部の有識者を招聘した検討会を計3回開催の上センター利用者調査とセンター利用者以外調査として、令和元年9月～12月に実施した。</p> <p>また、事業者団体や労働組合等を対象としたヒアリングについても同時期に実施した。</p> <p>アンケート及びヒアリング結果では、「健診結果の医師の意見聴取」、「産業保健研修」について今後も高いニーズがあると考えられる。</p> <p>センターの利用経験及び認知度については、直近3年間で大きな変化はみられず、特に利用者以外調査において、「利用したことはないし、知らない」の回答が5割弱を占める状況であることから、調査票と共にセンターの事業案内やパンフレットを同封して、認知度向上に向けた取組は次年度以降も引き続き実施していく予定であるが、センターの認知度向上に向けた更なる対策も検討していく。</p> <p>イ インターネットの利用等による情報提供</p> <p>研究成果、結果等も紹介している産業保健情報誌「産業保健21」の発行に加え、産業保健に係る最新情報のホームページ掲載、治療と仕事の両立支援、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策関連情報などの最新情報や専門的研修等の事業案内を掲載したメールマガジンの配信などを積極的に行っている。</p>		
--	--	---	---	--	--	--

<p>報、治療就労両立支援モデル事業の成果、労働安全衛生総合研究所等を含む機構の研究成果等について情報発信を進めること。</p>	<p>ジン、動画等により利便性の向上に努め、産業保健に関する情報、治療就労両立支援モデル事業の成果、安衛研等を含む機構の研究成果等について情報提供を行う。</p> <p>また、事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等を行うとともに、労働者に対する効果的な情報提供について専門家の助言を得るなどして積極的に取り組む。</p>	<p>ジン等により産業保健に関する情報、治療就労両立支援モデル事業の成果、安衛研等を含む機構の研究成果等に関する情報も含め情報発信に努めるとともに、労働者に対する効果的な情報提供については専門家の助言を得るなどして積極的に取り組む。</p> <p>また、事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等についても情報提供を行う。</p>	<p>に対する効果的な情報提供については専門家の助言を得るなどして積極的に取り組んでいるか。</p> <p>・事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等についても情報提供を行っているか。</p>	<p>また、企業、医療機関における治療と就労の両立支援の取組の普及促進を効果的に図り、両立支援の内容、その重要性を周知するため、治療と仕事の両立支援に係る情報を集約した両立支援ポータルサイトの充実を図るとともに、漫画キャラクター「サラリーマン金太郎」が中小企業の社長となり、がんに罹患した部下を支え共に働くために両立支援制度の導入に奔走するリーフレット及びポスターを作成し、がん診療連携拠点病院などの医療機関、労働局、産業保健総合支援センターなどに700,000枚配布するとともに、当機構ホームページ上に公開した。</p> <p>更に、芸能人（のん）による産業保健総合支援センターや地域窓口を紹介する動画をYouTubeで配信し、令和2年3月からは専門家の助言を得て作成したデジタルサイネージ（電子掲示板）で駅構内や電車内等で情報提供を行った。</p> <p>こうした積極的な広報により、専門研修等の活動が地元テレビや地元新聞等に取り上げられている。</p> <p>◆ 主な広報実績事案：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NHK 日常生活上すぐに取り入れられる腰痛予防について 腰痛予防対策Ⅰ ・ 山陰中央新報社 治療と仕事の両立を支援 広がる支援促進員の出張サポート ・ 静岡放送 企業、病院、産保センターのそれぞれで実施している両立支援に関する取組について ・ 北陸放送 新入社員を迎えるためのメンタルヘルス対策 ・ 埼玉新聞・テレビ埼玉 「災害時のこころのケア」学ぶ講演会 ・ 月刊fu メンタルヘルスのととのえ方 等 <p>また、事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等についても積極的にホームページへの掲載やメールマガジンの配信等により情報提供を行った。</p> <p>－事業者に対する国の施策の広報、啓発の具体例－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の改正について（平成31年4月1日付け基発0401第42号、雇均発0401第37号） ・ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（平成31年4月10日付け基発0410第12号） ・ 保健衛生業及び陸上貨物運送事業に対する腰痛予防対策講習会の周知について（令和元年5月29日付け基安労発0529第2号） ・ 令和元年度（第70回）全国労働衛生週間に関する協力依頼について（令和元年7月11日付け厚生労働省発基安0711第1号） ・ 8月以降における熱中症予防対策の徹底について（令和元年8月2日付け基安労発0802第2号） ・ 「職場の健康診断実施強化月間」に実施に関する協力依頼について（令和元年8月23日付け基安発0823第4号） ・ 情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて（令和元年7月12日付け基発0712第3号、令和元年8月23日付け基発0823第2号） 		
--	--	---	---	---	--	--

<p>(5) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握</p>	<p>(5) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握</p> <p>以下の取組により、小規模事業者を含む地域の事業者ニーズの的確な把握に努め、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保される</p>	<p>(5) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握</p> <p>以下の取組により、小規模事業者を含む地域の事業者ニーズの的確な把握に努め、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保される</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ VDT作業に係る労働衛生教育の推進について」の一部改正について (令和元年10月11日付け基発1011第4号) ・ 放射線業務従事者等に対する線量測定等の徹底及び眼の水晶体の被ばくに係る放射線障害防止対策の再周知について (令和元年11月1日付け基安発1101第1号) ・ 変異原性が認められた化学物質の取扱いについて (令和元年11月22日付け基発1122第9号) ・ 労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件の適用について (令和元年12月5日付け基発1205第1号) ・ 有害物ばく露作業報告制度の周知徹底について (令和元年12月5日付け基安発1205第2号) ・ 変異原性が認められた化学物質の取扱いについて(追加) (令和元年12月17日付け基発1217第2号) ・ 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部を改正する省令の施行について (令和元年12月26日付け基発1226第84号) ・ 労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する件等の周知について (令和2年2月7日付け基発0207第2号) ・ 新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について(要請) (令和2年3月31日付け基安発0331第2号) <p>(5) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握</p>		
---	--	--	--	---	--	--

<p>研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保すること。</p> <p>また、研修、相談又は指導を行った産業保健関係</p>	<p>よう、更なる事業の充実・強化等を図る。</p> <p>ア 産業保健活動の質及び利便性の向上を図るため研修、相談の利用者にアンケートを実施し、その内容を分析し更なる向上に努め、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保する。</p> <p>イ 研修、相談又は指導を行った産業保健関係</p>	<p>よう、更なる事業の充実・強化等を図る。</p> <p>ア 産業保健活動の質及び利便性の向上を図るため研修、相談の利用者にアンケートを実施し、その内容を分析し更なる向上に努め、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保する。</p> <p>イ 研修、相談又は指導を行った産業保健関係</p>	<p>・産業保健活動の質及び利便性の向上を図るため研修、相談の利用者にアンケートを実施し、有益であった旨の評価を90%以上確保しているか。</p> <p>・研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及</p>	<p>○ 産業保健総合支援センター及び地域窓口が行う専門的研修及び相談に対する利用者への評価を図るため、研修終了時又は相談対応の際にアンケートを実施した。アンケート結果については、研修利用者から有益であった旨の評価93.6%、相談利用者から有益であった旨の評価が95.5%といずれも高い評価を得た。</p> <p>ー主な評価理由ー</p> <p>○ 専門的研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 働き方改革以後の産業医の立ち位置の説明があり、有意義でした。また、職場の安全衛生管理の体制の見直しや整備を行うため、大変参考になった。 ・ ストレスチェックの集団分析が職場環境の改善、生産性の向上に繋がるということを知ることができた。 ・ ハラスメントについて、考え方や対応がだいぶ整理できた。職場の研修等で今後活かしていきたい。 ・ 職場巡視はどのようなところにポイントを置いていったら良いか悩んでいたところなので、実際の写真が挙げられていたところは分かりやすく、今後の参考にしたいと思います。 ・ 働き方改革の背景についても説明いただき分かりやすかった。労働基準法の改正についても分かりやすく説明いただき勉強になった。 ・ 産業看護職としての具体的な対応を教えてもらえて良かった。 <p>○ 相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者の自殺にショックを受けた労働者に周囲の社員が接する際の対応方法等について助言を頂き、今後何をすればよいか分かりました。 ・ 健康診断結果について医師の意見聴取の際、報告と一緒に資料を同封して頂いており、わかりやすい資料で健康管理の上で役立っております。 ・ 書籍で調べてもわからなかったため、今回のように外部の専門的な機関の中立的な助言が得られたことが有益でした。 ・ うつ病にかかった社員への対処方法についての的確なアドバイスをいただき、また、関係方面に連絡いただくなど、今後において取るべき方向性が見え、非常に有意義な相談となった。 ・ 健康診断の結果で分からない部分について専門的視点でアドバイスをいただけて実際に命を救われるほどの検診につながった。 ・ 質問に対する解答だけでなく、関係する様々な資料や情報も提供してもらい大変参考になった。 <p>○ 研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対して、産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握・評価するためのアウトカム調査については、令和元年9月～12月に実施した。有効回答のうち、具体的な改善事項があ</p>		
--	---	---	---	---	--	--

<p>係者及び事業者等に対してアウトカム調査を実施し、有効回答のうち80%以上につき具体的な改善事項が見られるようにすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>平成29年度実績（研修受講者93.9%及び相談利用者94.7%）を踏まえ、第4期中期目標期間の目標として設定した。</p> <p>また、具体的な改善事項がみられる割合についても、平成29年度実績（84.3%）を踏まえ、第4期中期目標期間の目標として設定した。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」</p>	<p>者及び事業者等に対して、産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握するためのアウトカム調査を実施し、有効回答のうち80%以上について具体的に改善事項が見られるようにする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる向上を図る。</p>	<p>者及び事業者等に対して、産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握するためのアウトカム調査を実施し、有効回答のうち80%以上について具体的に改善事項が見られるようにする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる向上を図る。</p>	<p>び事業者等に対して、アウトカム調査を実施し、有効回答のうち80%以上について具体的に改善事項が見られるようにしているか。</p> <p>・同調査の結果を分析し、事業の更なる向上を図っているか。</p>	<p>るとした旨の回答は、84.3%と、高い割合で改善が見られることが分かった。</p> <p>なお、実施に当たっては、平成30年度の結果を踏まえ、調査項目等の検討を行うため外部の有識者を招聘した検討会を計3回開催した。</p>		
---	---	---	---	--	--	--

<p>(平成25年12月24日閣議決定)</p> <p>において、産業保健活動への効果的な支援を図るために、産業保健三事業を一元化して、労働者健康安全機構が事業を実施すること等が求められており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすため。</p> <p>【難易度：高】</p> <p>小規模事業者を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、産業保健活動総合支援事業の充実・強化等の見直しを行うことが必要であり、また、その際、当該事業を推進する上で不可欠である地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるように連携を強化していくことも求められており、</p>							
---	--	--	--	--	--	--	--

<p>難易度が高い。</p> <p>また、疾病を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者及び労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となり、難易度が高い。</p>						
--	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6	治療就労両立支援事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 働き方改革実行計画 第3期がん対策推進基本計画	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1号 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 政府が推進する働き方改革実行計画の実現に当たっては、会社の意識改革と受入れ体制の整備並びに主治医、会社、産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制構築の推進を図り、労働者の健康確保、継続的な人材の確保及び生産性の向上を実現することが必要であるため。 【難易度：高】 治療と仕事の両立を推進するため、経営責任者、管理職等の意識改革や両立を可能とする社内制度の整備を促すことに加え、トライアングル型のサポート体制を構築するため、企業、医療機関、労働者等の多くの関係者による連携を強化していく必要があるところ、中小企業での両立支援の困難性、企業と医療従事者との情報共有不足等の課題が存在するため難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0453-03

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援した雇患者の有用度（計画値）	支援した雇患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る	—	80.0%					予算額（千円）	1,175,278				
支援した雇患者の有用度（実績値）	—	96.1% （H27-30実績平均）	90.6%					決算額（千円）	1,117,147				
達成度	—	—	113.3%					経常費用（千円）	1,055,547				
								経常利益（千円）	22,689				
								行政コスト（千円）	1,621,335				
								従事人員数（人）	61				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>6 治療と仕事の両立支援の推進</p> <p>疾病等を有する労働者が増加し、治療と仕事の両立支援が重要な課題となる中で、医療機関における当該両立支援に係る実践の経験及び情報を有する機関として一般医療機関における取組をリードしていくことに加え、企業における産業保健活動の取組を支援する機関として、両者に一体的に取り組むことが求められていることを踏まえ、以下のとおり取り組むこと。</p> <p>(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援</p>	<p>6 治療と仕事の両立支援の推進</p> <p>就労年齢の延長に伴い、疾病等を有する労働者が増加し、治療と仕事の両立支援が重要な課題となる中で、医療機関における当該両立支援に係る実践の経験及び情報を有する機関として一般医療機関における取組をリードしていくことに加え、企業における産業保健活動の取組を支援する機関として、両者を一体的に取り組むことが求められていることを踏まえ、以下のとおり取り組む。</p> <p>(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援</p>	<p>6 治療と仕事の両立支援の推進</p> <p>(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>・支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p>	<p>6 治療と仕事の両立支援の推進</p> <p>(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：S</p> <p>治療就労両立支援事業は、経営責任者、管理職等の意識改革や両立支援を可能とする社内制度の整備を促すことに加え、トライアングル型のサポート体制を構築するため、企業、医療機関、労働者等の多くの関係者による連携を強化していく必要があるところ、中小企業での両立支援の困難性、企業と医療従事者との情報共有不足等の課題が存在するため、実施そのものの難易度が高い上、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月に予定されていた両立支援コーディネーターの養成のための研修が中止となったなか、過去最大数の両立支援コーディネーターを養成し、国の政策に大きく貢献するなど、以下のと</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

<p>の推進</p> <p>労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら対応するとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者へのきめ細やかな支援を行うこと。なお、両立支援の実践に当たっては、対象疾病の拡大を図っていくことに留意すること。</p> <p>両立支援の実践において収集した事例について、これを分析することで両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行うこと。</p> <p>機構が作成した治療と就労の両立支援マニユ</p>	<p>の推進</p> <p>適切な対応を行えば就労継続が可能であるにもかかわらず、患者が治療に専念する必要があると考えると、自ら就労継続を断念する等の課題が生じていることから、労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら対応するとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者へのきめ細やかな支援を行う。なお、両立支援の実践に当たっては、対象疾病の拡大を図っていくことに留意する。</p> <p>両立支援の実践において収集した事例につい</p>	<p>の推進</p> <p>労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対し診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら支援を行うものとし、これまでのモデル事業4疾病に限定せず対象疾病の拡大を図りながら、以下のとおり取り組む。</p>	<p>・これまでのモデル事業4疾病に限定せず対象疾病の拡大を図りながら、取り組んでいるか。</p>	<p>労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、中期計画に定めた治療と仕事の両立支援を着実に実施するため、がん、糖尿病、脳卒中（リハ）、メンタルヘルスの4疾病に限定せず対象疾患の拡大を図り、全ての疾病を対象として次のような取組を実施した。</p>	<p>おり所期の目標を上回る顕著な成果をあげている。</p> <p>・円滑な職場復帰や治療と仕事の両立支援に必要な人材を育成し、その人材による両立支援の実践と事例収集、そこから得られた各種知見の普及・展開という一貫した医療の提供や支援は、他の研究機関では成し得ないものである。こうした中、「雇患者の有用度」を設定し、達成度113.3%となった。</p> <p>・両立支援コーディネーター養成人数は、数値目標の設定はないものの、平成29年3月に政府が決定した「働き方改革実行計画」における2020年度までに両立支援コーディネーター2,000人養成目標については、2年前倒しして平成30年度にすでに達成しているが、令和元年度においては、過去最大の1,813人を養成し、合わせて4,129人と政府方</p>	
---	---	--	---	---	--	--

<p>アルについて、新たに収集した事例や企業における課題等の分析及び評価を行い、労災指定医療機関等及び事業場に普及すること。</p>	<p>ては、これを分析することで両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行う。</p> <p>医療機関向けマニュアル（平成29年作成）については、新たに収集した事例や企業における課題等の分析及び評価を行い、更新してその充実を図り、これらの成果を研修会の開催、産業保健総合支援センターとの連携による各種講演会やセミナー等を通じて、労災指定医療機関等及び事業場に普及する。</p> <p>ア 支援事例の収集及び分析</p> <p>治療就労両立支援センターにおいて、両立支援データベース等を活用する等により、反復・継続して治療が必要となる疾病等の罹患者に対して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームによる</p>	<p>ア 支援事例の収集及び分析</p> <p>両立支援マニュアルを活用して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行う。</p>	<p>・両立支援マニュアルを活用して、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行っているか。</p>	<p>ア 支援事例の収集及び分析</p> <p>第3期中期目標期間までの4疾病に限定せず対象疾病を全ての疾病に拡大を図りながら、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、1,131件（対前年度比：138.7%）の職場復帰や治療と仕事の両立支援を実施し、事例収集を行った。事例収集においては、全疾病共通の同意書、同意撤回書、説明書を作成し行った。</p> <p>また、支援事例の収集及び分析を目的として、両立支援データベースシステムを構築した。（令和2年4月稼働）</p>	<p>針に大きく貢献した。</p> <p>・令和2年度年度診療報酬改定において、療養・就労両立支援指導料に係る相談支援加算の施設基準として、両立支援コーディネーター養成研修の修了が必須要件とされるとともに、指導料の対象疾患の拡大や、主治医から事業場への情報提供先が拡充されるなど政策実現に大きく寄与した。</p> <p>・新たな取組として、研修修了者の受講後の活動状況等について研修効果を検証する目的とし、令和元年11月に平成30年7月～平成31年3月開催（全10回）の研修修了者（993人）のうち同意を得た518人を対象にアンケートを実施した。調査結果は、速やかに関係学会等で発表し医療機関等に対して周知した。</p> <p>・がん、糖尿病、脳卒中（リハ）、メンタルヘルスの4疾病に限定せず対象</p>	
--	---	--	---	--	--	--

	<p>職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行う。</p> <p>また、支援事例の分析により得られた新たな知見に基づく新たな支援方法等、両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行う。</p> <p>イ 両立支援マニュアルの更新及び普及</p> <p>両立支援データベースを活用し、支援事例の分析・評価を行って両立支援マニュアルを更新し、労災指定医療機関等への普及を図る。</p> <p>ウ アンケートの実施</p> <p>支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得るとともに、その結果をマニュアルに反映させることによ</p>	<p>イ 事例検討会の実施</p> <p>収集した支援事例をもとに、地域における企業の担当者等を招いた形での事例検討会を実施する。</p> <p>ウ 両立支援マニュアルの更新及び普及</p> <p>収集した支援事例及び支援事例の分析・評価等を行った上、平成28年度に作成した医療機関向けマニュアルを両立支援マニュアルに更新する。更新したマニュアルは研修会やセミナー等を通じて普及を図る。</p> <p>エ アンケートの実施</p> <p>支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得るとともに、これらを分析することで両立支援に資する医療</p>	<p>・収集した支援事例をもとに、地域における企業の担当者等を招いた形での事例検討会を実施しているか。</p> <p>・収集した支援事例及び支援事例の分析・評価等を行った上、更新したマニュアルは研修会やセミナー等を通じて普及を図っているか。</p> <p>・支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得るとともに、これらを分析することで両立支援に資する医療</p>	<p>イ 事例検討会の実施</p> <p>令和2年2月7日に広島県において、治療就労両立支援センターや産業保健総合支援センターが参画する広島県地域両立支援推進チームが中心となって、地域における企業の担当者、両立支援コーディネーター研修修了者、医療機関での相談業務担当者等が参加した事例検討会を開催した。</p> <p>ウ 両立支援マニュアルの更新及び普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両立支援の現場でより活用しやすい内容とするため、4疾病の中核的施設を中心に、医療機関向けマニュアル4冊（4疾病）を、全ての疾病に対応した1冊の「両立支援コーディネーターマニュアル」に更新した。更新したマニュアルについては、令和2年度に印刷し、両立支援コーディネーター基礎研修のテキストとして使用する予定。 ・更新前の医療機関向けマニュアルについては、両立支援コーディネーター基礎研修のテキストや産業保健総合支援センターと連携した講習会で活用したほか、関係する185機関宛てに配布し、広く普及を図った。 <p>エ アンケートの実施</p> <p>治療と仕事の両立支援対象者のうち、支援が終了した者に対してアンケートを実施した結果、令和元年度のアンケート回答者の90.6%から有用であった旨の評価を得た。</p> <p>なお、アンケートに記載された両立支援対象者の意見について分析し、今後のより良い両立支援に資する医療提供のあり方を検討するため、治療就労両立支援センターへフィードバックした。</p>	<p>疾病の拡大を図りながら、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、1,131件（対前年度比：138.7%）の職場復帰や治療と仕事の両立支援を実施し、事例収集を行った。</p> <p>・両立支援の現場でより活用しやすい内容とするため、医療機関向けマニュアル4冊（4疾病）を1冊にまとめ、全ての疾病に対応した「両立支援コーディネーターマニュアル」に更新した。</p> <p>・主治医、会社、産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制構築を推進するため、1,813人の両立支援コーディネーターを養成したことに加え、産業保健総合支援センターと労災病院に併設の治療就労両立支援センター等が連携し企業との連絡調整等に対する支援を着実に実施し、企業と医療従</p>	
--	--	--	--	---	---	--

<p>(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援</p> <p>産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに③労働者と企業との間の個別調整支援を円滑かつ適切に実施すること。</p>	<p>り、質の向上を図る。</p> <p>(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援</p> <p>産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに③労働者と企業との間の個別調整支援を円滑かつ適切に実施すること。</p> <p>この実施に当たり、上記(1)の取組の成果も踏まえ、産業保健総合支援センターと労災病院に併設の治療就労両立支援センター等が連携し、企業との連絡調整等に対する支援を行う。また、地域の医療機関との連携・協力関係を構築し、医療機関における企業と連携した両立</p>	<p>提供のあり方についての検討に活用する。</p> <p>(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援</p> <p>産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに③労働者と企業との間の個別調整支援を円滑かつ適切に実施すること。</p> <p>また、産業保健総合支援センターと労災病院に併設の治療就労両立支援センター等が連携し、企業との連絡調整等に対する支援を行うとともに、地域の医療機関との連携・協力関係を構築し、医療機関における企業と連携した両立支援の取組の推進を図る。これらの実施、取組</p>	<p>提供のあり方についての検討に活用しているか。</p> <p>・産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに③労働者と企業との間の個別調整支援を円滑かつ適切に実施したか。</p> <p>また、治療就労両立支援センター等と連携し、両立支援の取組の推進を図り、両立支援促進員等による支援体制の充実を図っているか。</p>	<p>(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援</p> <p>産業保健総合支援センターにおいて、事業者向けの両立支援啓発セミナーを実施するとともに、企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、労働者と企業との間の個別調整支援を適切に実施した。</p> <p>【産業保健総合支援センターにおける治療と仕事の両立支援に係る実績】(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="1145 720 1804 905"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発セミナー</td> <td>247</td> </tr> <tr> <td>専門的相談</td> <td>6,688</td> </tr> <tr> <td>個別調整支援</td> <td>437</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、産業保健総合支援センター(47か所)、治療就労両立支援センター(9か所)、労災病院(28か所)が連携する形で両立支援相談窓口を設置し、がん等の患者(労働者)だけでなく、事業者、産業保健スタッフ等からの相談に対応(相談件数3,734件)した。</p> <p>労災病院以外の医療機関(がん診療連携拠点病院等)にも両立支援(出張)相談窓口を設置(令和元年度187医療機関。対前年度67医療機関増)し、同様の相談に対応(相談件数2,954件)した。その結果、両立支援に関する相談件数は6,688件(前年度比140.5%)となった。</p> <p>治療と仕事の両立支援に携わる産業保健専門職、両立支援促進員等による支援体制の充実にむけ、両立支援促進員の増員を図る(令和元年度336人対前年度55人増)とともに、コーディネーター基礎研修、応用研修だけでなく令和元年9月24日に両立支援促進員会議を実施し、「両立支援促進員のための事業場における治療と職業生活の両立支援の手引き(平成29年7月発行)」の見直しを行っている。</p>		令和元年度	啓発セミナー	247	専門的相談	6,688	個別調整支援	437	<p>事者との情報共有不足等の課題に対応したことにより、国の政策に大きく寄与した。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	
	令和元年度													
啓発セミナー	247													
専門的相談	6,688													
個別調整支援	437													

<p>(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成</p> <p>治療と仕事の両立を推進するにあたり、両立支援コーディネーターには、医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識等を身に付け、患者、主治医、会社等のコミュニケーションのハブとして機能することが期待されている。こうした人材を効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すため、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するととも</p>	<p>支援の取組の推進を図る。</p> <p>この取組の推進のため、産業保健総合支援センターにおける両立支援促進員等による支援体制の充実を図る。</p> <p>(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成</p> <p>治療と仕事の両立を推進するにあたり、働き方改革実行計画において、主治医、会社・産業医と、患者に寄り添う両立支援コーディネーターによるトライアングル型のサポート体制を構築することとされており、特に両立支援コーディネーターには、医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識等を身に付け、患者、主治医、会社等のコミュニケーションのハブとして機能することが期待され、こうした人材を効果</p>	<p>の推進に当たり、両立支援促進員等による支援体制の充実を図る。</p> <p>(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成</p> <p>働き方改革実行計画に基づき全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指し、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を実施するとともに、事例の共有化を図り、更なるコーディネートの能力向上を図るための応用研修を実施する。この際、研修の質を担保するため、受講者アンケートを実施する。</p>	<p>・全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指し、両立支援コーディネーター養成のための基礎研修を実施するとともに、更なるコーディネートの能力向上を図るための応用研修を実施したか。</p>	<p>(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 働き方改革実行計画に基づき全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指し、両立支援コーディネーター養成のための基礎研修を、合計29回（前年度比14回増）開催し、1,813人（前年度比113人増）に受講修了証を交付した（うち91.0%は当機構以外の方）。開催地は、平成30年3月の厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達の「各都道府県での実施」を踏まえ、令和元年度は26都道府県（前年度比16道県増）にて開催した。受講者は医療機関関係者、企業関係者等様々な職種に対して幅広く養成した。受講者へアンケートを行った結果、理解度（研修内容が理解できたか）は80.1%、有用度（研修内容が今後の業務に役にたつ）は80.4%であった。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、受講予定者のキャンセル（福岡：25人）や、令和2年2月に開催を予定していた2会場（東京：100人予定、大阪：70人予定）は中止と、当初の予定どおり開催できていれば、令和元年度単年度だけで2,000以上のコーディネーター養成が見込まれた。 働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）における2020年度（令和2年度）までに両立支援コーディネーター2,000人養成という目標については、2年前倒しして平成30年度にすでに達成しているが、令和元年度においては、養成した1,813人と合わせて累計4,129人を養成し、政府方針に大きく貢献した。 事例の共有化を図り、更なるコーディネートの能力向上を図るため、基礎研修を修了し医療機関で業務に従事する方を対象として、応用研修を2回（令和元年10月15日神奈川・令和元年11月18日大阪）開催し、合わせて98人が受講した。受講者へアンケートを行った結果、理解度（研修内容が理解できたか）は97.7%、有用度（研修内容が今後の業務に役にたつ）は96.6%であった。 基礎研修及び応用研修のアンケート結果については、研修の質を担保するため研修講師に情報提供した。 令和2年度年度診療報酬改定において、当機構の研究成果である両立支援コーディネーターの有用性が評価され、療養・就労両立支援指導料に係る相談支援加算の施設基準として、両立支援コーディネーター養成研修の修了が必須要件とされた（従来は「研修を修了したことが望ましい。」）。 <p>また、対象疾患の拡大や、主治医からの情報提供先として、産業医に限らず、総括安全衛</p>		
--	---	---	--	--	--	--

<p>に、両立支援に係る好事例の共有を図り、更なるコーディネートの能力向上を図るための応用研修を実施すること。</p> <p>また、研修の受講修了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、両立支援コーディネーター養成制度の在り方について検討すること。</p>	<p>的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すこととされていることから、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、事例の共有化を図り、更なるコーディネートの能力向上を図るための応用研修を実施する。</p> <p>また、研修の受講修了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、両立支援コーディネーター養成制度の在り方について検討する。</p> <p>事業者、産業医等の産業保健関係者に対する「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」に係る研修を着実に実施する。</p>	<p>また、両立支援コーディネーター養成制度の在り方の検討材料とするため、研修修了者が、どのような実践を行っているか等についての調査を行う。</p> <p>事業者、産業医等の産業保健関係者に対する「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」に係る研修を着実に実施する。</p>	<p>・研修修了者が、どのような実践を行っているか等についての調査を行っているか。</p> <p>・事業者、産業医等の産業保健関係者に対する研修を着実に実施しているか。</p>	<p>生管理者、衛生管理者若しくは安全衛生推進者又は労働者の健康管理を行う保健師への拡充を図った。</p> <p>全国各地の研修修了者の受講後の活動状況等について両立支援コーディネーター養成制度の在り方の検討材料とするため、令和元年9月に平成30年7月～平成31年3月開催（全10回）の研修修了者（993人）のうち同意を得た518人を対象にアンケート調査を実施した。その結果、現在の勤務先は医療機関、企業等に幅広く所属していることが分かった。また、70%以上の方が両立支援業務に関与しており、具体的な業務内容は相談業務が最も多くの割合を占めているという結果が得られた。</p> <p>両立支援コーディネーター基礎研修のみならず、事業者、産業医等の産業保健関係者を対象とした産業保健総合支援センターの研修にて「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」を用い、研修を実施した。</p>		
--	---	--	--	---	--	--

<p>【重要度：高】 政府が推進する働き方改革実行計画の実現に当たっては、会社の意識改革と受入れ体制の整備並びに主治医、会社、産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制構築の推進を図り、労働者の健康確保、継続的な人材の確保及び生産性の向上を実現することが必要であるため。</p> <p>【難易度：高】 治療と仕事の両立を推進するため、経営責任者、管理職等の意識改革や両立を可</p>	<p>これらの取組により、会社の意識改革と受入れ体制の整備を促すとともに、主治医、会社・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制の構築を推進する。</p>										
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>能とする社内制度の整備を促すことに加え、トライアングル型のサポート体制を構築するため、企業、医療機関、労働者等の多くの関係者による連携を強化していく必要があるところ、中小企業での両立支援の困難性、企業と医療従事者との情報共有不足等の課題が存在するため難易度が高い。</p>						
---	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-7	専門センター事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1号 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0453-04

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 平均値 等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
職場・自宅復帰率（医リハ） （計画値）	医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保する。	—	80.0%						予算額（千円）	10,417,387			
職場・自宅復帰率（医リハ） （実績値）	—	91.7% （H26-29 実績平均）	91.6%						決算額（千円）	10,333,170			
達成度	—	—	114.5%						経常費用（千円）	8,882,631			
職場・自宅復帰率（せき損） （計画値）	医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保する。	—	80.0%						経常利益（千円）	△221,391			
職場・自宅復帰率（せき損） （実績値）	—	82.0% （H26-29 実績平均）	88.5%						行政コスト（千円）	13,630,692			
達成度	—	—	110.6%						従事人員数（人）	467			

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等	7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等	7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保する。 <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいて、医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保しているか。 <p>治療開始から職場復帰までの事例収集・分析、継</p>	<p>7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等</p> <p>医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保した。</p> <p>医療リハビリテーションセンター：91.6%</p> <p>総合せき損センター：88.5%</p> <p>両センターでの治療・リハビリテーションを通じた事例収集を行うとともに、次年度以降の支援方法等の研究を行うための検討に着手した。</p> <p>医師や看護師、PT、OTによる各種学会等での発表を行い、研究成果の普及を図った。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>以下のとおり、年度計画等を達成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等においては、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターのいずれについても、主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカーなどが相互に連携して評価等を行い、より一層治療効果が高まったこと、頸椎損傷患者や高齢な患者が増える中、職場・自宅復帰までの一貫したケアを提供したことにより、目標値である医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保することができた。 	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	
<p>重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、効率的な運営に努めるとともに、それぞれ医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保すること。</p> <p>また、治療開始時から日常生活復帰を経て職</p>	<p>医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者（※）の割合をそれぞれ80%以上確保することとし、次のような取組を行う。</p> <p>また、治療開始から職場復帰までの事例収</p>	<p>医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、両センターが有する医学的知見を活用し、対象患者に対して高度・専門的医療を提供することにより、医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保する。</p> <p>また、治療開始から職場復帰までの事例収</p>					

<p>場復帰につながった事例を収集及び分析の上、入院時から職場復帰を見据えた継続的な支援方法等に関する研究を推進し、その成果の普及を図ること。</p> <p>さらに、職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器等の新たな医療技術等の開発及び普及を推進すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>平成26年度から平成29年度までの実績の平均値91.7%（医療リハビリテーションセンター）、82.0%（総合せき損センター）等を踏まえ、80%以上とした。</p>	<p>集・分析、継続的な支援方法等に関する研究の推進と成果の普及に取り組む。</p> <p>【※：医師が医学的に職場又は自宅復帰可能と判断し、患者の希望により、円滑な復帰のため居住地近くの病院へ転院した患者を含む】</p> <p>(1) 医療リハビリテーションセンターの運営</p> <p>医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対</p>	<p>集・分析、継続的な支援方法等に関する研究を行うための検討を行う。</p> <p>(1) 医療リハビリテーションセンターの運営</p> <p>医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対</p>	<p>継続的な支援方法等に関する研究を行うための検討を行っているか。</p> <p>・医療リハビリテーションセンターにおいて、職業リハビリテーションセンターをはじめ関係</p>	<p>(1) 医療リハビリテーションセンターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主治医に加え、関連する診療科の医師、看護師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう努めた。 ・ 退院後のQOL向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などを行った。 ・ 頸椎損傷患者及び高齢な患者が増える中、全国から広く患者を受け入れるとともに、職場・ 	<p>・ 医用工学研究など難易度の高い項目への取組も継続的に実施した。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	
---	---	---	--	--	---	--

し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上を図る観点から、自立支援機器の研究開発の実施及び普及並びに職業リハビリテーションを含めた関係機関との連携強化に取り組む。

（2）総合せき損センターの運営

し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、高度・専門的医療を提供するとともに、職業リハビリテーションセンターをはじめ関係機関との連携強化を図る。
また、患者の状況に応じた他の医療機関への紹介、患者退院後の日常生活に係る指導・相談、三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援システム、自立支援機器などの研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上に取り組む。

（2）総合せき損センターの運営

機関との連携強化を図っているか。
・患者の状況に応じた他の医療機関への紹介、自立支援機器などの研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上に取り組んでいるか。

自宅復帰までの一貫したケアに取り組んだ（令和元年度における県外からの患者受入：リハ入院患者全体の51.1%）。

- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの定期的な合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価を行うとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムの改良を図った。
- ・ なお、国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの連携については、入所者に対して診療、緊急時対応、医療相談などを実施する一方、自院の入院患者が職業リハビリテーションセンターの職場復帰を目的とした技能向上・職種転換訓練などを受けていることから、その連携強化に取り組んだ。
- ・ 患者の職場訪問等、職場との連携や地域障害者センターの面談、職業評価への動向など関係機関等との連携強化を図った。

職業リハビリテーションセンターとの連携状況

区分	平成30年度	令和元年度
運営協議会	1回	1回
職業評価会議	12回	12回
OA講習	5回	7回

以上の取組の結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が91.6%となり、目標を達成した。

医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合

平成30年度	令和元年度
86.7%	91.6%

- ・ 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対する自立支援機器等の研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上に取り組んだ。
- ・ 三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援システムを用いて、患者の自宅平面図の改造案を3DCG化した家屋図やその中で日常生活を行うアニメを作成し、患者が自宅復帰後の生活イメージを高める手助けを行うとともに自宅の改造前に問題点に気づくための支援を行った。（令和元年度 支援実績3件）
- ・ 令和元年7月に、手指に麻痺のある患者向けの「間欠式バルーンカテーテル用自助具」を商品化し、広報活動を行った（商品名「バルるん」）。また、脊髄損傷者の浴室内移動補助機器の商品化に向けて活動を行った。
- ・ 間欠式バルーンカテーテル用自助具を始めとする自立支援機器等について、「国際福祉機器展2019東京」（ブース来訪者数約400人（前年度比約100人増））などへ出展して広報活動を行い、蓄積したノウハウや開発機器などの普及・商品化に努めた。

（2）総合せき損センターの運営

総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫してチーム医療を的確に実施することにより早期に身体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質(QOL)の向上を図る観点から、自立支援機器の研究開発の実施及び普及やせき損患者に関する高度・専門的な知見に係る情報発信に取り組む。

総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療の提供に努める。また、総合せき損センターにおいて実践している高度・専門的医療の手法などに関する研修会を開催するとともに、診断・評価、看護訓練などの事例を紹介した冊子を配布して情報提供に努めるなど、せき損医療に従事する医療スタッフや患者等に対する支援を行うとともに自立支援機器などの研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質(QOL)の向上に

・総合せき損センターにおいて、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療の提供に努めているか。
 ・総合せき損センターにおいて実践している高度・専門的医療の手法などに関する研修会を開催するとともに、診断・評価、看護訓練などの事例を紹介した冊子を配布して情報提供に努めるなど、せき損医療に従事する医療スタッフや患者等に対する支援を行うとともに自立支援機器などの研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質(QOL)の向上に取り組んでいるか。

- ・ 主治医に加え、関連する診療科の医師、看護師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう努めた。
- ・ 総合せき損センターにおいては、西日本一円から、受傷直後の外傷性脊椎・脊髄損傷患者をヘリコプターで受け入れた(実績:令和元年度 23件)。
 また、その分院である北海道せき損センターにおいても、北海道全域から、脊髄損傷患者などをヘリコプターで受け入れ(実績:令和元年度 20件)、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供した。

ヘリコプターによる緊急受入数(単位:件)

区分	平成30年度	令和元年度
緊急受入数	50	43

脊髄損傷の新規入院患者数(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度
脊髄損傷の新規入院患者数	124	131

以上の取組の結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が88.5%となり、目標を達成した。

医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合

30年度	元年度
81.2%	88.5%

- ・ 脊髄損傷の治療に関する最新の知見を発信するための「せき損セミナー」(医師対象)と脊髄損傷患者への看護方法を発信するための「せき損看護セミナー」(看護師対象)を開催した。
- ・ せき損看護セミナーにおいて、事例紹介の冊子を作成し、配布した。
- ・ 医用工学研究室や中央リハビリテーション部などにおいて、脊髄損傷者に対する日常生活の支援活動として、生活機器や住宅改修相談(現地調査を含む。)などの相談・支援活動を行った。
- ・ 車椅子側方移乗補助装置「スライディングボード」を商品化した。
- ・ 3Dプリントを活用した自助具(食事用、タブレット入力用、ひげそり用)の開発を行った。
- ・ 携帯電話操作補助装置を商品化し、当該装置を利用したサービスが福岡県IoT認定制度の認定を受け、展示会(日本作業療法学会展示会場)への出展につながった。
- ・ スライディングボードを始めとする立支援機器等について、「国際福祉機器展 2019」(ブース来訪者数約1260人(前年度比約560人増))などに出席して広報活動を行い、蓄積したノウハウや開発機器などの普及・商品化に努めた。
- ・ 障害のある方や介護の必要な方が利用できる遠隔通報サービスとして、スイッチが作動すればメッセージを送信できるスイッチテレコールの新規開発を行い、テスト品を販売した。
 これらの支援、研究開発、成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質(QOL)

		取り組む。		の向上に取り組んだ。		
--	--	-------	--	------------	--	--

4. その他参考情報						
特になし						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-8	未払賃金立替払事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	賃金の支払の確保等に関する法律第7条 独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第6号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 この事業は、労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0453-05

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
請求書の受付日から支払日までの期間（計画値）	不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を、平均20日以内を維持	—	20.0日						予算額（千円）	78,347			
請求書の受付日から支払日までの期間（実績値）	—	17.0日 （H26-29 実績平均）	16.5日						決算額（千円）	78,958			
達成度	—	—	117.5%						経常費用（千円）	6,635,588			
									経常利益（千円）	538			
									行政コスト（千円）	6,635,588			
									従事人員数（人）	5			

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価												
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価						
				業務実績	自己評価							
II 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項 1 未払賃金の立替払業務の着実な実施 (1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内を維持し、代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。 【目標設定等の	II 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項 1 未払賃金の立替払業務の着実な実施 (1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償 ア 迅速かつ適正な立替払の実施 未払賃金立替払制度は、企業倒産における労働者のセーフティネットとして重要な役割を果たしていることから、迅速かつ適正な立替払を実施するため、請求件数の約7割の証明を行っている破産管財人等への研修会の実施、裁判所への協力要請を行うとともに、	II 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項 1 未払賃金の立替払業務の着実な実施 (1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償 ア 迅速かつ適正な立替払の実施 迅速かつ適正な立替払を実施するため、請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均20日以内を維持するとともに、次の措置を講ずる。 ① 原則週1回の立替払を堅持する。 ② 日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会と	<主な定量的指標> ・請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内を維持する。 <その他の指標> なし <評価の視点> ・迅速かつ適正な立替払を実施しているか。 ・原則週1回の立替払を堅持しているか。 ・日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会との	II 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項 1 未払賃金の立替払業務の着実な実施 (1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償 ア 迅速かつ適正な立替払の実施 未払賃金立替払制度は、企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとしての役割を有していることから、最大限迅速かつ適正な支払に努めた。 この結果、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間は16.5日であり、「平均20日以内」の目標を上回る迅速な支払となった。 支払期間 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>区分</td> <td>平成30年度</td> <td>令和元年度</td> </tr> <tr> <td>支払日数</td> <td>16.3日</td> <td>16.5日</td> </tr> </table> ① 原則週1回の立替払（年間50回）を堅持した。 ② 当制度の円滑な運営への協力を得るため、「日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会」との未払賃金立替払制度に関する定期協議（令和元年11月）にて、制度の現況や問題となっている事項等について協議を行い、本制度への一層の理解を促した。併せて、各弁護士会との研修会の開催協力依頼を行った。当制度の運営に協力が欠かせない司法関係者の多くは必ずしも制	区分	平成30年度	令和元年度	支払日数	16.3日	16.5日	<評定と根拠> 評定：B 以下のとおり、年度計画等を達成している。 ・最大限迅速かつ適正な立替払の支払及び確実な求償に努めた。 ①令和元年度においては、適正かつ効率的な運営を行った結果、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間は16.5日となり、目標を上回る迅速な支払となった。 具体的には、週1回の立替払を堅持するとともに、日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会との協議で本制度への一層の理解を促し、各弁護士会との研修会の開催や地方裁判所への訪問等で司法関係者	評定 <評定に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>
区分	平成30年度	令和元年度										
支払日数	16.3日	16.5日										

<p>【考え方】 前中期目標期間の実績（17.0日）をもとに、立替払請求者の迅速かつ適正な救済を図るため、第3期中期目標期間の目標値である「25日以内」から5日の短縮となる「20日以内」を第4期中期目標期間の目標として設定した。</p>	<p>請求者向けリーフレットの改訂等情報提供の強化を図り、原則週1回払いを堅持して、請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内を維持する。</p>	<p>の定期協議を実施し、各弁護士会との研修会の開催協力依頼や制度の概況等の説明を行う。 各弁護士会との研修会の実施や各地方裁判所の破産再生専門部（係）の訪問により、制度への協力要請を行う。</p> <p>③ 破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士と連携を図り、未払賃金の証明等の業務において留意すべき事項や研修の内容について広く助言を得ることによって、不正受給の防止、審査の迅速化を推進する。</p> <p>④ 大型請求事案に対し、積極的に破産管財人等との打合せや事前調整を行い、効率的な審査を実施する。</p> <p>⑤ 請求者向けリーフレットの改訂等情報提供</p>	<p>連携による各弁護士会との研修会の実施や各地方裁判所の破産再生専門部（係）の訪問により、制度への協力要請を行っているか。</p> <p>・不正受給の防止、審査の迅速化推進のため、立替払制度に造詣と理解が深い弁護士から研修の内容について助言を得ているか。</p> <p>・大型請求事案に対し、効率的な審査を実施しているか。</p> <p>・情報提供の強化を図っているか。</p>	<p>度を十分に理解しているとは言えないため、制度の概要や未払賃金額等の証明時の留意点等を周知するために各弁護士会等との未払賃金立替払制度に関する研修会（平成22年度より開催）を、令和元年度は全国9か所で実施した。 （令和元年度の出席者：弁護士254人含む計333人。22年度からの出席者累計：計111回、弁護士等7,810人） また、各地方裁判所（5地裁）に赴き、当制度の運営状況及び最近の問題点について説明を行うとともに、未払賃金立替払制度の円滑な運営への協力依頼を行った。 （令和元年度の参加者：5地裁、裁判官8人含む計30人。22年度の訪問開始からの参加者累計：最高裁2度、裁判官2人含む計5人、97地裁、裁判官208人含む計772人）</p> <p>③ 不正受給の防止及び審査の迅速化を推進するために、未払賃金立替払業務運営推進委員会を令和元年11月に開催した。破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士と連携を図り、日頃審査を行う上で苦慮している疑問点、破産管財人等が未払賃金の証明等の業務に際し留意すべき事項や未払賃金立替払制度に関する研修会の内容について広く意見交換を行った。</p> <p>④ 大型請求事案については、事前調整を行うよう研修会等で周知し、令和元年度は大型請求事案21件について未払賃金立替払請求手続に関する適正な処理を図るための事前調整を行った。これにより、請求書類が的確に作成され、手続の迅速化や審査業務の効率化が図れた。 大阪府のA社：請求者845人について平均14.8日で支払 山形県のB社：請求者242人について平均15.7日で支払 等</p> <p>⑤ 請求者の記載誤り・添付書類漏れ等を防ぐため、「請求書記載例」を作成。ホームページに掲載するとともに、各弁護士会との研修会にて配布した。</p>	<p>への周知を行った。なお、各弁護士会との研修会の内容等については、破産管財業務に精通した弁護士等と未払賃金立替払業務運営推進委員会にて意見交換して見直しを図っている。</p> <p>さらに、大型請求事案について事前調整することで手続きの迅速化を推進し、請求者向けの情報提供の強化も行った。</p> <p>②立替払によって、代位取得した賃金債権について、関係する破産管財人又は所在の判明している事業主の全てに立替払通知を送付することで、求償権を適切に行使した。事実上の倒産事案については、労働基準監督署及び第三債務者に照会し、回収可能な債権であると認められた場合は、管轄する地方裁判所に</p>
--	--	---	--	---	--

	<p>イ 立替払金の求償</p> <p>立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて確実な回収を図る。</p>	<p>の強化を図る。</p> <p>イ 立替払金の求償</p> <p>立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて確実な回収を図る。</p>	<p>・立替払後の求償について事業主等に対する周知徹底や適時適切な求償を行い、弁済可能なものについて確実な回収を図っているか。</p>	<p>イ 立替払金の求償</p> <p>破産事案において立替払時に既に破産廃止になっている場合や、事実上の倒産事案において事業主の所在が不明である場合を除き、立替払の実施に当たっては、関係する破産管財人又は事業主の全てに立替払通知を送付し、立替払後の求償について周知徹底を図った。</p> <p>事実上の倒産事案において立替払通知が宛所不明で未送達となったものについては、事業所を管轄する労働基準監督署に協力を要請し、事業主の所在の把握に努めた。</p> <p>求償通知送付状況（事業所数）</p> <table border="1" data-bbox="1121 546 1608 825"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破産事案</td> <td>1,342</td> </tr> <tr> <td>再建型倒産事案</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>事実上の倒産事案</td> <td>951</td> </tr> <tr> <td>その他（特別清算等）</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>全事案計</td> <td>2,295</td> </tr> </tbody> </table> <p>立替払の実施に際し、以下のとおり求償権を適切に行使することにより、弁済可能な債権の確実な回収を図った。</p> <p>（参考：制度発足から令和2年3月末までの累積回収率 25.6%）</p> <p>（ア）破産事案における求償権の行使</p> <p>破産事案においては、破産管財人に求償債権についての裁判所届出状況を確認し、破産債権が認められる場合に未届であれば債権届出書を、既に労働者名で届出済であれば名義変更届出書を提出し、裁判所の破産手続において確実に債権の保全を図った。</p> <p>債権届出（名義変更を含む。）状況（事業所数）</p> <table border="1" data-bbox="1181 1255 1608 1350"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破産事案</td> <td>321</td> </tr> </tbody> </table> <p>（イ）再建型倒産事案における求償権の行使</p> <p>再建型倒産事案においては、再生計画作成段階で事業主（再生債務者）に弁済計画を確認し、確実な債権回収に努めているが、弁済計画書が提出されない場合又は当該弁済計画が履行されない場合は、速やかに弁済の督促等を行った。</p> <p>弁済督促等状況（延べ回数）</p> <table border="1" data-bbox="1181 1612 1608 1753"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>督促事業所数</td> <td>196</td> </tr> <tr> <td>弁済事業所数</td> <td>327</td> </tr> </tbody> </table> <p>（ウ）事実上の倒産事案における求償権の行使</p> <p>事実上の倒産事案においては、立替払後に事業主から弁済計画書を徴し、確実な債権回収に努めているが、弁済計画書が提出されない場合又は当該弁済計画が履行されない場合は、</p>	区分	令和元年度	破産事案	1,342	再建型倒産事案	2	事実上の倒産事案	951	その他（特別清算等）	0	全事案計	2,295	区分	令和元年度	破産事案	321	区分	令和元年度	督促事業所数	196	弁済事業所数	327	<p>差押命令申立を行い、確実な回収を図ったことから、制度発足から令和2年3月末までの累積回収率は25.6%となった。</p> <p>・未払賃金立替払事業の立替払額や回収金額は、業務実績等報告書及び当機構のホームページにおいて情報を公開している。</p>	
区分	令和元年度																											
破産事案	1,342																											
再建型倒産事案	2																											
事実上の倒産事案	951																											
その他（特別清算等）	0																											
全事案計	2,295																											
区分	令和元年度																											
破産事案	321																											
区分	令和元年度																											
督促事業所数	196																											
弁済事業所数	327																											

(2) 情報開示の充実

年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにすること。

【重要度：高】

この事業は、労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして重要であるため。

(2) 情報開示の充実

年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにすること。

(2) 情報開示の充実

年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにすること。

・年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を公開しているか。

定期的に督促を行った。

弁済督促等状況（延べ回数）

区分	令和元年度
督促事業所数	2,545
弁済事業所数	911

労働基準監督署が事業場の事実上の倒産を認定した時点で当該事業場に売掛金債権等が残っていることが判明している場合は、当該労働基準監督署及び第三債務者に照会し、回収可能な債権であると認められた場合は、管轄する地方裁判所に差押命令申立を行った。

差押命令申立状況（延べ第三債務者数）

区分	令和元年度
申立事業所数	57
回収事業所数	21

(2) 情報開示の充実

年度ごとの立替払額や回収金額は、業務実績等報告書及びホームページにおいて情報を公開している。また、厚生労働省のホームページにおいても未払賃金立替払事業の実施状況を公開しており、当機構ホームページにもリンクさせている。

立替払状況

区分	平成30年度	令和元年度
企業数	2,134件	1,991件
支給者数	23,554人	23,992人
立替払額	8,696百万円	8,638百万円
回収額	2,179百万円	1,806百万円

4. その他参考情報
特になし

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-9	納骨堂の運営事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第8号 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 霊堂を維持管理するとともに、慰霊式を行うことは、労働災害により尊い生命を失われた方々の慰霊と被災労働者の遺族の援護を図る上で重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0453-06

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間 平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
来堂者、遺族等の満足度（計画値）	慰霊の場としてふさわしいとの評価（非常に満足・満足の割合）を90%以上得る	—	90.0%						予算額（千円）	234,522			
来堂者、遺族等の満足度（実績値）	—	94.8% (H26-H29 実績平均)	97.7%						決算額（千円）	94,970			
達成度	—	—	108.6%						経常費用（千円）	78,722			
									経常利益（千円）	△1,444			
									行政コスト（千円）	123,987			
									従事人員数（人）	1			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
2 納骨堂の運営業務	2 納骨堂の運営業務	2 納骨堂の運営業務	<p><主な定量的指標></p> <p>・産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得る。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・産業殉職者合祀慰霊式を開催し、新たな産業殉職者の御霊を奉安するとともに、慰霊の場にふさわしい環境整備を行っているか。</p>	<p>2 納骨堂の運営業務</p> <p>(1) 天皇皇后両陛下の行幸啓</p> <p>平成31年4月23日に天皇皇后両陛下は産業災害により亡くなられた方々を慰霊するために高尾みころも霊堂を行幸啓され、納骨堂11階の拝殿において供花された。</p> <p>天皇皇后両陛下には、皇太子同妃両殿下の時代に開堂慰霊式に御臨席いただいたことを始めとして幾度にもわたるお出ましを賜り、産業殉職者の御遺族、関係団体代表等とともに殉職者の方々の御霊(みたま)をお慰めいただいたが、即位後も、平成21年3月には即位20年を迎えられた機会に行幸啓されており、また、平成27年4月には戦後70年に当たる機会に行幸啓された。</p> <p>戦後の経済成長を支える過程で亡くなられた方々に対し、天皇皇后両陛下は戦没者と同様に心を寄せられており、この度も退位を前に行幸啓された。</p> <p>高尾みころも霊堂では、今般の天皇皇后両陛下の行幸啓を記念して、令和元年11月13日に橘の植樹を行った。</p> <p>(2) 産業殉職者合祀慰霊式に係る取組</p> <p>令和元年11月13日に高尾みころも霊堂において48回目となる産業殉職者合祀慰霊式を開催し、産業殉職者の御遺族、関係団体代表等762人参列の下、新たに2,910人の産業殉職者の御霊(みたま)を奉安した。</p> <p>これまで産業殉職者合祀慰霊式は9月から10月にかけて屋外式場にて行われてきたが、近年の温暖化傾向を背景に、開催時期を遅らせてほしいとの参列者の要望は少なくなく、今回は11</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>以下のとおり、年度計画等を達成している。</p> <p>・戦後の経済成長を支える過程で亡くなられた人々に対し、天皇皇后両陛下は戦没者と同様に心を寄せられており、皇太子同妃両殿下の時代から幾度にもわたり行幸啓されてきたが、この度も退位を前に行幸啓された。</p> <p>・参列者の負担への配慮</p> <p>①近年の温暖化傾向を考慮し、開催時期を10月から11月に変更した。</p> <p>②遠隔地の遺族の帰りの便を考慮し、開式時間を30分前倒しした。</p> <p>・霊堂職員に対して、施設の目的や歴史、遺族等への心のこもったサービスのあり方等慰霊の場にふさわし</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	
産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得ること。	毎年、遺族及び関係団体代表者等を招いて産業殉職者合祀慰霊式を開催し、新たな産業殉職者の御霊を奉安するとともに、慰霊の場にふさわしい環境整備を行うことにより、来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得る。	遺族及び関係団体代表者等を招いて産業殉職者合祀慰霊式を開催し、新たな産業殉職者の御霊を奉安するとともに、慰霊の場にふさわしい環境整備を行うことにより、来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価を90%以上得る。					

<p>【目標設定等の考え方】 前中期目標期間の実績(94.8%)等をもとに、第4期中期目標期間の目標として設定した。 【重要度：高】 霊堂を維持管</p>	<p>また、産業殉職者慰霊事業について、ホームページ及びパンフレットを活用し周知に努める。</p>	<p>また、産業殉職者慰霊事業について、ホームページ及びパンフレットを活用し周知に努める。</p>	<p>・産業殉職者慰霊事業について、周知に努めているか。</p>	<p>月の開催とした。また、遠隔地からお越しになる遺族からの要望を受けて、開式時間を30分早めた(13時に開式)。</p> <p>このほかにも、産業殉職者合祀慰霊式の開催に当たっては、これまでのアンケート結果等を参考に以下のような取組を継続し、参列者の負担に配慮した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行が困難な遺族等の来場をサポートするため、近隣施設の協力を得て、歩行困難者用駐車場を特設 ・ 高尾駅と霊堂との間で送迎バスを運行 ・ 敷地内の坂道でゴルフカートを運行 ・ 敷地内に屋外テントを設置し、参列者が式典前に昼食を取る場所を確保 ・ 仮設トイレの設置 <p>(3) 来堂者に対する接遇等</p> <p>日々の来堂者を接遇する霊堂職員に対しては、高尾みころも霊堂の目的や歴史、遺族等への心のこもったサービスのあり方等慰霊の場にふさわしいもてなしに必要な事項についてのトレーニング(OJT)を行った。</p> <p>また、令和元年度は施設運営に係る検討会を4回開催し、日々の来堂者からの要望を踏まえ接遇、環境整備等の改善に努めた。</p> <p>霊堂施設の開館状況等について、令和元年10月からTwitterで情報を発信し、利用者の便宜を図った。</p> <p>(4) 遺族等に対する満足度調査</p> <p>産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の来堂者に対しては、満足度調査を実施しているが、上記(2)及び(3)の取組の結果、遺族等の97.7%(対前年度比1.5ポイント増)から高尾みころも霊堂が慰霊の場にふさわしい(総合的に満足)との評価を得た。</p> <p>慰霊の場としてふさわしいとする評価の割合</p> <table border="1" data-bbox="1110 1213 1792 1354"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「非常に満足」、「満足」</td> <td>96.2%</td> <td>97.7%</td> </tr> <tr> <td>「非常に満足」【再掲】</td> <td>51.7%</td> <td>53.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 産業殉職者慰霊事業の周知</p> <p>産業殉職者合祀慰霊式の様子はホームページで紹介し、Twitterを通じて周知に努めている。</p> <p>また、高尾みころも霊堂を紹介するパンフレットを作成し、労働災害防止協会5団体の全国大会で8,700部を配布することで事業の周知を図るとともに、47都道府県労働局及び326労働基準監督署にも合計7,930部を送付し、産業殉職者慰霊事業についての周知を要請した。</p>	区 分	平成30年度	令和元年度	「非常に満足」、「満足」	96.2%	97.7%	「非常に満足」【再掲】	51.7%	53.0%	<p>いもてなしに必要な事項についてのトレーニング(OJT)を行った。</p> <p>・ 産業殉職者合祀慰霊式参列者及び日々の参拝者に対して実施する満足度調査で要望のあった開催時期・開催時間を変更したこと、歩行が困難な遺族等の来場をサポートするため、近隣施設の協力を得て、歩行困難者用駐車場を特設、高尾駅と霊堂との間で送迎バスを運行、敷地内の坂道でゴルフカートを運行、敷地内に屋外テントを設置し、参列者が式典前に昼食を取る場所を確保、仮設トイレの設置をしたことで、遺族等の97.7%から慰霊の場にふさわしいとの評価を得た。</p> <p>・ 産業殉職者慰霊事業について、ホームページ、Twitterを通じて高尾みころも霊堂の利用情報、産業殉職者合祀慰霊式の情報を発信した。また、高尾みこ</p>
区 分	平成30年度	令和元年度												
「非常に満足」、「満足」	96.2%	97.7%												
「非常に満足」【再掲】	51.7%	53.0%												

<p>理するとともに、慰霊式を行うことは、労働災害により尊い生命を失われた方々の慰霊と被災労働者の遺族の援護を図る上で重要であるため。</p>					<p>ろも霊堂を紹介するパンフレットを作成し、労働災害防止協会 5 団体の全国大会で 8,700 部配布するとともに、47 都道府県労働局及び 326 労働基準監督署に 7,930 部送付し周知に努めた。</p> <p><課題と対応> -</p>	
---	--	--	--	--	---	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0453、0472

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費（百万円） （計画値）	中期目標期間終了時までに、 平成30年度予算に比して15% 節減	53 (3.0%)					
上記削減率（%）	—	3.1%					
達成度	—	102.6%					
事業費（研究及び試験 事業、労働災害調査事 業、化学物質等の有害 性調査事業並びに専門 センター事業を除く。） （百万円）（計画値）	中期目標期間終了時までに、 平成30年度予算に比して5% 節減	233 (1.0%)					
上記削減率（%）	—	1.001%					
達成度	—	100.1%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
第4 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	<p><主な定量的指標></p> <p>・運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、中期目標期間終了時まで、一般管理費の中期計画予算については、平成30年度の予算と比べて15%に相当する節減額を、また、事業費（研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。）の中期計画予算については、平成30年度の予算と比べて</p>	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>以下のとおり、年度計画等を達成している。</p> <p>・業務の合理化においては、①全ての労災病院においてICカード等を導入し長時間労働の抑制に努めた。②半日単位の年次有給休暇制度を導入する等取得率の向上に努めた。③人事・給与制度の見直しについて、法人の業績を総合的に勘案し、勤勉手当の削減措置を講じた。</p> <p>・機動的かつ効率的な業務運営においては、協働研究をより適正かつ円滑に実施するために、新たに「協働研究規程」を制定した。</p> <p>・一般管理費、事業費の効率化においては、①一般管理費（退職手当を除く。）について、平</p>	評価	<p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>

<p>通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 業務の合理化・効率化 機構における働き方改革の取組を推進するため、業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図ること。</p> <p>また、機構の給与水準について、国民の理解と納得が得られる適正な水準と</p>	<p>1 業務の合理化・効率化 業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図り、機構における働き方改革の取組を推進する。</p> <p>また、機構の給与水準について、国民の理解と納得が得られる適正な水準と</p>	<p>1 業務の合理化・効率化 長時間労働の抑制に向けて、的確な労働時間の状況の把握に努め、年次有給休暇の取得促進を図るとともに、医師事務作業補助者の活用による医師の業務負担軽減等を進める。</p> <p>また、機構の給与水準について、国民の理解と納得が得られる適正な水準と</p>	<p>5%に相当する節減額を見込んだものとする。</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金割合については、業務運営の徹底した効率化を図ること等により、前中期目標期間の実績（特殊要因を除く）の平均を超えないものとする。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・的確な労働時間の状況把握に努め、年次有給休暇の取得促進を図り、医師事務作業補助者の活用による医師の業務負担軽減等を進めているか。 ・給与水準について、国民の理解と納得が得られる適正な水準となるよう、併 	<p>1 業務の合理化・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年4月から全ての労災病院においてICカード等を導入し、適正な労働時間の把握に努めるとともに、調査・報告物の簡素化等の業務効率化を図り、長時間労働の抑制に努めた。 ・年次有給休暇については、各種会議・研修等の場における所属長による定期的な管理や職員への意識付けに係る指示等により、年次有給休暇が取得しやすい職場環境の醸成を図るとともに、平成31年4月から半日単位の年次有給休暇制度を導入し、取得率の向上に努めた。 ・医師の働き方改革については、平日時間内での患者説明の実施や検査機器の増設などによる業務効率化の取組に加え、診断書作成補助やカルテ代行入力等を行う医師事務作業補助者を積極的に活用し、医師の業務負担軽減の推進を図った。 ・人事給与制度については、引き続き見直しを行っていく。 ・安衛研の研究・技能労務職員、日本バイオアッセイ研究センター職員の令和元年度の期末・勤勉手当については、職員の勤務成績を考慮した国家公務員の給与制度に準じ、適正な給与水準を維持した。 ・上記以外の職員の令和元年度の期末・勤勉手当については、国家公務員は4.5月分支給されたが、当機構においては当機構の事業実績等を勘案し4.02月とした。また、期末・勤勉手当に係る 	<p>成30年度の予算に比べ約53百万円節減（対30年度計画比△3.1%）した。</p> <p>②事業費について、平成30年度の予算に比べ約2百万円節減（対30年度計画比△1.0%）した。</p> <p>③専門医療センター事業の運営について、前中期目標期間の実績の平均5.6%から2.3ポイント超過し7.9%となった。</p> <p>④給与水準の検証・公表について、「独立行政法人労働者健康安全機構の役職員の報酬・給与等について」を作成の上、ホームページに公表している。</p> <p>⑤調達等合理化計画を策定し、一般競争入札等を原則とした、適切な調達手続の実現に取り組んだ。</p> <p>⑥一般競争入札等により行う契約において、競争性、公平性の確保を図るため、公告期間や履行期間、資格要件等の改善に努めた。</p> <p>⑦「調達等合理化計画」の目標を達成するために、契</p>
--	---	--	--	--	---

<p>なるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行うこと。</p> <p>2 機動的かつ効率的な業務運営</p> <p>経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。</p>	<p>なるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行う。</p> <p>さらに、WEB会議の運用拡大を図るとともに、電子決裁の導入拡大を進めることにより、更なる業務の効率化を図る。</p> <p>2 機動的かつ効率的な業務運営</p> <p>経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図る。</p> <p>また、機構内の複数の施設が有する機能等を</p>	<p>なるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行う。</p> <p>さらに、WEB会議の運用拡大を図るとともに、電子決裁の導入拡大を進めることにより、コスト削減を図る。</p> <p>2 機動的かつ効率的な業務運営</p> <p>経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図る。</p> <p>また、機構内の複数の施設が有する機能等を</p>	<p>せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、人事給与制度の見直しを行っているか。</p> <p>・WEB会議の運用拡大を図り、電子決裁の導入拡大を進めているか。</p> <p>・経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立しているか。</p> <p>・協働研究の相乗効果を最大限発揮するため、</p>	<p>管理職加算割合については、25%の対象者を10%、12%の対象者を4%とそれぞれ削減措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職手当について、支給水準の引き下げ、支給対象者や自己都合退職者に対する支給割合の見直しを行い、給付額削減のための規程改正（令和2年4月より施行）を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 全施設で電子（WEB）会議を実施できるよう会議システムを整備しており、令和元年度においては機構全体で115回のWEB会議を開催した。 機構本部に電子決裁システムを導入することについて、各システムベンダーが提供することができる機能等や他団体の導入状況等の調査を行い、業務の効率化及びコスト削減効果の把握等に取り組んだ結果、電子決裁が持つ決裁の迅速性、過去文書の検索性及び複写性により業務効率化に資するほか、内部統制の観点から公文書管理法に基づいた、電子決裁システムを包括する文書管理システムを令和元年度に構築した。 <p>2 機動的かつ効率的な業務運営</p> <p>毎年策定する「調達等合理化計画」に基づいた更なる競争性の確保及び仕様の見直し等による経費削減や省資源・省エネルギーの推進等に配慮し、経費節減の意識及び業績を反映した業務評価等を適切に行っている。</p> <p>また、予算配分及び診療機能に基づいた人員配置等については、理事長の下で決定し、機動的かつ効率的な業務運営を行った。</p> <p>第4期中期目標期間では、安衛研と労災病院との協働（重点研究）にとどまらず、機構内の複数の施設（安衛研、労災病院、治療就労両立支援センター、産業保健総合支援センター、日本バイオアッセイ研究センター、アスベスト疾患研究・研修センター等）が協働し、さらなる相乗効果を発</p>	<p>約監視委員会における指摘事項の周知徹底等により改善の取組を進めた。</p> <p>⑧共同購入等の促進については、当機構、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）及び独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機能推進機構」という。）の3法人で継続実施し、スケールメリットによる支出削減を図った。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	
---	---	---	---	---	--	--

<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>(1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、中期目標期間の最終年度において、平成30年度予算に比して、一般管理費については15%程度を、事業費(研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門セ</p>	<p>連携して行う協働研究の相乗効果を最大限発揮するため、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組む。</p> <p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>(1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、中期目標期間終了時まで、一般管理費の中期計画予算については、平成30年度の予算と比べて15%に相当する節減額を、また、事業費(研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等</p>	<p>連携して行う協働研究の相乗効果を最大限発揮するため、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組む。</p> <p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>(1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>ア 一般管理費、事業費の削減</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費及び事業費(研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。)について、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図る。</p>	<p>効率的・効果的な業務運営に取り組んでいるか。</p> <p>・運営費交付金を充当して行う事業については、「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図っているか。</p>	<p>揮するための「協働研究」を実施しているが、協働研究をより適正かつ効率的・効果的に実施するために、新たに「協働研究規程」を制定した。</p> <p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>(1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>ア 一般管理費、事業費の削減</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図るため、以下の取組を行った。</p> <p>① 一般管理費については、平成30年度予算55百万円に比して、53百万円と約2百万円節減(対前年度比△3.1%)した。令和元年度の主な取組は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札の推進等契約努力による消耗器材費・印刷製本費の減等 <p>② 事業費(専門センター事業、研究及び試験事業、災害調査事業を除く。)については、「調達等合理化計画」に基づき削減を図り平成30年度予算235百万円に比して233百万円と約2百万円節減(対前年度比△1.001%)した。元年度の主な取組は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WEB会議の推進による旅費の減等 		
---	--	--	--	---	--	--

<p>ンター事業を除く。)については5%程度を、それぞれ削減すること。</p> <p>特に、一般管理費については、従前にもまして経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。</p> <p>また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、前中期目標期間の実績(特殊要因を除く。)の平均を超えないものとする。</p>	<p>の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。)の中期計画予算については、平成30年度の予算と比べて5%に相当する節減額を見込んだものとする。</p> <p>特に、一般管理費については、従前にもまして経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応する。</p> <p>また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金割合については、業務運営の徹底した効率化を図ること等により、前中期目標期間の実績(特殊要因を除く。)の平均を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。</p>	<p>イ 専門センター事業の運営</p> <p>医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、診療収入をはじめとする自己収入の確保、契約努力による物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託及び保守契約の見直し等により、運営費交付金の割合について、前中期目標期間の実績(特殊要因を除く。)の平</p>	<p>・医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、自己収入の確保等により、運営費交付金の割合について、前中期目標期間の実績平均を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図っているか。</p>	<p>イ 専門センター事業の運営</p> <p>収入においては、院長等が医師確保のために大学医局等への要請を行うとともに、積極的な他医療機関の訪問による患者確保等に努め、診療収入を始めとする自己収入の確保に取り組んだものの、総合せき損センターの分院である北海道せき損センターの新型コロナウイルス感染症対応に伴う診療制限、医療リハビリテーションセンターの大規模改修工事に伴う病棟制限による患者調整等により入外患者数が減少し、収入が減少した。一方、支出においては、契約努力による物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託及び保守契約の見直し等支出構造の見直しを図り、経営改善に努めたが、人件費の増、消費税増税等により支出が増となった。結果として、第3期中期目標期間の実績5.6%から7.9%となり、2.3ポイントの超過となった。</p> <p>なお、医療リハビリテーションセンターにおいては、本部と病院が一体となって経営改善を進めるための個別指導・支援(行動計画の作成、フォローアップ)を実施し、収入確保及び支出削減を図っており、令和2年度も引き続き実施することとしている。</p> <p>また、経営改善に向けた最優先課題である医師確保については、引き続き大学医局等へ積極的に働きかけることに加え、支出構造の見直しについても継続して取り組み、医療水準の維持・向上を図ることとしている。</p>		
--	--	--	---	---	--	--

<p>(2) 適正な給与水準の検証・公表</p> <p>機構の給与水準については、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役職員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表すること。</p>	<p>(2) 適正な給与水準の検証・公表</p> <p>機構の給与水準については、医師等の給与水準及び確保状況を明らかにしたうえで、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役職員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表する。</p>	<p>均を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。</p> <p>(2) 適正な給与水準の検証・公表</p> <p>平成30年度における状況について、以下の観点を踏まえ検証を行い、その検証結果及び適正化に向けた取組状況を公表する。</p>		<p>(2) 適正な給与水準の検証・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当機構の平成30年の給与水準の検証・公表については、総務省から示されている「独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき検証内容を掲載した資料「独立行政法人労働者健康安全機構の役職員の報酬・給与等について」を作成の上、令和元年6月にホームページに公表した。 また、令和元年度給与水準について、以下のとおりチェックを行った。 <ul style="list-style-type: none"> ① 職種別対国家公務員指数は以下のとおりであった。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院医師（対国家公務員指数 100.0） 病院医師の対国家公務員指数は、対平成30年度比較では1.7増となり、国家公務員と同水準になった。 医師確保に資するため、医師の初任給調整手当及び宿日直手当について、平成31年4月から国家公務員と同額に引き上げた。今後、医師の確保状況等を踏まえた上で、引き続き適切な給与水準について検討していきたい。 ・ 病院看護師（対国家公務員指数 103.6） 病院看護師の対国家公務員指数は100を上回っている。 なお、平成30年度対国家公務員指数（104.8）と比較して1.2減となった。 労災病院の運営に当たっては、医療の質の向上、安全の確保について十分配慮する必要があり、そのため、医師と同様に、看護師の確保が大きな課題となっている。看護師の給与水準については、看護師の確保状況を考慮しつつ、引き続き適切な給与水準の確保に努めたい。 ・ 事務・技術職員（対国家公務員指数 94.2） 事務・技術職員の対国家公務員指数は、対平成30年度比較では1.7減となり、令和元年度においても引き続き100を下回っている。 ② 国と異なる、又は法人独自の諸手当（初任給調整手当、特別調整手当、特殊勤務手当、早出勤手当及び待機勤務手当）については、以下のとおり適切であると考えている。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 初任給調整手当 医師確保のため、国と同様、医師又は歯科医師に対し、支給対象施設の適用区分及び免許取得後の経過年数に応じて支給する手当。平成31年4月から国の最高支給額と同額に引き上げ414,800円とした。 ○ 特別調整手当 職務の複雑、困難、勤労の強度、勤務環境等が著しく特殊な職員に対して支給する手当。支給割合俸給月額6/100 国は定額制であるのに対し、定率制であるが、実際の支給額は国とほぼ同じ水準であり、適切であると考えている。 		
---	--	---	--	---	--	--

			<p>ア 類似の業務を行っている民間事業者及び国家公務員の給与水準等に照らし、現状の給与</p>	<p>・民間事業者及び国家公務員の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切なものとなってい</p>	<p>なお、国（俸給の調整額）と異なり退職手当には反映していない。</p> <p>○ 特殊勤務手当 （支給対象職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症の病原体に汚染されている区域における業務、放射線医療業務等に従事した職員 その従事した日1日につき 320 円 ・ 神経科病棟に勤務した職員 その従事した日1日につき 160 円 ・ 解剖介助業務に従事した職員 その従事した日1日につき 2,200 円 等 <p>病院給与・勤務条件実態調査（全国病院経営管理学会編（2016））によると、一般病院の約6割が特殊勤務手当を採用しており、社会一般の情勢を考慮すると適切であると考えている。</p> <p>○ 早出勤務手当 業務の必要性から6時までに出勤した職員に勤務1回当たり 1,000 円、7時までに出勤した職員に勤務1回当たり 800 円を支給する手当。 病院給与・勤務条件実態調査（全国病院経営管理学会編（2016））によると、一般病院の約5割が早出手当を採用しており、社会一般の情勢を考慮すると適切であると考えている。</p> <p>○ 待機勤務手当 国は実際に呼出しを受けた場合に夜間看護等手当を支給するのに対し、当機構では、救急医療に対応するために正規の勤務時間以外の時間に待機勤務（呼出し対応のため自宅等に拘束するとともに、病院からの照会への対応、自宅等からの電話指示を実施）を命ずることとしており、それに対して支給する手当。 医 師：勤務1回 5,800 円 看護職又は医療職：勤務1回 2,900 円 病院給与・勤務条件実態調査（全国病院経営管理学会編（2016））によると、一般病院の約8割が待機手当を採用しており、社会一般の情勢を考慮すると適切であると考えている。 さらに、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、福利厚生費について、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の医療健康費用及び労災病院内保育所の設置・運営に係るライフサポート費用が適切に支出されていることを確認した。</p>		
--	--	--	--	---	--	--	--

<p>(3) 契約の適正化</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。</p> <p>ア 公正かつ透明性が確保された手続により、</p>	<p>(3) 契約の適正化</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。</p> <p>ア 公正かつ透明性が確保された手続により、</p>	<p>水準が適切なものとなっているか。</p> <p>イ 給与水準についての説明が十分に国民の理解が得られるものとなっているか。</p> <p>(3) 契約の適正化</p> <p>契約については、公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づき、一般競争入札等を原則として、以下の取組を計画水準の達成に向け推進していく。</p> <p>なお、入札に当たっては、病院等の提供するサービスにおける質の維持向上に配慮しつつ、経費節減に努める。</p> <p>ア 「独立行政法人労働者健康安全機構調達等</p>	<p>るか。</p> <p>・給与水準についての説明が十分に国民の理解が得られるものとなっているか。</p> <p>・契約については、「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づき、原則として一般競争入札等によるものとし、契約の適正化を推進しているか。</p> <p>・入札に当たって、病院等の提供するサービスにおける質の維持向上に配慮しつつ、経費節減に努めているか。</p>	<p>(3) 契約の適正化</p> <p>契約については、平成27年5月25日総務大臣決定の「独立行政法人における調達等合理化の取組みの推進について」に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自立的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、「令和元年度調達等合理化計画」を策定し、一般競争入札等を原則とした、適切な調達手続の実現に取り組んだ。</p> <p>ア 「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組</p>		
---	---	---	--	---	--	--

<p>適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を確実に実施すること。</p>	<p>適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を確実に実施する。</p>	<p>合理化計画」に基づく取組 「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を確実に実施するとともに、その実施状況をホームページにて公表する。</p>	<p>・「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を確実に実施し、その実施状況をホームページにて公表しているか。</p>	<p>(1) 調達の現状と要因の分析 機構における令和元年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は 2,593 件、契約金額は 1,208.0 億円である。また、競争性のある契約は 2,332 件(89.9%)、1,183.5 億円(98.0%)、競争性のない随意契約は 261 件(10.1%)、24.5 億円(2.0%)である。 前年度と比較して、競争性のない随意契約が件数では△34件(△11.5%)減少し、金額では△8.4億円(△25.5%)減少している。件数が減少した主な要因は、急患対応に係るレンタル機器の賃借料(医療機器)の契約が減少したこと等によるものであり、金額が減少した主な要因は、賃借料(宿舍)の複数年度契約が減少したこと等によるものである。</p> <p>表1 令和元年度の労働者健康安全機構の調達全体像 (単位：件、億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成30年度</th> <th colspan="2">令和元年度</th> <th colspan="2">比較増△減</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争入札等</td> <td>(73.7%) 1,932</td> <td>(82.9%) 682.3</td> <td>(75.7%) 1,964</td> <td>(92.7%) 1,119.4</td> <td>(1.7%) 32</td> <td>(64.1%) 437.1</td> </tr> <tr> <td>企画競争・公募</td> <td>(15.1%) 396</td> <td>(13.1%) 107.6</td> <td>(14.2%) 368</td> <td>(5.3%) 64.1</td> <td>(△ 7.1%) △28</td> <td>(△40.4%) △43.5</td> </tr> <tr> <td>競争性のある契約(小計)</td> <td>(88.8%) 2,328</td> <td>(96.0%) 789.9</td> <td>(89.9%) 2,332</td> <td>(98.0%) 1,183.5</td> <td>(0.2%) 4</td> <td>(49.8%) 393.6</td> </tr> <tr> <td>競争性のない随意契約</td> <td>(11.2%) 295</td> <td>(4.0%) 32.9</td> <td>(10.1%) 261</td> <td>(2.0%) 24.5</td> <td>(△11.5%) △34</td> <td>(△25.5%) △8.4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>(100%) 2,623</td> <td>(100%) 822.8</td> <td>(100%) 2,593</td> <td>(100%) 1,208.0</td> <td>(△1.1%) △30</td> <td>(△46.8%) △385.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 (注2) 比較増△減の()書きは、令和元年度の対30年度伸率である。</p> <p>機構における令和元年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、1者以下の契約件数は 892 件(39.9%)、契約金額は 421.9 億円(41.0%)である。 前年度と比較して、件数では 14 件(1.6%)増加し、金額では△24.0 億円(△5.4%)減少している。件数が増加した主な要因は、営繕(クリーンルーム設置工事等)、機器購入(医療機器)の契約が増加したこと等によるものであり、金額が減少した主な要因は、業務委託(SPD 管理業務)の契約が減少したこと等によるものである。</p>		平成30年度		令和元年度		比較増△減		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(73.7%) 1,932	(82.9%) 682.3	(75.7%) 1,964	(92.7%) 1,119.4	(1.7%) 32	(64.1%) 437.1	企画競争・公募	(15.1%) 396	(13.1%) 107.6	(14.2%) 368	(5.3%) 64.1	(△ 7.1%) △28	(△40.4%) △43.5	競争性のある契約(小計)	(88.8%) 2,328	(96.0%) 789.9	(89.9%) 2,332	(98.0%) 1,183.5	(0.2%) 4	(49.8%) 393.6	競争性のない随意契約	(11.2%) 295	(4.0%) 32.9	(10.1%) 261	(2.0%) 24.5	(△11.5%) △34	(△25.5%) △8.4	合計	(100%) 2,623	(100%) 822.8	(100%) 2,593	(100%) 1,208.0	(△1.1%) △30	(△46.8%) △385.2		
	平成30年度		令和元年度			比較増△減																																																
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																
競争入札等	(73.7%) 1,932	(82.9%) 682.3	(75.7%) 1,964	(92.7%) 1,119.4	(1.7%) 32	(64.1%) 437.1																																																
企画競争・公募	(15.1%) 396	(13.1%) 107.6	(14.2%) 368	(5.3%) 64.1	(△ 7.1%) △28	(△40.4%) △43.5																																																
競争性のある契約(小計)	(88.8%) 2,328	(96.0%) 789.9	(89.9%) 2,332	(98.0%) 1,183.5	(0.2%) 4	(49.8%) 393.6																																																
競争性のない随意契約	(11.2%) 295	(4.0%) 32.9	(10.1%) 261	(2.0%) 24.5	(△11.5%) △34	(△25.5%) △8.4																																																
合計	(100%) 2,623	(100%) 822.8	(100%) 2,593	(100%) 1,208.0	(△1.1%) △30	(△46.8%) △385.2																																																

表2 令和元年度の労働者健康安全機構の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成30年度	令和元年度	比較増△減
2者以上	件数	1,342 (60.5%)	1,346 (60.1%)	4 (0.3%)
	金額	315.2 (41.4%)	606.5 (59.0%)	291.3 (92.4%)
1者以下	件数	878 (39.5%)	892 (39.9%)	14 (1.6%)
	金額	445.9 (58.6%)	421.9 (41.0%)	△24.0 (△5.4%)
合計	件数	2,220 (100%)	2,238 (100%)	18 (0.8%)
	金額	761.1 (100%)	1,028.4 (100%)	267.3 (35.1%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
 (注2) 本表は、表1の競争性のある契約のうち、不落・不調随意契約分を除いた計数である。
 (注3) 比較増△減の()書きは、令和元年度の対30年度伸率である。

(2) 重点的に取り組む分野

一者応札・応募の改善努力を継続するために、令和元年度調達等合理化計画においては、
 ①公告期間の延長(20営業日以上)、②資格要件(過度な要件となっていないか等)の見直し、
 ③仕様書(業務内容が具体的に記載されているか等)の見直し、④合理的な統合・分割等、
 ⑤入札から履行までの十分な期間の確保、の5点の改善策を講じたこととした。

結果として、1者以下の応札は、前年度との比較で件数では増加し、金額では減少となったが、その主な要因は、上記(1)のとおりである。

また、労災病院等で共通的に調達されている医療機器等の購入及びレンタル等について、本部において契約価格等を調査収集し、各施設にフィードバックすることにより情報共有を図り、積極的な価格交渉と契約手続の効率化を行った。

(3) 調達に関するガバナンスの徹底

調達に関するガバナンスの徹底としては、新たに随意契約を締結することとなる案件(少額随契を除く)については、事前に当機構内に設置されている経理担当理事を総括責任者とする「随意契約審査会」において会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行うこととしており、令和元年度は4回行った。

(4) 推進体制等

調達等合理化計画の策定及び推進に当たっては、各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする「調達等合理化検討会」において、調達等合理化に努めた。

また、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を定期的に開催し、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要について、随時ホームページに公表した。(例年、契

<p>イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。</p>	<p>イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施する。</p>	<p>イ 競争性、公平性の確保 一般競争入札等により契約を行う場合は、早期の入札公告を実施するとともに、合理的な理由なく特定の業者以外の参入を妨げる仕様としないなど、競争性、公平性の確保を図る。 なお、一者応札・一者応募の改善については、「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、契約監視委員会において、その取組状況を点検する。 また、企画競争や総合評価方式を採用して、業者を選考する場合においても、</p>	<p>・一般競争入札等により契約を行う場合は、競争性、公平性の確保を図っているか。 ・一者応札・一者応募の改善について、「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、契約監視委員会において、その取組状況を点検しているか。 ・企画競争や総合評価方式を採用して、業者を選考する場合において、契約担当部門を含めた複数の部署から選出した委員による評価委員会を設置して審査し、入札参加者に対する評価基</p>	<p>約監視委員会は四半期ごとに開催しているが、令和元年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により第4・四半期の開催を見送ったため、当該開催回に係る対象契約案件については、令和2年7月までに事後点検を行った。）</p> <p>さらに、「契約監視委員会」における指摘事項等については、開催後速やかに各施設に通知したほか、本部主催の「全国労災病院会計・用度課長会議」（令和元年9月6日）及び「会計業務打合せ」（令和元年10月8日）において内容の徹底を周知した。</p> <p>イ 競争性、公平性の確保</p> <p>一般競争入札等により契約を行う場合は、競争性、公平性の確保の観点から、「契約監視委員会」において随意契約及び一者応札・応募の改善状況について、随意契約理由、公告期間や履行期間の十分な確保、資格要件が過度の負担となっていないか、仕様書の見直し等の点検を受け、その指摘事項を開催の都度、各施設に通知した。中でも総合評価落札方式については、真に必要な調達案件にのみ採用すべきであり、原則、最低価格落札方式とすること等を改めて施設に周知徹底を促し、競争の公正性の確保に努めた。また本部主催の「全国労災病院会計・用度課長会議」においても、契約監視委員会による指摘事項や契約業務の適正化内容を周知し、競争性、公平性の確保に努めた。</p> <p>予定価格が1件当たり3千万円を超える工事及び1千万円を超える設計及び建設コンサルタント業務については、契約担当部門だけでなく複数の部署の職員により構成された「入札・契約手続運営委員会」において、競争参加資格等の適切性等について調査審議することにより、競争性、透明性を確保した。また、企画競争及び総合評価落札方式の調達において、入札参加者に対して評価基準書を事前に配付し、評価基準の明確化を図った。</p>		
---	---	--	---	--	--	--

<p>ウ 監事及び会計監査人による監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p> <p>エ スケールメリットを活かして、機構内における新たな共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を図ること。</p>	<p>ウ 監事及び会計監査人による監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p> <p>エ スケールメリットを活かして、機構内における新たな共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を図る。</p>	<p>競争性、透明性が十分確保されるよう契約担当部門を含めた複数の部署から選出した委員による評価委員会を設置して審査するとともに、入札参加者に対する評価基準書を事前に配布し、評価基準を明確にする。</p> <p>ウ 契約監視委員会の審議等</p> <p>監事及び会計監査人の監査、契約監視委員会の審議において、徹底的なチェックを受ける。</p> <p>エ 共同調達の検討・促進</p> <p>機構内の共通的な調達に際して、経済的かつ合理的な観点から調査等を行ったうえで、共同調達に向けた検討等を行い、業務の効率化を進める。</p>	<p>準書を事前に配布し、評価基準を明確にしているか。</p> <p>・ 監事及び会計監査人の監査、契約監視委員会の審議において、徹底的なチェックを受けているか。</p> <p>・ 機構内の共通的な調達に際して、経済的かつ合理的な観点から調査等を行い、共同調達に向けた検討等を行っているか。</p>	<p>ウ 契約監視委員会の審議等</p> <p>入札・契約の適正な実施については、監事及び会計監査人による監査のほか、「契約監視委員会」を令和2年3月末までに3回開催し、機構全体の随意契約割合や一者応札・一者応募割合の推移を報告した。個別契約について、随意契約の場合には随意契約理由の妥当性や契約価格が他の取引事例に照らして適切か否かを確認、一般競争による契約の場合には、公告期間、履行期間、仕様書の妥当性、予定価格積算の適正性等について確認し、競争性が十分確保されているか等の審議を行い、審議結果を施設へ周知した。</p> <p>エ 共同調達の検討・促進</p> <p>機構内の共通的な調達に際して、共同購入を継続実施し、スケールメリットによる支出削減及び当該契約業務の本部への集約化による事務手続の軽減等を図った。</p> <p>令和元年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品の共同購入（国立病院機構及び国立高度専門医療研究センター）について、令和元年7月及び令和2年1月に共同入札を実施。（10,900品目 削減効果915百万円） ・ 高額医療機器の共同購入（国立病院機構及び地域医療機能推進機構）について、令和元年5月及び6月に共同入札を実施。（CT、MRI等7機種25台 削減効果770百万円） ・ 労災病院グループにおけるリース調達物件について、令和元年8月及び12月に共同入札を実施。（28件 削減効果148百万円） <p>なお、高額医療機器の共同購入については、令和2年度から国立病院機構及び地域医療機能推進機構に加えて、新たに日本赤十字社が参加する予定。</p>		
--	--	---	---	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0453、0472

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
一般病床の病床利用率 (計画値)	医療法施行令第四条の八による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率の年間実績以上（直近の年度）	(新規項目)	75.9%						
一般病床の病床利用率 (実績値)	—	—	80.2%						
達成度	—	—	105.7%						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>第5 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 外部資金の活用等 外部資金については、機動的な研究の促進のため、機構の目</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 外部資金の活用等 機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野における機</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 外部資金の活用等 機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野における機</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>・安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進し、新入院患者確保に努めることにより、病院施設を効率的に稼働させ、病床利用率を全国平均以上とする。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・外部資金については、機動的な研究の促進のため、機構の目</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 外部資金の活用等</p> <p>・競争的研究資金等の外部研究資金の獲得について、公募情報の共有・提供や若手研究員に対する申請支援等の組織的な取組を行い、厚生労働科学研究費補助金等の競争的研究資金を32件獲得した。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>以下のとおり、年度計画等を達成している。</p> <p>・病床利用率は80.2%と計画値を上回ることができた。</p> <p>・個人未収金については、全ての労災病院内に設置している未収金対策チームの活動を強化し、未収金発生防止マニュアルに基づく新規発生防止への取組のより一層の推進及び法的手段の実施等状況に応じた回収業務に努めた結果、医療未収金比率（医療事業収入に対する個人未収金の割合）は0.70%となった（前中期目標期間の実績平均0.81%）。</p> <p>・保有資産の有効な活用方法について、保有資産利用実態調査に基づき、保有資産検討</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

<p>的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図ること。</p> <p>また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図ること。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>動的な研究の促進のため必要な場合には、既存の研究予算との使途目的を整理した上で、外部資金の獲得を図る。</p> <p>また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図る。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算に</p>	<p>動的な研究の促進のため必要な場合には、既存の研究予算との使途目的を整理した上で、外部資金の獲得を図る。</p> <p>また、ホームページへの掲載やメールマガジンの活用、講演会等での積極的な広報、共同研究の推進等に取り組み、研究施設・設備の有償貸与、特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化、寄附金等により自己収入の拡大を図る。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行</p>	<p>的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図っているか。</p> <p>・研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図っているか。</p> <p>・運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行</p>	<p>施設、設備の有償貸与の促進を図るためホームページに貸与可能研究施設、施設リストを掲載し、周知を図った。結果、令和元年度は3件の申請があり、自己収入の拡大を図った。</p> <p>・特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化による自己収入の拡大を図った。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行った。</p>	<p>会議において新たに選定した資産を含め、処分可能な資産の売却作業を進めるとともに、不要財産（機構法附則第7条に基づく資産等）の中で未処分となっている資産について売却収入を国庫納付する資産については、評価額の見直し、不動産業者等へ買受勧奨等を実施し、国庫納付した。</p> <p><課題と対応></p> <p>病床利用率は計画を達成しているところであるが、更なる経営改善のため、引き続き病院収入の安定的な確保に努めて行くこととする。</p>	
---	--	---	---	--	---	--

<p>また、独立行政法人会計基準を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。</p> <p>3 労災病院の経営改善</p> <p>(1) 独立行政法人国立病院機構との連携等</p> <p>全ての労災病院において医薬品及び高額医療機器等の共同購入等を実施し、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的医療機関と連携を行うほか、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図ること。</p>	<p>よる運営を行う。</p> <p>また、独立行政法人会計基準を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p>3 労災病院の経営改善</p> <p>(1) 独立行政法人国立病院機構との連携等</p> <p>全ての労災病院において医薬品及び高額医療機器等の共同購入等を実施し、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的医療機関と連携を行うほか、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図る。</p>	<p>う。</p> <p>また、独立行政法人会計基準を踏まえ、運営費交付金の会計処理に当たっては、原則として業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p>3 労災病院の経営改善</p> <p>(1) 独立行政法人国立病院機構との連携等</p> <p>ア 医薬品及び高額医療機器等の共同購入を推進することにより支出削減に努める。</p> <p>イ 医薬品及び高額医療機器等の共同購入にあたっては、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的医療機関と連携を行う。</p> <p>ウ 医師が不足する病院の医師確保等を行い、</p>	<p>っているか。</p> <p>・独立行政法人会計基準を踏まえ、業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理しているか。</p> <p>・医薬品及び高額医療機器等の共同購入を推進しているか。</p> <p>・医薬品及び高額医療機器等の共同購入にあたっては、公的医療機関と連携を行っているか。</p> <p>医師が不足する病院の医師確保等を行っている</p>	<p>また、独立行政法人会計基準を踏まえ、運営費交付金の会計処理に当たっては、原則として業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理を行った。</p> <p>3 労災病院の経営改善</p> <p>(1) 独立行政法人国立病院機構との連携等</p> <p>医薬品及び高額医療機器等の共同購入を継続実施し、スケールメリットによる支出削減及び当該契約業務の本部への集約化による事務手続の軽減を図った。</p> <p>令和元年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品の共同購入（国立病院機構及び国立高度専門医療研究センター）について、令和元年7月及び令和2年1月に共同入札を実施（10,900品目 削減効果915百万円）。 ・ 高額医療機器の共同購入（国立病院機構及び地域医療機能推進機構）について、令和元年5月及び6月に共同入札を実施（CT、MRI等7機種25台 削減効果770百万円）。 ・ 労災病院グループにおけるリース調達物件について、令和元年8月及び12月に共同入札を実施（28件 削減効果148百万円）。 <p>医薬品の共同購入の実施に当たっては国立病院機構及び国立高度医療専門センターと、高額医療機器の共同購入の実施に当たっては国立病院機構及び地域医療機能推進機構の公的医療機関との連携の下で行った。</p> <p>なお、高額医療機器の共同購入については、令和2年度から国立病院機構及び地域医療機能推進機構に加えて、新たに日本赤十字社が参加する予定。</p> <p>労災病院間における医師派遣については、医師確保が特に困難な状況にある労災病院が提出した医師派遣要望書に基づき、地区ブロック会議等で派遣協力を依頼するとともに機構役員等が個別に各労災病院長に協力依頼を行った。</p>		
--	--	---	---	--	--	--

<p>(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等 労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図ること。</p> <p>(3) 医業収入の安定的な確保 安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行うこと。また、客観的な指標により病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努めること。</p>	<p>(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等 労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉え、ガバナンス機能の向上を図るため、個別病院単位の財務関係書類を作成、公表する。</p> <p>(3) 医業収入の安定的な確保 安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステム構築における各労災病院の取組を推進し、新入院患者確保に努め</p>	<p>労災病院の経営改善を図る。</p> <p>(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等 労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図る。</p> <p>(3) 医業収入の安定的な確保 安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステム構築における各労災病院の取組を推進し、新入院患者確保に努め</p>	<p>か。</p> <p>・ 個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図っているか。</p> <p>・ 安定的な病院運営のため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行っているか。</p> <p>・ 地域医療構想、等を踏まえた適正な診療機能の見直しを行い、新入院患者の確保に努めることにより病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保</p>	<p>医師の派遣については、関係大学医局の意向、派遣元労災病院の欠員補充等の調整に取り組んだ結果、令和元年度は、2件の労災病院間の医師派遣（計7人）が行われ、地方の医師不足が深刻な労災病院を支援した。</p> <p>【令和元年度労災病院間医師派遣実績】 東北労災病院→青森労災病院（呼吸器内科） 中部労災病院→旭労災病院（麻酔科） ※派遣医師数計 7人</p> <p>(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等 労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図った。 なお、平成30事業年度分については、独立行政法人通則法に基づく厚生労働大臣の財務諸表の承認後、速やかにホームページにおいて公表を行った。</p> <p>(3) 医業収入の安定的な確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院施設の効率的な稼働 以下の取組により、病床利用率は80.2%と計画を上回った。 (ア) 病院協議 施設別病院協議において、地域における勤労者医療の中核的な役割や地域医療構想等を踏まえた今後の病院機能の維持・向上に向けた病院の中長期的な運営体制等について、本部と病院が協議を行い、各病院の運営計画を決定し、より効率的な医療の提供に努めた。 (イ) 【本部において取り組んだ事例】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に経営状況が悪化している病院（経営改善病院等）に対する個別業務指導・支援（行動計画の作成・フォローアップ、病院長等へのヒアリング、収入増加・支出削減対策の指導等） ・ 年度当初からの入院収入計画達成状況及び上半期の経営状況を分析し、個別病院への経営指導及びフォローアップ等 (ウ) 【本部と病院が共同で取り組んだ事例】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に高齢化社会を踏まえ、地域から求められている在宅・介護系施設等との連携強 		
--	---	--	---	--	--	--

<p>(4) 医業未収金の適切な回収 医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うこと。</p>	<p>ることにより、病院施設を効率的に稼働させ、病床利用率を全国平均以上(※)とするなど、繰越欠損金が生じないよう病院収入の安定的な確保に努める。 【※：医療法施行令第四条の八による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率の年間実績】</p> <p>(4) 医業未収金の適切な回収 医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、医業未収金比率(医療事業収入に対する個人未収金の割合)について、前中期目標期間の実績の平均を超えないものとして、適切に回収を行う。</p>	<p>ることにより、病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努める。 そのため、全病院平均で一般病床の病床利用率について、直近(平成29年)の全国平均75.9%以上を確保する。</p> <p>(4) 医業未収金の適切な回収 医業未収金について、機構本部及び各病院連携の下、従来から推進してきた院内体制の更なる確立を図りながら、医業未収金の新規発生防止への取組のより一層の推進を図る。また、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うことにより、医業未収金比率(医療事業収入に対する個</p>	<p>に努めているか。</p> <p>・ 医業未収金について、従来から推進してきた院内体制の更なる確立により、新規発生防止への取組の推進を図っているか。</p> <p>・ 定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、前中期目標期間の実績の平均を超えない範囲で適切に回収しているか。</p>	<p>化に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営改善病院：平成30年度、地域のニーズ及び医療提供体制を踏まえた「将来構想」を策定させ個別協議を実施し、令和元年度から病床機能の変更、病床数削減、併せて病床機能及び病床数に見合った人員を配置 経営改善病院以外の病院：重要な経営指標が特に悪化している病院に対し診療機能の見直し等の検討を行い、令和元年度から経営改善病院として指定 <p>・ 病院収入の安定的な確保 収益面においては、平均在院日数の短縮等により入院患者数が減となったものの、外来患者数及び上位施設基準の取得、高額手術や抗がん剤治療件数の増等により入外診療単価が増となったことにより、経常収益については、平成30年度と比較して52億円の増となった。</p> <p>○労災病院の経常収益</p> <table border="1" data-bbox="1169 655 2086 732"> <tr> <th>区 分</th> <th>①30年度</th> <th>②元年度</th> <th>増減(②-①)</th> </tr> <tr> <td>経常収益</td> <td>2,867億円</td> <td>2,919億円</td> <td>+52億円</td> </tr> </table> <p>(4) 医業未収金の適切な回収</p> <p>医業未収金については、請求先が保険者等(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等)と個人とに分けられるが、令和元年度末の医業未収金約461億円のうち約440億円については、保険者に係るもので、請求後1~2か月後には支払われるものである。</p> <p>保険者以外の個人未収金については、全ての労災病院内に設置している未収金対策チームの活動を強化し、未収金発生防止マニュアルに基づく新規発生防止への取組のより一層の推進及び法的手段の実施等状況に応じた回収業務に努めた結果、医業未収金比率(医療事業収入に対する個人未収金の割合)は0.70%となった(前中期目標期間の実績平均0.81%)。</p> <p>(参 考)</p> <p>年度別個人未収金内訳表 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1041 1394 2220 1759"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">保 険 者 (支 払 基 金 等)</th> <th colspan="4">個 人 未 収 金</th> <th rowspan="2">対医療事 業収入割 合(%)</th> <th rowspan="2">合 計</th> <th rowspan="2">医 療 事 業収入</th> </tr> <tr> <th>一 般 債 権</th> <th>貸 倒 懸 念 債 権</th> <th>破 産 更 生 債 権 等</th> <th>小 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①元年度</td> <td>44,027</td> <td>1,137</td> <td>580</td> <td>340</td> <td>2,057</td> <td>0.70</td> <td>46,084</td> <td>295,063</td> </tr> <tr> <td colspan="6">②前中期目標期間の実績平均</td> <td>0.81</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">差(①-②)</td> <td>△0.11</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	①30年度	②元年度	増減(②-①)	経常収益	2,867億円	2,919億円	+52億円	区 分	保 険 者 (支 払 基 金 等)	個 人 未 収 金				対医療事 業収入割 合(%)	合 計	医 療 事 業収入	一 般 債 権	貸 倒 懸 念 債 権	破 産 更 生 債 権 等	小 計	①元年度	44,027	1,137	580	340	2,057	0.70	46,084	295,063	②前中期目標期間の実績平均						0.81			差(①-②)						△0.11				
区 分	①30年度	②元年度	増減(②-①)																																																			
経常収益	2,867億円	2,919億円	+52億円																																																			
区 分	保 険 者 (支 払 基 金 等)	個 人 未 収 金				対医療事 業収入割 合(%)	合 計	医 療 事 業収入																																														
		一 般 債 権	貸 倒 懸 念 債 権	破 産 更 生 債 権 等	小 計																																																	
①元年度	44,027	1,137	580	340	2,057	0.70	46,084	295,063																																														
②前中期目標期間の実績平均						0.81																																																
差(①-②)						△0.11																																																

<p>4 保有資産の見直し</p> <p>(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断に見直しを行うこと。</p> <p>また、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うこと。</p>	<p>4 保有資産の見直し</p> <p>(1) 機構が保有する資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有する必要性について検証、不断に見直しを行い、支障のない限り、国へ返納等を行う。</p> <p>また、労災病院の保有資産のうち、機構成立後において、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成14年法律第171号。以下「機構法」という。）附則第7条に基づく資産処分以外の資産処分により生じた収入については、医療の提供</p>	<p>人未収金の割合)について、前中期目標期間の実績の平均を超えないものとしつつ、適切に回収を行う。</p> <p>4 保有資産の見直し</p> <p>(1) 機構が保有する資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有する必要性について検証、不断に見直しを行い、支障のない限り、国へ返納等を行う。</p> <p>また、労災病院の保有資産のうち、不要財産（独立行政法人通則法第48条）の処分により生じた収入については、医療の提供を確実にするため、労災病院の増改築費用等への有効活用を努める。</p>	<p>・保有資産について、有効利用可能性、効果的な処分等といった観点に沿って、その保有する必要性について不断に見直しを行い、支障のない限り、国へ返納等を行っているか。</p> <p>・保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産（独立行政法人通則法第48条）の処分により生じた収入について、労災病院の増改築費用等への有効活用を努めているか。</p>	<p>4 保有資産の見直し</p> <p>保有資産の更なる有効活用に資するため、保有資産利用実態調査を実施し、調査に基づき随時検討するとともに、処分予定の土地及び建物については、順次、測量・登記・不動産鑑定評価・売却に係る入札を実施し、売却作業を進めた。</p> <p>元年度においては、保有資産検討会議において、新潟労災病院職員宿舎（東雲宿舎）、新潟労災病院敷地の一部及び愛媛労災病院院長宿舎を処分可能な資産として新たに選定し、測量を実施し、登記・不動産鑑定評価の準備を進めた。</p> <p>また、労災病院の保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産の処分として、和歌山労災病院移転後跡地の一部、門司メディカルセンター職員宿舎（片上宿舎、大久保宿舎）、神戸労災病院職員宿舎（藤江宿舎）及び鹿島労災病院敷地（駐車場用地）の売却を実施し、売却により生じた収入を増改築基金に充当した。</p>		
---	---	---	--	--	--	--

<p>(2) 特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録及び保有コストの削減並びに特許収入の拡大を図ること。</p>	<p>を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等へ有効活用する。</p> <p>(2) 特許権は、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その実施を促進し、特許収入の拡大を図る。</p> <p>また、登録から一定の年月が経過し、実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものは、当該特許権の維持の是非を検討し、登録及び保有コストの削減を図る。</p> <p>5 予算（人件費の見積もりを含む。）</p> <p>別紙2のとおり</p> <p>6 収支計画</p> <p>別紙3のとおり</p> <p>7 資金計画</p> <p>別紙4のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額</p>	<p>(2) 特許権は、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その実施を促進し、特許収入の拡大を図る。</p> <p>また、登録から一定の年月が経過し、実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものは、当該特許権の維持の是非を検討し、登録及び保有コストの削減を図る。</p> <p>5 予算（人件費の見積もりを含む。）</p> <p>別紙2のとおり</p> <p>6 収支計画</p> <p>別紙3のとおり</p> <p>7 資金計画</p> <p>別紙4のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額</p>	<p>・特許権について、開放特許情報データベースへの登録等により、特許収入の拡大を図っているか。</p> <p>・特許権について、実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものは、当該特許権の維持の是非を検討し、登録及び保有コストの削減を図っているか。</p>	<p>・特許権等の取得が可能と見込まれるものについては、必要性及び費用対効果等を勘案して判断を行い、令和元年度は新たに10件の出願を行った。</p> <p>・知的財産の活用促進を図るため、特許権について、安衛研のホームページにその名称、概要等を報告した。</p> <p>・安衛研内の会議において、特許権維持の是非について検討を行った結果、令和元年度は特許権の削減は行わなかった。</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p>		
--	--	--	--	--	--	--

	<p>4632 百万円 (運営費交付金 年間支出の12分 の3を計上) 2 想定される 理由 運営費交付金 の受入の遅延に よる資金不足等 第5 不要財産 又は不要財産と なることが見込 まれる財産があ る場合には、当 該財産の処分に 関する計画 以下の財産処 分を中期目標期 間の最終年度ま でに完了するよ う努める。 機構法附則第 7条の規定に基 づく資産である 旧岩手労災病院 職員宿舎につい ては、売却によ り国庫納付を行 う。 また、旧労災 リハビリテーシ ョン愛知作業所 については、建 物等を解体し、 土地を所有者に 返還する。</p>	<p>4632 百万円 (運営費交付金 年間支出の12分 の3を計上) 2 想定される 理由 運営費交付金 の受入の遅延に よる資金不足等 第5 不要財産 又は不要財産と なることが見込 まれる財産があ る場合には、当 該財産の処分に 関する計画 中期計画に掲 げる不要財産の 処分に当たり、 機構法附則第7 条の規定に基 づく資産である 旧岩手労災病院 職員宿舎につい ては、評価額の見 直しを行い、不 動産媒介業者を 活用するなど、 売却手続を進め る。 また、旧労災 リハビリテーシ ョン愛知作業所 については、土 地の所有者であ る愛知県と協議 のうえ、返還に 向けた手続きを 進める。</p>	<p>・旧岩手労災病 院職員宿舎につ いて、評価額 の見直しを行い、 不動産媒介業者 を活用するなど 、売却手続を進 めているか。 ・旧労災リハビ リテーション愛 知作業所につい て、愛知県と協 議のうえ、返還 に向けた手続きを 進めているか 。</p>	<p>労働安全衛生融資貸付債権に係る返済資金として令和元年5月に4百万円を借り入れた。</p> <p>第5 不要財産又は不要財産となるが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>○ 機構法附則第7条の規定に基づく資産 旧岩手労災病院職員宿舎については、新たに鑑定評価を実施し、国有財産評価基準を参考にした評価替の方法に変更することで最低売却価格の見直しを行うとともに、不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行い、令和元年8月9日に売却を完了した。</p> <p>○ 上記以外の資産 旧労災リハビリテーション愛知作業所については、原状回復の方法について愛知県との協議及び土地の調査業務を進めた。</p>		
--	---	---	---	--	--	--

	<p>第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画</p> <p>中期目標期間の最終年度までに売却等が完了するよう努める。</p> <p>秋田労災病院駐車場用地、秋田労災病院職員宿舎、福島労災病院現有地、鹿島労災病院駐車場用地、関西労災病院職員宿舎、神戸労災病院職員宿舎、和歌山労災病院移転後跡地の一部、九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎</p>	<p>第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画</p> <p>中期計画に掲げる不要財産以外の重要な財産の処分にあたり、測量、不動産鑑定評価及び評価額の見直しを行い、不動産媒介業者を活用するなど、引き続き売却等手続を進める。</p>	<p>・中期計画に掲げる不要財産以外の重要な財産の処分にあたり、評価額の見直し等を行い、不動産媒介業者を活用するなど、売却等手続を進めているか。</p>	<p>第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 秋田労災病院駐車場用地 <ul style="list-style-type: none"> ・ 再鑑定評価の時点修正及び国有財産評価基準を参考にした評価替の方法により最低売却価格の見直しを行うとともに、不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行ったが応札者が無かったことから、改めて随意契約公告を行った。 ○ 秋田労災病院職員宿舎 <ul style="list-style-type: none"> ・ 御坂宿舎については、再鑑定評価の時点修正及び国有財産評価基準を参考にした評価替の方法により最低売却価格の見直しを行うとともに、不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行ったが応札者が無かったことから、改めて随意契約公告を行った。 ・ 小館宿舎については、測量・登記・不動産鑑定を実施し、不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行ったが応札者が無かったことから、改めて随意契約公告を行った。 ○ 福島労災病院現有地 <ul style="list-style-type: none"> ・ いわき市との土地交換についての協議及び、交換予定地の敷地調査の準備中である。 ○ 鹿島労災病院駐車場用地 <ul style="list-style-type: none"> ・ 神栖市からの取得要望に対して、協議が整ったため、12月に開催された神栖市議会での可決をもって令和元年12月24日付け土地売買契約を締結し、令和2年1月17日に売却を完了した。 ○ 関西労災病院職員宿舎 <ul style="list-style-type: none"> ・ 測量・登記・不動産鑑定を実施し、不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行ったが応札者が無かったことから、改めて随意契約公告を行った。 ○ 神戸労災病院職員宿舎 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行い、令和元年8月9日に売却を完了した。 ○ 和歌山労災病院移転後跡地の一部 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市道計画用地については、和歌山市からの取得要望に対して、協議が整ったため令和元年7月16日に売却を完了した。 ・ 職員駐車場の一部については、市道計画用地の工事完了後に処分について進めることとしている。 ○ 九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎 <ul style="list-style-type: none"> ・ 片上町宿舎については、不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行い、令和元年8月9日に売却を完了した。 		
--	---	---	--	---	--	--

	<p>第7 剰余金の 使途</p> <p>本中期目標期 間中に生じた剰 余金について は、労災病院に おいては施設・ 設備の整備、そ の他の業務にお いては労働者の 健康の保持増進 に関する業務や 調査及び研究並 びにその成果の 普及の充実に充 当する。</p> <p>第8 その他主 務省令で定める 業務運営に関す る事項</p> <p>1 人事に関す る計画</p> <p>運営費交付金 を充当して行う 業務に係る常勤 職員については 、業務の効率化 及び体制の強化 の両面からその 職員数の適正 化を図る。</p> <p>2 施設・設備 に関する計画</p> <p>(1) 労災病院 に係る計画</p>	<p>第7 剰余金の 使途</p> <p>労災病院にお いては施設・設 備の整備、その 他の業務におい ては労働者の健 康の保持増進に 関する業務や調 査及び研究並び にその成果の普 及の充実に充当 する。</p> <p>第8 その他主 務省令で定める 業務運営に関す る事項</p> <p>1 人事に関す る計画</p> <p>運営費交付金 を充当して行う 業務に係る常勤 職員については 、業務の効率化 及び体制の強化 の両面からその 職員数の適正化 を図る。</p> <p>2 施設・設備 に関する計画</p> <p>(1) 労災病院 に係る計画</p>	<p>・ 労災病院にお ける施設・設備 の整備、その他 の業務について 、労働者の健康 の保持増進に 関する業務や調 査及び研究並び にその成果の普 及の充実に充当 しているか。</p> <p>・ 運営費交付金 を充当して行う 業務に係る常勤 職員について、 職員数の適正化 を図っている か。</p>	<p>・ 大久保宿舎については、再鑑定評価の時点修正及び国有財産評価基準を参考にした評価替の方法により最低売却価格の見直しを行うとともに、不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行い、令和元年8月6日に売却を完了した。</p> <p>第7 剰余金の使途</p> <p>令和元年度決算においては、剰余金は生じなかった。</p> <p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>業務の効率化及び体制の強化を目的として、機構本部の組織再編を行い、機構が担う各事業に係る所掌事務を勘案した常勤職員数の適正化を図った。</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画</p>		
--	--	--	---	---	--	--

	<p>中期目標期間中に整備する労災病院の施設・設備については、別紙5のとおりとする。</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。</p> <p>ア 施設名 北海道せき損センター、大阪労災病院治療就労両立支援センター、安衛研</p> <p>イ 予定額 18507 百万円 (特殊営繕、機器等整備を含む。)</p> <p>ウ 上記の計画については、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案し、施設整備を追加又は予定額を変更することがあり</p>	<p>旭労災病院、山陰労災病院及び大阪労災病院の施設整備を進めるとともに、北海道中央労災病院及び福島労災病院について、施設整備計画の検討を行う。</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により次のとおり施設整備を行う。</p> <p>ア 施設名 北海道せき損センター、安衛研</p> <p>イ 予定額 総額2609百万円(特殊営繕、機器等整備を含む。)</p> <p>ウ 上記の計画については、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案し、施設整備を追加又は予定額を変更することがあり</p>	<p>・旭労災病院、山陰労災病院及び大阪労災病院の施設整備を進め、北海道中央労災病院及び福島労災病院について、施設整備計画の検討を行っているか。</p> <p>・北海道せき損センター、安衛研について施設整備費補助金により施設整備を行っているか。</p> <p>・施設整備を追加又は予定額を変更する場合は、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案しているか。</p>	<p>〔引き続き整備を進める施設〕 旭労災病院〔令和2年7月完了予定〕 山陰労災病院〔令和7年1月完了予定〕 大阪労災病院〔令和6年6月完了予定〕</p> <p>〔施設整備の検討を行った施設〕 北海道中央労災病院、福島労災病院</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画</p> <p>労災病院以外の施設について、令和元年度には施設整備費補助金により次のとおり施設整備を実施している。</p> <p>ア 施設名 安衛研については、墜落・転落防止研究棟を設計し、令和3年度完了の予定である。</p> <p>イ 実績額 当初予定額2,609百万円に平成30年度からの繰越額377百万円を含めた2,986百万円(特殊営繕費、機器等整備費含む)に対し、2,205百万円を執行した。</p> <p>変更交付及び予算繰越については、必要に応じて関係機関と協議を実施した。 令和元年度は、吉備高原医療リハビリテーションに設置予定であった特注品の納期遅延に伴う基本計画の変更が生じたこと等による繰越があったが、令和2年度内には完了する見通しである。</p>		
--	--	---	---	---	--	--

	<p>得る。</p> <p>3 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p> <p>4 積立金の処分に関する事項</p> <p>積立金は、厚生労働大臣の承認するところにより、将来の資金決済の生じない費用に充てる。</p>	<p>得る。</p> <p>3 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行うことがある。</p> <p>4 積立金の処分に関する事項</p> <p>積立金は、将来の資金決済の生じない費用に充てる。</p>	<p>・中期目標期間を超える債務負担について、その必要性及び資金計画への影響を勘案したうえで、行われているか。</p> <p>・積立金は、将来の資金決済の生じない費用に充てられているか。</p>	<p>3 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>中期目標期間を超える債務負担の実績はない。</p> <p>4 積立金の処分に関する事項</p> <p>積立金は、資金決済の生じない費用に充当した。</p>		
--	---	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

〔目的積立金等の状況〕

(単位：百万円、%)

	令和元年度末 (初年度)	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	37,656				
目的積立金	—				
積立金	—				
うち経営努力認定相当額	—				
その他の積立金等	—				
運営費交付金債務	342				
当期の運営費交付金交付額(a)	10,195				
うち年度末残高(b)	203				

当期運営費交付金残存率 (b÷a)	2.0					
-------------------	-----	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0453-07、0453-08

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
研修の有益度 (計画値)	有益度調査において 全研修平均で85%以上	—	85.0%					
研修の有益度 (実績値)	—	89.5%	90.2%					
達成度	—	—	106.1%					
労災看護専門学校の 国家試験合格率 (計画値)	全国平均以上の 看護師国家試験合格率	—	89.2%					
労災看護専門学校の 国家試験合格率 (実績値)	—	98.9%	98.4%					
達成度	—	—	110.3%					
破産更生債権を除いた 債権の回収額 (百万円) (計画 値)	弁済計画に基づいた 年度回収目標額	—	6					
破産更生債権を除いた 債権の回収額 (百万円) (実績 値)	—	16	11					
達成度	—	—	183.3%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
第6 その他業務運営に関する重要事項	第9 その他業務運営に関する重要事項	第9 その他業務運営に関する重要事項	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証を行い、グループワークを多く取り入れるなど、より効率的かつ効果的な専門研修内容及び研修プログラムの充実を図り、有益度調査において全研修平均で85%以上の有益度を得る。 ・破産更生債権を除いた債権について、弁済計画に基づいた年度回収目標額を回収する。 ・労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成し、看護師国家試験合格者を全国平均以上とす 	第9 その他業務運営に関する重要事項	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>以下のとおり、年度計画等を達成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事に関する事項における研修の有益度については、研修終了後のアンケート調査等を元に研修カリキュラムの見直しを図った結果、有益度は、令和元年度の全ての研修の平均で90.2%となり、計画値85%のところ106.1%の達成度であった。 ・労災看護専門学生の国家試験合格率については、全国平均を上回る合格者を輩出し、労災病院の看護師確保に貢献した。 ・労働安全衛生融資については、積極的な債権回収に努めたところ、目標額6百万円を上回る11百万円を回収した（達成度183.3%）。 	評価	<p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>

<p>通則法第29条第2項第5号のその他業務運営の効率化に関する重要事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 人事に関する事項</p> <p>(1) 能動的な人事管理</p> <p>機構の業務運営に見合った人材の採用に努めること。</p> <p>また、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事及び給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図ること。</p> <p>(2) 優秀な研究員の確保・育成</p> <p>研究員の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。</p> <p>また、任期の定めのない研究</p>	<p>1 人事に関する事項</p> <p>(1) 能動的な人事管理</p> <p>機構の業務運営に見合った人材の採用に努める。</p> <p>また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図る。</p> <p>(2) 優秀な研究員の確保・育成</p> <p>ア 研究員は、公募による任期付採用を原則とし、任期中に研究員としての能力が確認された者から、研究業</p>	<p>1 人事に関する事項</p> <p>(1) 能動的な人事管理</p> <p>機構の業務運営に見合った人材の採用に努める。</p> <p>また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図る。</p> <p>(2) 優秀な研究員の確保・育成</p> <p>ア 研究員は、公募による任期付採用を原則とし、任期中に研究員としての能力が確認された者から、研究業</p>	<p>る。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・機構の業務運営に見合った人材の採用に努めているか。</p> <p>・適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映しているか。</p> <p>・研究員は、公募による任期付採用を原則とし、任期中に研究員としての能力が確認された者は、任期を付さ</p>	<p>1 人事に関する事項</p> <p>(1) 能動的な人事管理</p> <p>病院経営に係る知識や分析能力を備えた事務職員を育成し事務部門の病院経営に係る機能強化をするため、医事業務に精通した事務職員の育成制度を創設し、対象となる職員の採用に努めた。</p> <p>適切な能力開発を実施するとともに職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、引き続き取り組んでいく。</p> <p>研究員の業績評価として、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長等管理職に着目した評価項目による評価の実施。 ・研究員について、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献（研究業務以外の業務を含む貢献）の観点からの個人業績評価を行う。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究員の所属部長等、領域長及び所長による総合的な評価により実施。 <p>評価結果については、人事管理等に適切に反映させるとともに、評価結果に基づく総合業績優秀研究員、研究業績優秀研究員及び若手総合業績優秀研究員を表彰。</p> <p>(2) 優秀な研究員の確保・育成</p> <p>ア 研究員の採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規研究員は、原則、3年間の任期付研究員として採用している。 ・新規研究員の採用に際しては、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い研究員を採用するため、研究者人材データベース（JREC-IN）への登録、学会誌への公募掲載等により全て公募を行い、採用後は、それまでの研究成果等を評価し、任期を付さない研究員として登用している。 <p>令和元年度は2人の研究員について任期を付さない研究員として登用した。また、令和2年度に向けて、2人の任期付研究員に係る研究業績評価を実施した。</p>	<p>・内部統制の充実・強化等、公正で適切な業務運営に向けた取組、決算検査報告指摘事項への対応、適切な情報セキュリティ対策の推進については、年度計画を達成した。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	
--	---	---	--	---	--	--

<p>員の採用に当たっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採用すること。</p> <p>研究員の能力開発を図り、労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すことで、研究スキルの向上に配慮し、キャリアアップを戦略的に実施すること。</p>	<p>績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。</p> <p>イ ただし、アによらず、研究所に必要な専門性を有し、研究経験及び研究員としての能力が優れている者を採用する場合は、任期の定めのない研究員として採用することとする。</p> <p>ウ 女性や障害者がその能力を發揮できる研究環境の整備に努める。</p>	<p>績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。</p> <p>イ ただし、アによらず、研究所に必要な専門性を有し、研究経験及び研究員としての能力が優れている者を採用する場合は、任期の定めのない研究員として採用することとする。</p> <p>ウ 次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）に基づく一般事業主行動計画における、育児休業、フレックスタイム等の各種制度を活用して、育児・介護等と研究の両立を図るための環境整備に努めるとともに、障害のある研究員がその能力を十分に發揮できる研究環境の整備に努める。</p>	<p>ない研究員として登用しているか。</p> <p>・上記によらず、研究経験及び研究員としての能力が優れている者を採用する場合は、任期の定めのない研究員として採用しているか。</p> <p>・育児休業等の各種制度を活用し、育児・介護等と研究の両立を図るための環境整備に努めているか。</p> <p>・障害のある研究員がその能力を十分に發揮できる研究環境の整備に努めているか。</p>	<p>イ 優秀な研究員の確保 任期を付さない研究員を採用する場合は、研究経験等を踏まえ、慎重に採用決定することとしている。※令和元年度の採用実績は無い。</p> <p>ウ 研究環境の整備 ・フレックスタイム制に関する協定に基づき、柔軟な勤務時間体系の運用を図ること、専門型裁量労働制により、一定の研究員に対し労働時間の自己管理を図り、調査研究成果の一層の向上を期待するとともに、育児休業制度等を活用した育児・介護等と研究の両立ができるような環境整備に努めた。 ・採用に当たって個々の事情に応じた勤務時間等に配慮するとともに、車椅子を使用する研究員に対しては、勤務がしやすいように職場のレイアウトを工夫するなど、障害のある研究員がその能力を十分に發揮できる研究環境の整備に努めた。</p> <p>エ 研究業績評価等 研究員については、安衛研での研究ニーズや研究員の実績、経験、将来性等を考慮し、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献（研究業務以外の業務を含む貢献）等の多面的な業績評価に</p>		
--	--	--	--	--	--	--

<p>(3) 医療従事者の確保</p> <p>ア 労災病院において、質の高い医療の提供及び安定した運営基盤の構築のため、医師等の確保、定着について強化を図ること。</p> <p>また、チーム医療を推進する</p>	<p>性等を考慮した、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。</p> <p>オ 若手研究員による外部資金の獲得の促進や、在外研究員派遣制度の活用促進を図る。</p> <p>カ 労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すなど、研究スキルの向上に配慮したキャリアアップを戦略的に実施する。</p> <p>(3) 医療従事者の確保</p> <p>ア 優秀な医師の育成等</p> <p>勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修指導医・研修医を対象とした機構独自の講習会等を通じて、勤労者医療、他職種との協働</p>	<p>性等を考慮した、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。</p> <p>オ 若手研究員による外部資金の獲得の促進や、在外研究員派遣制度の活用促進を図る。</p> <p>カ 労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すなど、研究スキルの向上に配慮したキャリアアップを戦略的に実施する。</p> <p>(3) 医療従事者の確保</p> <p>ア 優秀な医師の育成等</p> <p>勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ機構独自の臨床研修指導医講習会及び初期臨床研修医を対象とした集合研修を実施し、優秀な医</p>	<p>柔軟な人事配置を行っているか。</p> <p>・若手研究員による外部資金の獲得や、在外研究員派遣制度の活用を促進しているか。</p> <p>・労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すなど、研究スキルの向上に配慮したキャリアアップを戦略的に実施しているか。</p> <p>・勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ機構独自の臨床研修指導医講習会及び初期臨床研修医を対象とした集合研修を実施しているか。</p>	<p>基づき、安衛研における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、各研究員の専門性等を考慮し、研究グループに捉われない柔軟な配置を行った。</p> <p>オ 研究員の海外派遣制度の活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに採用した若手研究員については、研究員をチューターとして研究活動を支援し、外部資金の獲得方法等を指導した。 研究員の資質・能力の向上等を図るため、在外研究員派遣制度を活用し、令和元年度は1人の職員をフィンランド労働衛生研究所（Finnish Institute of occupational Health）へ、派遣した。 令和2年度に当該制度による派遣を実施する職員を選考するため、12月に在外研究員派遣面接審査を実施した。 <p>カ 研究職員のスキル向上の取組等</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種学会への積極的な参加や発表を行い、知識の習得を勧奨した。 安衛研と労災病院がこれまで取り組んできた研究内容等について、相互理解を深めることを主な目的として、平成29年度から毎年調査・研究発表会を開催し、基礎研究者（安衛研の研究者）と臨床研究者（労災病院の医師等）との間で活発な意見交換を行い、意思疎通を図っている。 吉備高原医療リハビリテーションセンターで行われた自立歩行支援ロボットを装着したりハビリ訓練現場への立ち合いと安全チェックリストの検討への参加や、埼玉産業保健総合支援センターが行った専門的研修「オフィスの温湿度問題を考える」に参画する等、研究員の労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養い、研究スキルの向上に係る取組を実施した。 <p>(3) 医療従事者の確保</p> <p>ア 優秀な医師の育成等</p> <p>「全国労災病院臨床研修指導医講習会」の実施により、研修医に対する適切な指導体制の確保に努めるとともに、治療と仕事の両立支援を始め、労災疾病研究などの勤労者医療の内容を盛り込んだ研修を実施することで、勤労者医療に関する理解の向上に努め、勤労者医療を実践できる優秀な医師の育成に取り組んだ。</p> <p>講習会は、令和元年度は1回目を6月、2回目を1月に開催し、他職種との連携強化を目的として医師63人以外に各病院で初期臨床研修医の評価を担当している看護職10人及び薬剤師10人が受講した。開催に当たっては、受講生の理解度をより高めるとともに、より魅力ある講義内容とするべく、講習会の世話人である労災病院医師17人（副院長3人、部長12人、副部長1人、医師1人）が事前の世話人会において、前回のアンケート結果等を踏まえてプログラムを一部変更</p>		
--	--	---	--	---	--	--

<p>ため、特定行為を行う看護師等、高度な専門性の下に多職種による連携及び協働ができる専門職種の育成及び研修を実施すること。</p> <p>さらに、機構内の人材交流のみならず、他法人の事例を参考にしながら、より一層の質の高い医療を提供するため、国病機構との人材交流も計画的に実施すること。</p>	<p>等を実践できる医師の育成に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。</p>	<p>師の育成、確保に努める。</p> <p>また、臨床研修指導医講習会においては、他職種との連携強化のため、医師以外の職種も参加させる。</p>	<p>・臨床研修指導医講習会に医師以外の職種も参加しているか。</p>	<p>した。また、前回に引き続きグループワークにチームとして問題解決策を導いていく手法を取り入れた結果、引き続き高い理解度を達成することができた。</p> <p>初期臨床研修医研修は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 労働者健康安全機構及び労災病院に関する理解を深める。 ② 勤労者医療の理解を深める。 ③ 労災病院の研修医としての一体感を深める。 <p>ことを目的に、開催している。令和元年度は、11月に開催し、研修医75人が受講した。</p> <p>臨床研修指導医講習会受講者数（毎年6月・1月開催）</p> <table border="1" data-bbox="1196 541 1715 682"> <tr> <td></td> <td>平成30年度</td> <td>令和元年度</td> </tr> <tr> <td>医師</td> <td>58人</td> <td>63人</td> </tr> <tr> <td>医師以外</td> <td>19人</td> <td>20人</td> </tr> </table> <p>初期臨床研修医研修受講者数</p> <table border="1" data-bbox="1196 772 1573 865"> <tr> <td>平成30年度</td> <td>令和元年度</td> </tr> <tr> <td>88人</td> <td>75人</td> </tr> </table> <p>受講者理解度（アンケート結果）</p> <table data-bbox="1175 961 1780 1087"> <tr> <td></td> <td>平成30年度</td> <td>令和元年度</td> </tr> <tr> <td>臨床研修指導医講習会</td> <td>97.3%</td> <td>→ 98.7%</td> </tr> <tr> <td>初期臨床研修医研修</td> <td>95.4%</td> <td>→ 91.6%</td> </tr> </table>		平成30年度	令和元年度	医師	58人	63人	医師以外	19人	20人	平成30年度	令和元年度	88人	75人		平成30年度	令和元年度	臨床研修指導医講習会	97.3%	→ 98.7%	初期臨床研修医研修	95.4%	→ 91.6%		
	平成30年度	令和元年度																										
医師	58人	63人																										
医師以外	19人	20人																										
平成30年度	令和元年度																											
88人	75人																											
	平成30年度	令和元年度																										
臨床研修指導医講習会	97.3%	→ 98.7%																										
初期臨床研修医研修	95.4%	→ 91.6%																										
<p>イ 臨床研修医及び専攻医の確保</p> <p>若手医師の確実な確保を図るため、病院見学・実習の積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等のPRを行い、臨床研修医及び専攻医（後期研修医）の確保に努める。</p>	<p>イ 臨床研修医及び専攻医の確保</p> <p>若手医師の確実な確保を図るため、病院見学・実習の積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同就職説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等のPRを行い、臨床研修医及び専攻医（後期研修医）の確保に努める。</p>	<p>イ 臨床研修医及び専攻医の確保</p> <p>若手医師の確実な確保を図るため、病院見学・実習の積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同就職説明会」等の機会を利用して、臨床研修医及び専攻医（後期研修医）を確保に努めているか。</p>	<p>・病院見学・実習の積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同就職説明会」等の機会を利用して、臨床研修医及び専攻医（後期研修医）を確保に努めているか。</p>	<p>イ 臨床研修医及び専攻医の確保</p> <p>将来の優秀な医師の確保を目的として、初期臨床研修医を確保すべく病院見学はもとより病院実習を積極的に受け入れるとともに、医学生・研修医の総合情報サイトで人気がある「レジナビ」の「臨床研修指定病院合同説明会」（全国3都市で開催）に参加し、各労災病院個々の特色等についてPRを行い、優秀な研修医及び専攻医の確保に努めた。</p> <p>上記取組の結果、当該説明会参加者から、42人（令和2年4月1日現在）の医学生を労災病院の初期臨床研修医として採用するに至った（全採用者数 138人）。</p> <p>初期臨床研修採用者数（各年度4月1日）</p> <table border="1" data-bbox="1151 1606 1644 1753"> <tr> <td>令和元年度 （平成30年10月 マッチング）</td> <td>令和2年度 （令和元年10月 マッチング）</td> </tr> <tr> <td>113人</td> <td>138人</td> </tr> </table> <p>令和元年度末で初期臨床研修を修了した労災病院の研修医のうち、令和2年4月以降も引き続き自院に勤務した医師は21人となった。</p> <p>新専門医制度への対応については、各病院において、基幹施設になるか、連携施設になるか、大学との協力体制の構築、研修プログラムの作成などを検討した結果、7領域で15施設が基幹施</p>	令和元年度 （平成30年10月 マッチング）	令和2年度 （令和元年10月 マッチング）	113人	138人																				
令和元年度 （平成30年10月 マッチング）	令和2年度 （令和元年10月 マッチング）																											
113人	138人																											

	<p>ウ 医師等の働きやすい環境の整備</p> <p>医師等の人材確保、定着及びモチベーションの向上等の観点から、院内保育体制の充実等といった医師等の働きやすい環境の整備に努める。</p> <p>エ 人材交流の推進等</p> <p>機構内の人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、施設間の人事交流を推進するとともに、国病機構との人材交流等について計画的に実施する。</p> <p>オ 専門看護師・認定看護師及び特定行為を行う看護師等の育成</p> <p>看護師につい</p>	<p>ウ 医師等の働きやすい環境の整備</p> <p>女性医師の増加に伴い、院内保育体制の充実やより柔軟な勤務が可能となるよう環境の整備に努める。</p> <p>エ 人材交流の推進等</p> <p>人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、派遣交流制度の活用に努め、施設間の人事交流を推進する。</p> <p>また、国病機構との人材交流の一環として、研修の相互参加を実施し、両法人間で研修の効果的活用に取り組む。</p> <p>オ 専門看護師・認定看護師及び特定行為を行う看護師等の育成</p> <p>チーム医療の</p>	<p>・院内保育体制の充実やより柔軟な勤務が可能となるよう環境の整備に努める。</p> <p>・派遣交流制度を活用し、施設間の人事交流を推進しているか。</p> <p>・国病機構との研修の相互参加を実施しているか。</p> <p>・より高度かつ</p>	<p>設となり、令和元年度は初めて、次年度から専攻医として研修を行う初期臨床研修医を対象とした合同説明会（専攻医向け）等へ出展する等、専攻医募集の活動を行い、40人の専攻医を確保することができた。</p> <p>ウ 医師等の働きやすい環境の整備</p> <p>・ 女性医師の多様で柔軟な働き方を推進するため、平成31年4月から育児のための医師短時間勤務制度の適用となる勤務時間をこれまでの1日6時間以上から週20時間以上に緩和することにより、医師が希望する勤務時間で就労が可能となるなど、より柔軟な働き方を選択できる制度に改めた。令和元年度は13人（30年度は2人）の女性医師が当該制度を利用した。</p> <p>（参考）院内保育所 22施設（令和元年度）</p> <p>エ 人材交流の推進等</p> <p>柔軟な人事交流の推進のため、労災病院間の派遣交流制度及び転任推進制度により管理職以外の看護師や医療職を中心に人事交流を行い、職員の能力及び病院機能の向上を図った。</p> <p>国立病院機構との研修を相互活用し、必要な研修を双方で開催するなど、研修開催の効率化、参加機会の増加など、効果的に取り組んだ結果、当機構の5研修に国立病院機構から44人が参加、国立病院機構の10研修に当機構から29人が参加した。</p> <p>オ 専門看護師・認定看護師及び特定行為を行う看護師等の育成</p> <p>医療の高度化・複雑化に伴い、チーム医療において高い専門知識や技術が求められているた</p>		
--	--	---	--	---	--	--

ては、患者・家族に良質で効率的な医療を提供するチーム医療の中心的な役割を果たすとともに、医療の質の確保、地域との切れ目のないケアの推進に向け活動する必要があることから、専門看護師・認定看護師等の育成に努める。

加えて、特定行為研修の実施により、高度な専門性の下に他職種と連携及び協働しながら、治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努める。

カ 各職種の研修プログラムの検証・充実

質の高い医療の提供と安定した運営基盤の構築に必要な人材を育成するため、集合研修においては、毎年度、各職種の研修プログラムを検証し、勤労者

推進や、医療の質の確保等のため、より高度かつ専門的なスキルを有する専門看護師及び認定看護師等の計画的な育成に努める。

加えて、特定行為研修の実施により、治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努める。

カ 各職種の研修プログラムの検証・充実

研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証を行い、グループワークを多く取り入れるなど、より効率的かつ効果的な専門研修内容及び

専門的なスキルを有する専門看護師及び認定看護師等の計画的な育成に努めているか。

・治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努めているか。

・研修内容について、アンケート調査等の検証を行い、より効率的かつ効果的な専門研修内容及び研修プログラムの充実を図り、有益度調査において全研修

め、特定分野の知識及び技術を深め、水準の高い看護ケアを効率よく提供する役割を持つ専門看護師や熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践ができる認定看護師の計画的な育成に努めた。

その結果、専門看護師8分野22人、認定看護師19分野346人の有資格者を確保した。

有資格者数（各年度4月1日時点）

	平成30年度	令和元年度
専門看護師	20人	22人
認定看護師	332人	346人

また、令和元年度から当機構が「看護師特定行為研修の指定研修機関」として研修を実施し、治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努めた。

その結果、8区分32人の特定行為研修修了者を育成した。

カ 各職種の研修プログラムの検証・充実

・令和元年度の本部集合研修は、26研修を実施し、1,313人が受講した。

本部主催各種職員研修の実施状況（元年度）

（実施研修数：26研修、参加者数：1,313人）

職種	実施研修数	研修名
医師	3研修	臨床研修指導医（2回実施）、初期臨床医研修
事務職	5研修	事務局長、新規採用者、採用後3年目他
看護職	6研修	中堅看護師（3回実施）、管理者Ⅰ、継続教育担当者他
医療職	5研修	栄養士、中央リハ部長、診療放射線技師、医療職中堅他

<p>イ 労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成し、看護師国家試験合格者を全国平均以上とすること。</p>	<p>医療・チーム医療等に関する研修内容を充実させることにより職員の資質の向上を図る。</p>	<p>研修プログラムの充実を図り、有益度調査において全研修平均で85%以上の有益度を得る。</p> <p>また、勤労者医療に関する研修では、勤労者医療の意義や実践状況、中核的医療機関として果たすべき役割等について説明し、労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深める。</p>	<p>平均で85%以上の有益度を得ているか。</p> <p>・研修において、勤労者医療の意義等について説明し、勤労者医療についての受講者の理解を深めているか。</p>	<table border="1" data-bbox="1160 138 2208 184"> <tr> <td>共 通</td> <td>7 研修</td> <td>新任管理職、安全対策、管理職2年目他</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度は、アンケート等を基に研修プログラムを見直し、次のとおり実施した。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 指導医講習会について、医師の働き方改革への対応として、これまでの金、土、日曜日の開催から木、金、土曜日の開催へと変更した。 (イ) 指導医講習会について、令和2年度から始まる新たな臨床研修プログラムに対応するため、講義内容として「短期間の研修でも使える研修医指導のコツ」を取り入れた。 (ウ) 管理職2年目研修について、働き方改革への対応として、法改正を中心にした講義とグループワーク「時間外上限規制への対応」をそれぞれ実施した。 (エ) 採用後3年目事務研修について、ロールモデルとなる上級事務職員の講義を加えた。 (オ) 事務職員の採用後2年目通信研修について、他の事務職集合研修に組み込むこととして研修の効率化を図った。 (カ) 病院経営の基本的姿勢や考え方について十分な理解を得ることを目的とした外部研修「経営のできる大学病院幹部養成プログラム」に、本部課長以上の者から2人を選抜し派遣した。 <p>令和元年度有益度調査 実績 90.2%【達成度 106.1%】</p> <p>有益度調査</p> <table border="1" data-bbox="1160 947 1484 1035"> <tr> <td>平成30年度</td> <td>令和元年度</td> </tr> <tr> <td>89.5%</td> <td>90.2%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深めるため、各種研修において、勤労者医療に関する講義の時間を設け、勤労者医療の意義や実践状況、中核的医療機関として果たすべき役割等について説明した。 <p>キ 専門性を有する看護師の養成</p> <p>労災看護専門学校においては、看護師国家試験において、全国平均を大きく上回る合格者を輩出し、勤労者医療の実践の場である労災病院の看護師確保に貢献した。</p> <p>労災看護専門学校生の看護師国家試験合格率</p> <table border="1" data-bbox="1121 1850 1644 1925"> <tr> <td>区分</td> <td>平成30年度</td> <td>令和元年度</td> </tr> <tr> <td>労災看学</td> <td>98.9%</td> <td>98.4%</td> </tr> </table>	共 通	7 研修	新任管理職、安全対策、管理職2年目他	平成30年度	令和元年度	89.5%	90.2%	区分	平成30年度	令和元年度	労災看学	98.9%	98.4%		
共 通	7 研修	新任管理職、安全対策、管理職2年目他																	
平成30年度	令和元年度																		
89.5%	90.2%																		
区分	平成30年度	令和元年度																	
労災看学	98.9%	98.4%																	

<p>ウ 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援を行うことに努めること。</p> <p>(4) 産業保健総合支援センターに従事する職</p>	<p>ク 労災病院間における医師の派遣 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対し、当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を行うことにより、労災病院グループの連携を強化するとともに医師不足の病院への支援に努める。</p> <p>(4) 産業保健総合支援センターに従事する職</p>	<p>ク 労災病院間における医師の派遣 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対し、当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を行うことにより、労災病院グループの連携を強化するとともに医師不足の病院への支援に努める。</p> <p>(4) 産業保健総合支援センターに従事する職</p>	<p>識及び技術の習得に必要な特色ある教育を行っているか。</p> <p>・労災病院において臨地実習を行っているか。</p> <p>・労災病院間における医師の派遣を行い、労災病院グループの連携を強化するとともに医師不足の病院への支援に努めているか。</p>	<table border="1" data-bbox="1121 138 1641 180"> <tr> <td>全国平均※</td> <td>89.3%</td> <td>89.2%</td> </tr> </table> <p>※出典：令和2年3月19日厚生労働省発表「国家試験合格発表」</p> <p>勤労者医療の専門的知識を有する看護師を養成するため、以下の取組の充実を行った。</p> <p>(ア) 勤労者医療の推進や職業と疾病の関係性等について知識を深める以下の教育を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤労者医療概論やメンタルヘルス、両立支援、災害看護等の特色ある授業の実施。 基礎から専門・統合分野に至る全ての分野の授業に対し、勤労者医療の視点を導入。 治療と仕事の両立支援の現状について理解を深めるための、企業施設及び作業環境の見学やリハビリテーション施設見学の実施。 <p>(イ) 令和元年度においても、近接する13の労災病院において、延べ約37,400日の臨地実習を継続的に実施した。</p> <p>また、学生が勤労者医療に関する学内講義と医療の実践を結び付けて理解できるよう、勤労者医療概論テキストの改訂を行ったほか、勤労者医療ハンドブックを活用し、勤労者看護に関する指導内容の充実を図った。</p> <p>ク 労災病院間における医師の派遣</p> <p>労災病院間における医師派遣については、医師確保が特に困難な状況にある労災病院が提出した医師派遣要望書に基づき、地区ブロック会議等で派遣協力を依頼するとともに機構役員等が個別に各労災病院長に協力依頼を行った。</p> <p>医師の派遣については、関係大学医局の意向、派遣元労災病院の欠員補充等の調整に取り組んだ結果、令和元年度は、2件の労災病院間の医師派遣（計7人）が行われ、地方の医師不足が深刻な労災病院を支援した。</p> <p>【令和元年度労災病院間医師派遣実績】 東北労災病院→青森労災病院（呼吸器内科） 中部労災病院→旭労災病院（麻酔科） ※派遣医師数計 7人</p> <p>(4) 産業保健総合支援センターに従事する職員の育成</p>	全国平均※	89.3%	89.2%		
全国平均※	89.3%	89.2%							

<p>員の育成</p> <p>事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催すること。</p> <p>(5) 障害者雇用の着実な実施</p> <p>障害者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)において定められた法定雇用率を着実に上回るとともに、雇用した障害者の定着を図ること。</p>	<p>員の育成</p> <p>事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催する。</p> <p>(5) 障害者雇用の着実な実施</p> <p>ア 障害者の採用及び離職状況を定期的に把握し、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)において定められた法定雇用率を着実に上回るよう措置する。</p> <p>イ 障害者の募集・採用から、配置・定着に至るまでの取組及び雇用体制の整備に係るマニユア</p>	<p>員の育成</p> <p>事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催する。</p> <p>(5) 障害者雇用の着実な実施</p> <p>ア 障害者の雇用については、採用及び離職状況を定期的に把握し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和35年法律第123号)において定められた法定雇用率を着実に上回る。</p> <p>イ 障害者雇用の実情に応じた障害者雇用に関するマニュアルについて周知・活用するととも</p>	<p>・産業保健総合支援センター職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催しているか。</p> <p>・障害者の雇用について、法定雇用率を着実に上回っているか。</p> <p>・障害者雇用に関するマニュアルについて周知・活用し、当該マニュアルに基づく研修及び情</p>	<p>事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供するため、産業保健総合支援センター職員の能力向上に向けた研修計画を定め、以下のとおり研修を開催した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務の円滑な遂行のため、新任副所長に対して、年度当初(平成31年4月4日)にWEB形式で研修を実施。 ② 職員の能力向上のため、事務職員として配置された新任職員に対して、年度当初(平成31年4月23日)に集合研修を実施。 ③ 産業保健総合支援センターで実際に支援の調整を行う専門職への集合研修の実施(令和元年6月20日:産業保健専門職、令和元年9月24日:労働衛生専門職(両立支援担当))。 ④ 職員の資質向上のため、事務職員に対して、WEB形式で打合せを実施(令和2年3月18日)。 ⑤ 産業保健総合支援センターに赴いての業務指導で個別職員に対して業務精度の向上に資するよう指導を実施(計10センター)。 <p>(5) 障害者雇用の着実な実施</p> <p>本部に理事長直轄の障害者雇用専門職及び障害者雇用専門員を配置し、本部及び各施設における障害者採用及び離職状況について定期的に把握し、理事会にて情報共有を図るとともに、各施設に対し障害者雇用に係る必要な指導、助言等を行った。</p> <p>令和元年6月1日現在の障害者雇用率は2.82%と、法定雇用率(2.5%)を上回る状況を継続している。</p> <p>これまでの取組について、外部有識者によるチェックを実施し、着実に取組が行われている旨の評価を得たことを踏まえ、令和元年度は、円滑な障害者雇用の更なる促進と定着に向け、「障害者雇用サポートマニュアル」の改訂を行い各施設に配布したほか、研修会や各種会議で内容の周知と活用を依頼した。</p> <p>雇用率が低い施設において、障害者雇用について理解を深める講演等を行い、障害者が従事する職務を選定した上で、障害者就業・生活支援センターや障害者職業センターと連携し、面談や採用前実習を行うなど、確実な定着につながるよう採用活動の支援を行った。</p>		
--	--	---	---	---	--	--

<p>2 労働安全衛生融資貸付債権の管理 労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について適切に債権管理等を行うこと。</p>	<p>2 労働安全衛生融資貸付債権の管理 労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について、貸付先事業所の状況に応じた適切な債権管理等を行う。</p>	<p>2 労働安全衛生融資貸付債権の管理 労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について、債権の区分に応じて以下のとおり取り組む。 （1）破産更生債権を除いた債権について、弁済計画に基づいた年度回収目標額6百万円を回収する。 （2）破産更生債権について、貸付先事業所の状況に応じた適切な債権管理を行う。</p>	<p>2 労働安全衛生融資貸付債権の管理 順次計画、実施しているか。 ・破産更生債権を除いた債権について、年度回収目標額6百万円を回収しているか。 ・破産更生債権について、貸付先事業所の状況に応じた適切な債権管理を行っているか。 ・内部統制の構築・運用状況に</p>	<p>さらに、障害者の雇用と定着に向け、今後定期的に障害者雇用に関する通信を各施設宛て発信していく計画としている。</p> <p>2 労働安全衛生融資貸付債権の管理</p> <p>労働安全衛生融資については、平成13年度をもって新規貸付を停止して以降、貸付債権の管理・回収業務のみを行ってきた。約定償還に基づく弁済計画を策定し、その実施状況について評価を行った。また、繰上償還等により約定償還の弁済計画に変更が生じるため、弁済計画の見直しを行っている。 こうして策定した弁済計画に基づき、破産更生債権を除いた債権について、令和元年度は、目標を上回る11百万円を回収した。</p> <p>破産更生債権について、実質廃業状態にある1事業所の貸付債権を償却した。</p> <p>債権区分別回収状況（令和元年度） （単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1101 1352 2006 1583"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期首債権額</th> <th>回収額</th> <th>償却額</th> <th>年度末残債権額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正常債権</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>-</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>貸倒懸念債権</td> <td>34</td> <td>6</td> <td>-</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>破産更生債権</td> <td>124</td> <td>3</td> <td>23</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>165</td> <td>14</td> <td>23</td> <td>128</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 内部統制の充実・強化等</p> <p>（1）内部統制の充実・強化</p> <p>○ 内部監査の実施 ・ 本部及び32施設の内部監査を実施。</p>	区分	期首債権額	回収額	償却額	年度末残債権額	正常債権	7	5	-	2	貸倒懸念債権	34	6	-	28	破産更生債権	124	3	23	98	合計	165	14	23	128		
区分	期首債権額	回収額	償却額	年度末残債権額																											
正常債権	7	5	-	2																											
貸倒懸念債権	34	6	-	28																											
破産更生債権	124	3	23	98																											
合計	165	14	23	128																											
<p>3 内部統制の充実・強化等 内部統制については、総務省の「独立行政法人の業務の適正</p>	<p>3 内部統制の充実・強化等 （1）内部統制の充実・強化 内部統制については、総務省</p>	<p>3 内部統制の充実・強化等 （1）内部統制の充実・強化 内部統制の充実・強化について</p>	<p>3 内部統制の充実・強化等 内部統制の構築・運用状況に</p>																												

<p>を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）並びに総務省独立行政法人評価制度委員会、有識者会議及び労働WG等において通知、指摘等された事項に基づき、法人のリーダーシップの下、必要な規程等の整備、見直しを行うとともに、内部統制の仕組が有効に機能しているかどうかの点検及び検証、点検等結果を踏まえた必要な見直しを行う等充実及び強化を図ること。</p>	<p>の「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）並びに総務省独立行政法人評価制度委員会、有識者会議並びに労働WG等において通知、指摘等された事項に基づき、理事長のリーダーシップの下、必要に応じ規程等の見直しを行うとともに、内部統制の仕組が有効に機能しているか点検及び検証を行い、点検結果を踏まえた必要な見直しを行う等、更なる充実及び強化を図る。</p> <p>また、内部統制の構築・運用状況について、内部監査室においては本部に関して毎年度、施設に関しては原則3年に1度の監査を行うとともに、内部統制</p>	<p>では、機構に課せられたミッションを適正に遂行するため、次に掲げる事項に取り組むとともに、内部統制の構築・運用状況に関し、内部監査室において本部及び病院等の施設に対する定期的な監査等を実施する。</p> <p>上記監査結果等も踏まえ、更なる内部統制の充実・強化に継続的に取り組む。</p> <p>ア 業務の有効性及び効率性</p> <p>内部統制委員会において中期目標等の達成を阻害するリスクの評価などに引き続き取り組む。</p> <p>また、業務部門ごとの業務フローの作成、業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等に取り組む、内部統制</p>	<p>関し、内部監査室において本部及び病院等の施設に対する定期的な監査等を実施しているか。</p> <p>・内部統制委員会において中期目標等の達成を阻害するリスクの評価などに取り組んでいるか。</p> <p>・業務部門ごとの業務フローの作成、業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等に取り組んでいるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内部統制の構築・運用体制、コンプライアンスの徹底・個人情報保護の適切な管理を図るための委員会・教育研修体制等を含む事務・事業の適正かつ効率的、効果的運営の実施状況について監査し、理事長及び監事に報告を行った。 <p>(参考) 令和元年度実施内訳 本部、病院11施設、看護専門学校3施設、治療就労両立支援センター2施設、産業保健総合支援センター16施設</p> <p>ア 業務の有効性及び効率性</p> <p>これまで、業務部門ごとの業務フローの作成、業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等（以下「業務フロー及び評価等」という。）については、コンプライアンス推進委員会及び内部統制委員会に諮り、平成29年度に本部が所掌する10事業から取組を始め、平成30年度には本部の全部署に取組を展開する等段階的に進めてきたところである。また、一度作成した業務フロー及び評価等について見直し等の精緻化に取り組んでおり、令和元年度においては、平成30年度に機構本部の全部署で作成した業務フロー及び評価等の精緻化を行った。</p> <p>また、今後施設において業務フローの作成及びリスク因子の把握、原因分析、評価等に関する取組を進めていくための検討を行った。</p>		
--	--	---	--	--	--	--

	<p>担当部門へのヒアリング、内部監査室の監査報告書等を通じて監事の監査を受ける。</p>	<p>の充実・強化を図る。</p> <p>イ 法令の遵守</p> <p>規程について見直しを検討し、必要に応じ改正等を行い、内部統制の充実・強化等を図る。また、コンプライアンスを徹底させるため、具体的な事例に即した法令遵守の重要性について、外部専門家を交えて継続的な研究を行うとともに、その成果を踏まえ各種会議、研修会等を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底する。</p> <p>ウ 資産の保全</p> <p>機構が保有する資産については、適正に管理を行うよう引き続き会議及び研修会において周知・徹底する。</p> <p>エ 財務報告等の信頼性</p> <p>財務報告等の信頼性を確保するため、独立行政法人通則法</p>	<p>・規程について見直し、必要に応じ改正等を行っているか。</p> <p>・具体的な事例に即した法令遵守の重要性について、外部専門家を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底しているか。</p> <p>・機構が保有する資産について、適正に管理を行うよう会議及び研修会において周知・徹底しているか。</p> <p>・独立行政法人通則法に基づく監事の監査、会計監査人の監査</p>	<p>イ 法令の遵守</p> <p>規定については、法改正等、必要に応じ、見直しを行い、改正した。</p> <p>-法改正等に基づき改正した規程の具体例-</p> <p>「個人情報保護規程」</p> <p>「情報セキュリティ対策規程」</p> <p>等</p> <p>職員の法令遵守意識の強化を図るべく、各種会議（院長、副院長、事務局長、看護部長等対象の会議、総務業務打合せ）等の機会を捉えて、コンプライアンスに係る留意事項等についての徹底等を図るほか、本部が主催する集合研修（管理職研修、主任・係長研修、新規採用職員研修等）や施設で実施する研修会や講演会等において、法令遵守の重要性について、意識の醸成を図った。</p> <p>また、平成26年度から実施しているコンプライアンス強化週間においては、個人情報の取扱い、交通法規遵守、ハラスメント防止等をテーマとして、各施設において研修会の実施等の取組を行うとともに、全職員に対する指導を徹底するため、各施設が取り組みやすいテーマにより短時間で研修を行うことができる研修資料を外部専門家による助言を受けて作成し、配布したほか、本部においても全役職員に対して関係規程や留意事項について改めて周知、徹底を図った。</p> <p>さらに、令和元年6月に労働施策総合推進法等が改正され、令和2年度に施行されることを踏まえ、令和元年10月に、ガバナンスを強化することを目的として、機構内の全管理職を対象としたハラスメントに関する管理職研修をWEB形式で実施するとともに、令和2年1月に、外部講師を招聘して本部管理職を対象とする講演会を開催した。</p> <p>ウ 資産の保全</p> <p>固定資産の適正な管理について、以下の会議等において周知、徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国労災病院事務局長会議（平成31年4月） ・ 全国労災病院会計・用度課長会議（令和元年9月） ・ 会計業務打合せ（令和元年10月） <p>エ 財務報告等の信頼性</p> <p>独立行政法人通則法に基づく監事の監査、会計監査人の監査を受け財務報告等の信頼性を確保した。</p>		
--	---	---	--	---	--	--

	<p>(2) 業績評価の実施</p> <p>外部有識者による業績評価委員会を開催し、事業ごとに事前・事後評価を行い、業務運営に反映させる。また、業績評価結果については、インターネットの利用その他の方法により公表する。</p> <p>(3) 事業実績の公表等</p> <p>毎年度、決算終了後速やかに事業実績等をインターネットの利用その他の方</p>	<p>(平成11年法律第103号)に基づく監事の監査、会計監査人の監査を行う。</p> <p>(2) 業績評価の実施</p> <p>業務の質の向上に資するため、内部業績評価に関する業績評価実施要領に基づき、機構自ら業務実績に対する評価を行い翌年度の業務運営に反映させ、業務改善を推進する。</p> <p>また、外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する事後評価及び翌年度業務運営に対する事前評価を実施し、その結果をホームページ等で公表するとともに、業務運営に反映させる。</p> <p>(3) 事業実績の公表等</p> <p>決算終了後速やかに事業実績をホームページで公開することにより、業務の</p>	<p>を行っているか。</p> <p>・機構の業務実績に対する自己評価を行い、翌年度の業務運営に反映させ、業務改善を推進しているか。</p> <p>・外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する事後評価及び翌年度業務運営に対する事前評価を実施し、その結果をホームページ等で公表し、業務運営に反映させているか。</p> <p>・決算終了後速やかに事業実績をホームページで公開しているか。</p>	<p>(2) 業績評価の実施</p> <p>ア 各事業においてバランス・スコアカード（以下「BSC」という。）を用いて、5つの視点（利用者、質の向上、財務、効率化、組織の成長と学習）から令和元年度の目標を定めるとともに、平成30年度BSC年間評価を実施し、目標と実績に乖離があった事項に関しては原因分析を行い、PDCAサイクルによる業務改善を図っている。また、令和元年度上半期評価において計画に対する実績を検証し、年間の目標達成に向けた更なる業務改善を促した。</p> <p>イ 業務運営について受益者等の多様な意見や有識者の専門的な意見を反映させるため、外部有識者（学識経験者4人、経営者団体代表者2人、労働者団体代表者2人）から構成する業績評価委員会を6月24日及び12月26日に開催した。</p> <p>【第1回業績評価委員会】（令和元年6月24日開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度の業務実績について 第3期中期目標期間業務実績について <p>【第2回業績評価委員会】（令和元年12月26日開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣による平成30年度及び第3期中期目標期間業務実績評価について 令和元年度上半期業務実績について 第1回業績評価委員会における提言、意見への対応状況について <p>業績評価委員会における主な提言・意見については、「最近の傾向として精神障害による労災認定が増えていることから、メンタルヘルスの分野について、今後より一層積極的に情報発信いただきたい。」との意見を受け、自らのストレスや心の健康状態について正しく認識できるようにするための「こころの健康気づきのヒント集」、メンタルヘルス不調により休業した労働者に対する職場復帰を促進するための「職場復帰支援の手引き」、それぞれの改訂版を事業所向けに発行した。加えて、メンタルヘルス対策促進員を14人増員し、事業場におけるメンタルヘルス対策強化を図った。</p> <p>また、業績評価委員会による業務実績に対する事後評価及び翌年度業務運営に対する事前評価を実施した結果について、機構ホームページで公表した。</p> <p>(3) 事業実績の公表等</p> <p>決算終了後速やかに事業実績をホームページで公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、当該サイト内に設けた「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」を通じ、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させ、業務内容の充実を図った。</p>		
--	--	---	---	---	--	--

	<p>法により公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。</p> <p>4 公正で適切な業務運営に向けた取組</p> <p>活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。</p> <p>また、研究員が関与する研究については、遵守すべき研究倫理に反する行為や利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策や、研究費の不正使用防止対策の実施等、研究員が高い職業倫理を持って研究活動</p>	<p>透明性を高めるとともに、当該サイト内に設けた「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」を通じ、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させ、業務内容の充実を図る。</p> <p>4 公正で適切な業務運営に向けた取組</p> <p>諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図るとともに、各種会議、研修等を通じて、個人情報保護について留意すべき事項等を周知、徹底することや情報セキュリティ対策を推進することにより、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。</p> <p>特に、研究員が関与する研究については、遵守すべき研究倫理に反する行為</p>	<p>・ホームページ内「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」を通じ、広く機構の業務に対する意見・評価を求めているか。</p> <p>・情報の公開を図り、各種会議、研修等を通じて、個人情報保護について留意すべき事項等を周知、徹底することや情報セキュリティ対策を推進しているか。</p> <p>・研究員が関与する研究について、遵守すべき研究倫理に反する行為等の防止対策、また、研究費の不正使用防止対策の実施等、研究員が高い職業倫理を持って研究活動を</p>	<p>4 公正で適切な業務運営に向けた取組</p> <p>○ 情報の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度における情報公開開示請求は15件であった。 情報の公開については、独立行政法人通則法等に基づく公表資料(中期計画、年度計画、役員報酬・職員給与規程等)のみならず、公正かつ確かな業務を行う観点から、調達関係情報、特許情報、施設・設備利用規程等もホームページ上で積極的に公開した。 個人情報保護の重要性について、院長会議を始めとする諸会議や管理職を対象とした研修会等を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底した。 情報セキュリティポリシーや具体的な情報セキュリティ対策に係る留意事項等について周知徹底を図り、各種全国会議や担当者打合せにおいて、情報セキュリティ対策の徹底について指示を行った。 <p>○ 研究不正の防止のための取組</p> <p>研究員が関与する研究について、研究員が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう研究に携わる研究員を対象に、利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策、研究費の不正使用防止対策の実施等の内容を盛り込んだ研修を、令和元年度は2回行った。</p>		
--	--	--	---	--	--	--

<p>4 決算検査報告指摘事項への対応</p> <p>これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを図ること。</p> <p>5 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>機構において所有する個人情報については、外部に流出することがないように、対策を講じること。</p> <p>また、サイバーセキュリティ基本法（平成26</p>	<p>を行うことができるよう必要な措置を講じる。</p> <p>5 決算検査報告指摘事項への対応</p> <p>これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを行うものとする。</p> <p>6 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>機構において所有する個人情報については、外部に流出することがないように、対策を講じる。</p> <p>また、サイバーセキュリティ基本法（平成26</p>	<p>や利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策、また、研究費の不正使用防止対策の実施等、研究員が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な研修を実施する。</p> <p>5 決算検査報告指摘事項への対応</p> <p>平成24年度決算検査報告において改善の処置を要求された土地のうち、処分が完了していない和歌山労災病院移転後跡地の一部の土地について手続きを進める。</p> <p>6 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>個人情報保護について、各種会議、研修会等を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底する。</p> <p>また、機構において所有する個人情報につい</p>	<p>行うことができるよう必要な研修を実施しているか。</p> <p>・和歌山労災病院移転後跡地の一部の土地について平成24年度決算検査報告において指摘された改善に係る手続きを進めているか。</p> <p>・個人情報保護について、各種会議、研修会等を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底しているか。</p> <p>・機構において所有する個人情報について、情</p>	<p>5 決算検査報告指摘事項への対応</p> <p>和歌山労災病院移転後跡地については一部重複している市道計画用地を令和元年7月16日付けで市へ売却が完了した。市道計画用地の売却が完了したため、病院職員用駐車場を整備し残った敷地について、地元行政機関等に買受意向の打診を行う等売却に向けて準備を行った。</p> <p>6 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>ア 個人情報保護の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護の重要性について、全国労災病院長会議を始めとする各種会議や管理職を対象とした研修会等を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底した。 令和元年度においては、職員研修室主催の集合研修において、情報セキュリティ対策に係る講義を17回実施した。 令和元年12月に「公文書の作成に関する達」を改正した上で、作成した情報や法人外から入手した情報に対して、「格付け」及び「取扱制限」の明記について研修会等を通じて周知した。 <p>イ 情報セキュリティ関係規程の見直し</p> <p>「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」が平成30年に改定されたことを</p>		
--	--	--	---	---	--	--

<p>年法律第104号) 第25条第1項に基づく最新の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。</p>	<p>年法律第104号) 第25条第1項に基づく最新の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策(保有個人情報等を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する、確固たるセキュリティ対策を講じる等、ハード及びソフトの両面での不断の見直しを行う等)を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。</p>	<p>ては、外部に流出することがないよう、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第25条第1項に基づく最新の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策(保有個人情報等を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する、確固たるセキュリティ対策を講じる等、ハード及びソフトの両面での不断の見直しを行う等)を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。</p>	<p>報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行い、適切な情報セキュリティ対策(保有個人情報等を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する等)を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組んでいるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策を改善しているか。 ・国の監査に準じたマネジメント監査等を実施しているか。 	<p>踏まえ、令和元年9月に情報セキュリティ対策規程の改正及び情報セキュリティ対策に関する業務の実施手順書策定を行った。</p>	<p>ウ 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>全施設に対して情報セキュリティに係る注意喚起文(令和元年度:224回)を発出することで、継続的に情報セキュリティポリシーや具体的な情報セキュリティ対策に係る留意事項等について周知徹底を図るとともに、各種全国会議や担当者打合せにおいて、情報セキュリティ対策の徹底等について指示等を行った。</p> <p>令和元年12月に、組織体制に合わせ、「最高情報セキュリティ責任者」、「統括情報セキュリティ責任者」、「情報セキュリティ責任者」、「情報セキュリティ管理者」、「業務従事者」の役割別に自己点検票を作成し、職員の情報セキュリティ対策に係る認識について点検し、組織的対応力の強化を行った。</p> <p>また、令和元年8月及び令和2年1月に標的型メール攻撃を想定した情報セキュリティインシデント訓練を本部及び施設において実施した。また、令和元年10月に厚生労働省と情報セキュリティインシデント対処に係る連携訓練を実施した。</p> <p>更に、所有する診療情報等の個人情報については、外部に流出することがないように、引き続き保有個人情報を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離することを徹底した。</p>	<p>エ 情報セキュリティ監査及び情報セキュリティ対策の改善</p> <p>令和元年度においては、令和元年11月に「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成30年7月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定)」に基づき、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)による情報セキュリティ監査が実施された。また、「独立行政法人等におけるセキュリティ対策の強化等について」(平成27年7月22日サイバーセキュリティ対策推進会議議長指示)に基づき、第三者監査(訪問監査及びペネトレーション(疑似侵入)テスト)を25施設に実施した。</p> <p>これらの指導結果に基づき、各施設に情報セキュリティ指導事項改善報告書を作成させ、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図った。</p> <p>上記の取組により、令和元年度において重大な情報セキュリティインシデントの発生はなかった。</p>	
--	---	--	---	--	---	---	--

<p>6 既往の閣議決定等の着実な実施</p> <p>既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。</p>	<p>年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講じる。</p> <p>さらに、国の監査に準じたマネジメント監査等を実施する。</p> <p>7 既往の閣議決定等の着実な実施</p> <p>既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。</p>	<p>年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講じる。</p> <p>さらに、国の監査に準じたマネジメント監査等を実施する。</p>				
---	---	---	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>